

松江市行財政改革実施計画

(計画対象期間：令和２年度～令和６年度)

令和６年度 及び 総合 実施報告書

※表紙裏面白紙

※この資料は、4ページ以降を偶数ページ、奇数ページの見開きで印刷することを想定して作成しています。

第3次松江市行財政改革大綱実施計画 実施状況報告 目次

基本方針		取組項目	No	要素項目名	頁
① 市民サービスの 「質」の 向上	(1)	担い手育成と共創・協働の推進	10101	市民とのまちづくりの推進	4
			10102	地域における要配慮者支援体制の構築	6
			10103	林道愛護団の育成による林道の適正な維持管理	8
			10104	審議会等の見直し	10
	(2)	分かりやすい情報発信による開かれた市政の推進	10201	ホームページの改善及びソーシャルメディアを活用した広報の検討	12
	(3)	ICTを活用した市民の利便性の向上	10301	電子手続き等の拡充	14
			10302	災害時の情報伝達手段の強化	16
	(4)	市民満足度を高める窓口機能の拡充に向けた検討	10401	窓口のあり方検討	18
② 持続可能な財政基盤の確立	(5)	市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進	20101	収入未済額の縮減<市税等滞納整理対策本部会議>	20
	(6)	新たな財源を含めた歳入の確保	20201	使用料・手数料、分担金・負担金等の見直し	22
			20202	ふるさと寄附による財源の確保	24
			20203	新たな広告事業の導入による広告料収入の確保	26
	(7)	地方債残高の縮減及び公債費の抑制	20301	繰上償還の積極的な実施	28
	(8)	公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用	20401	公共施設適正化計画の策定・実施（複合化・多機能化、統廃合、民間譲渡等）	30
			20402	支所と公民館の複合化と支所の事務事業見直し	32
			20403	公民館制度の全市一本化に向けた取り組み	34
			20404	温泉・宿泊施設のあり方検討	36
			20405	体育施設のあり方検討並びに維持管理手法の見直し	38
			20406	未利用財産（土地、建物）の処分並びに利活用	40
			20407	旧南北工場（旧可燃ごみ処理施設）解体撤去と跡地の処分・利活用	42
	(9)	公営企業の健全経営・民営化	20501	経営計画に基づく上水道・下水道の運営	44
			20502	ガス事業の民営化による地域経済の活性化	46
			20503	交通事業の経営健全化	48
			20504	市立病院の経営健全化	50
	(10)	外郭団体の見直し	20601	外郭団体の見直し	52
			20602	松江市社会福祉協議会のあり方検討・実施	54
③ 最大の効果を生み出す行政運営の実現	(11)	事業のあり方・やり方の抜本的な見直し	30101	コミュニティバスの効率的な運行	56
			30102	補助金制度改革	58
			30103	福祉バスの補助制度化によるサービスの拡充	60
			30104	事務事業の見直しと事務改善（効率化・簡素化）の推進	62
			30105	行政マネジメントシステムの運用	64
	(12)	アウトソーシングの推進	30201	指定管理者制度の活用	66
			30202	保育所の民営化と幼稚園の統廃合に向けた取り組み	68
			30203	学校給食センターの再編・統合・民間資源の活用	70
			30204	窓口業務の民間委託	72
	(13)	内部事務の集約と執行の効率化	30301	公文書の電子化による適正管理に向けた取組の推進	74
			30302	次期行政情報システムの導入に向けた検討	76
			30303	ICT技術を活用した事務効率化の推進	78
	(14)	働きやすい環境づくり	30401	労働生産性を高めるオフィス環境整備の推進	80
			30402	ワークライフバランスの推進	82
	(15)	職員の人財育成による資質と意識の向上	30501	松江市人財育成基本方針の推進	84
	(16)	定員管理と組織の適正化	30601	定員管理計画に基づく組織・人員体制の適正化	86
			30602	署所再編実施後期計画	88

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

10101

要素項目名		市民とのまちづくりの推進							
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上							
取組項目(主) (副) (副)		担い手育成と共創・協働の推進							
担当課		市民部市民生活相談課		実施期間		令和2年度		から まで	
現状		市民、NPO、企業、行政がそれぞれの強みを生かし、連携しながらまちづくりを進める仕組みを整え、市民活動・地域活動への参画を促進するため、まちづくり推進事業として、「まちづくりを考える日」を開催している。令和4年度からは市民の方から市民活動・地域活動のアイデアを提案いただき、市民、NPO、企業、行政等が知恵を出し合って充実化を図り、つながっていく「まちづくりでつながる日」を開催予定としており、「市ホームページ」などを活用した情報発信も行っている。							
課題		より多くの市民、NPO、企業、行政などに市民活動・地域活動に参画していただく必要がある。							
改革の内容	概要	市民活動・地域活動への参画を促進するために事業を適宜見直し、より効果的な仕組みや内容を目指す。							
	詳細	○地域課題の共有を図り、地域の実情や市民活動・地域活動の大切さを知っていただく機会を設け、より多くの方に参加いただける仕組みにする。 ○先進的に取り組んでいたり、ユニークな市民活動・地域活動について情報共有し、興味・関心をもっていただけるよう促す。 ○町内会・自治会連合会と連携して実施することで、町内会などの事例発表や情報共有の場も設け、市民・地域間交流の活性化や、参加者の裾野を広げる取組とする。 ○市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政などがつながる機会を設け、市民活動・地域活動についての情報共有や、実践へのきっかけづくりを行う仕組みをつくる。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		まちづくり推進事業の見直し（検証、改善を含む）				●	●	●	●
		まちづくりに関する情報発信				●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		0		市民活動・地域活動への市民の参画割合％（松江市総合計画指標項目）を数値目標とし、R11年度の数値目標を65％とする。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
7月	まちづくりを考える日		
2月	まちづくりでつながる日		
通年	市HPなどで市民向け情報発信		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業を中止したため、「評価対象外」としている。	0
R3	A	新事業「まちづくりを考える日」を開催して、市民、NPO、企業、行政などで市民活動・地域活動の共有し、まちづくりの推進を図った。	0
R4	A	「まちづくりを考える日」で地域の課題解決に向けた取り組み事例を共有し、新事業「まちづくりでつながる日」では地域での新たな取り組みについて、様々な団体が一緒になって知恵を出し合い、地域で応援していく土壌が形成できた。	0
R5	A	前年度の「まちづくりでつながる日」にて課題解決につながった団体を、「まちづくりで考える日」で成功事例として共有することができ、ふたつのイベントの連携を図ることができた。	0
R6	A	「まちづくりを考える日」で先進的な市民活動・地域活動について情報共有し、発表団体間の交流を促すことができ、「まちづくりでつながる日」によって参加者間をつなげ発表団体の活動の裾野を広げることができた。	0
※ 総合	A	「まちづくりでつながる日」にて参加者同士をつなげることにより活動を活性化させ、それを成功事例として「まちづくりで考える日」にて広く周知することで、二つのイベントを連携させ市民活動・地域活動への参画を促進させるきっかけづくりの仕組みを構築することができた。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	「まちづくりを考える日」に参加した方が「まちづくりでつながる日」にてアイデアを提案し活動の裾野を広げた事例があり、二つのイベントが地域活動実践へのきっかけづくりの一つとして機能していると言えることから、今後もこの二つのイベントの連携により地域活動のきっかけづくりを促していきたいと考えている。 なお、双方のイベントの参加者の中に、学生など若い年代の参加者があり、「まちづくりを考える日」では子育て世代が発表し活発な質疑応答がなされ、「まちづくりでつながる日」では発表団体と大学生がつながり事業を展開した事例があったことから、関係者からは、広い年代、特に若い世代の参加をより促してほしいとの声が挙がっている。 【参考】 市民活動・地域活動への市民の参画割合％ R3：37.7％ R4：56.1％ R5：51.5％ R6：54.8％
課題	市民活動・地域活動に、より若い世代の参加者を増やす必要がある。
対応方針	市民、町内会・自治会、NPO、企業などの市民活動・地域活動の参画するきっかけづくりや、つながる機会としての「まちづくりを考える日」「まちづくりでつながる日」を引き続き開催し、その開催日時や会場などについて、若い世代が参加しやすいように配慮したものとするなど、若い人が参加する仕掛けづくりを行う。また、当課で実施している「まちづくり活動応援補助金」を活用した団体にも二つのイベントに参加いただくなど、連携を検討する。
メモ・参考	まちづくり活動応援補助金：29地域の住民や団体などが主体となり「地域版まちづくり総合戦略」や「MATSUE DREAMS 2030」などに掲げた取組を行うことに対し、補助金を交付し支援する事業。予算額10,000千円。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

10102

要素項目名		地域における要配慮者支援体制の構築					
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上					
取組項目(主) (副) (副)		担い手育成と共創・協働の推進					
担当課		健康福祉部健康福祉総務課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		要配慮者(高齢者や障がい者など配慮が必要な方)が、住みなれた地域でいつまでも安心・安全に暮らしていけるよう、地域コミュニティ(共助)を活用した平常時及び災害時の支援体制を構築することを目的に、各地域の実情に応じた支援組織の立ち上げを推進している【「要配慮者支援(組織設置)推進事業」】。 本事業は平成23年度から取り組んでおり、要配慮者の把握や見守り、生活支援等の活動をおこなう「要配慮者支援組織」の設置時および運営時に補助を実施している。 令和6年度末時点では225の支援組織が発足しており、全市の世帯カバー率は、現状46.9%で、目標としている世帯カバー率70%には達していないものの毎年新規組織数は増えている。					
課題		- 令和5年度までに全市の約70%の世帯をカバーする要配慮者支援組織の設置を目標に掲げている。 - 要配慮者支援組織の活動内容が充実するよう、また、未設置地区の立ち上げの参考となるよう事例の周知や研修等に取り組む必要がある。 - 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の名簿作成が義務付けられ、国指針により、本人同意を条件とした平常時からの避難支援等を行う関係者への名簿提供や個別避難計画の作成を実施することとされたところであり、要配慮者支援組織への名簿提供や、個別避難計画作成について、地元関係者ととともに進めていく必要がある。 - 要配慮者支援組織の立ち上げが進まない要因として、支援者の担い手不足や町内会・自治会長が1年で交代する地域では事業の内容が伝わりにくいこと、補助金交付申請の手続きの煩雑感や、個人情報の管理に関する不安などがある。 - 住民の安心・安全に関しての組織である自主防災組織や要配慮者支援組織については、松江市が地域に設置を勧めているが、役割が重複するなど住民にとって分かりにくい状況となっている他、一部地域では、高齢化、担い手不足といった理由から、組織を結成していても活動が困難あるいはできない状況になっており、そのような団体が今後増加する可能性がある。					
改革の内容	概要	要配慮者支援組織の設立を拡大し活動を充実することで、災害時はもとより平常時から高齢者や障がい者等の要配慮者を地域で支える「共助」の仕組みを構築する。					
	詳細	- 要配慮者支援組織の設立拡大に向けた自治会等への地元説明会を開催する。 - 要配慮者支援組織の活動の充実、設置の推進に向けた研修会等を開催する。 - 地域内の要配慮者の把握のために、名簿情報提供について同意を得た要配慮者の名簿を、要配慮者支援組織に提供するとともに、個別避難計画作成を地元とともに進める。 - 既に見守りの仕組みが整っており、要配慮者支援組織を結成するまでもない地域について把握する。					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	要配慮者支援組織の設立拡大に向けた取り組み		●	●	●	●	●
	要配慮者支援組織の活動充実に向けた取り組み		●	●	●	●	●
	要配慮者支援組織への避難行動要支援者名簿の提供		●	●	●	●	●
	要配慮者支援組織による要配慮者の個別避難計画の作成		●	●	●	●	●
改革の目標	累積効果額(千円)	説明					
	0	令和5年度までに全市の約70%をカバーする要援護者支援組織の設置を目指す。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	要配慮者支援組織の拡大の取り組み（説明会の実施）		
通年	避難支援等関係者への名簿情報（同意者名簿）の提供		
通年	個別避難計画の策定推進		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	組織設置の進んでいない地域に向けての説明会の実施や、公民館に向けた組織化の提案等を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地元への説明や地域での話し合いの機会が減少し、新規組織設立が2組織、世帯カバー率は目標45.9%に対し、39.4%であった。（1.5ポイント増）	0
R3	B	地域に向けた説明会の実施や、公民館に向けた組織化の提案を行った。新規組織設立が9組織、世帯カバー率は目標49.6%に対し、42.0%であった。（2.6ポイント増）	0
R4	B	組織設置の進んでいない地域を中心に説明会の実施や、引き続き公民館へ組織化の提案を行った。新規組織設立が1組織、世帯カバー率は目標56%に対し、43.3%であった。（1.3ポイント増）	0
R5	B	前年に引き続き、未設置地域への説明会や公民館への組織化提案を行った。説明会実施件数は、コロナの第5類移行もあり、前年の4回から18回と大きく回復した。新規設立組織は1公民館・7自治会で、世帯カバー率は目標70%に対し、44.7%であった（1.4ポイント増）。	0
R6	B	未設置地域や公民館への組織化提案と説明会による事業周知を実施した。新たに8組織が設立となり、世帯カバー率は目標70%に対し、46.9%であった（前年度比2.2ポイント増）。	0
※ 総合	B	目標の世帯カバー率には達しなかったものの、未設置地域等への説明会や出前講座による事業周知をつづけたことで、毎年発足組織数は増加し、R2年度世帯カバー率39.4%→R6年度世帯カバー率46.9%（+7.5%）となった。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	・自治会や自主防災組織など地域にある住民組織の役割も踏まえて、要配慮者支援組織の目的や役割を丁寧に説明する必要がある。 引き続き、市民部・防災部・健康福祉部の3部が連携して、地域におけるより実効性のある共助・支え合いの体制づくりを進める。 ・引き続き公民館単位での組織化の提案等、地域の実情に応じた働きかけをしていく。 【参考】 ◎説明会・研修会の開催状況 ●令和6年度 19回 ●令和5年度 18回 ●令和4年度 4回 ◎要配慮者支援組織設置に向けた取組経過 ●令和6年度末現在 世帯カバー率46.9%（225組織） ●令和5年度末現在 世帯カバー率44.7%（218組織） ●令和4年度末現在 世帯カバー率43.3%（211組織） ●令和3年度末現在 世帯カバー率42.0%（210組織） ●令和2年度末現在 世帯カバー率39.4%（201組織） ●令和1年度末現在 世帯カバー率37.9%（200組織） ◎「個別避難計画」作成状況 個別避難計画作成の同意者について、被災リスクの高い方から優先して作成。 ●令和6年度末現在（令和7年4月1日時点） ・同意者：8,505名 ・当年度策定数：225名 ・累計策定数：2,203名 ●令和5年度末現在（令和6年4月1日時点） ・同意者：8,899名 ・当年度策定数：290名 ・累計策定数：2,137名
	地域によって組織設置の状況が異なるため、設置が進んでいない地域に対し、より積極的に事業推進を図る必要がある。
課題	
対応方針	自治会単位のみならず、より広範囲での組織化（公民館、自治連等を母体）の提案等、地域の実情に応じた働きかけをしていく。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

10103

要素項目名		林道愛護団の育成による林道の適正な維持管理					
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上					
取組項目(主) (副) (副)		担い手育成と共創・協働の推進					
担当課		産業経済部農林基盤整備課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		林道維持管理業務（除草）は平成30年度実績として、30路線（L=69,850m）を林道愛護団（40団体）に委託をしているが、その他の路線（L=14,300m）については、職員による直営での除草を行っている。					
課題		地元による林道愛護団の設立数増加にむけて取り組んでいるが、近年は伸び悩んでおり、すべての路線を各地域の地元愛護団で管理することには限界があることから、企業による林道愛護団の設立の拡大が必要である。					
改革の内容	概要	林道愛護団の設立を促し、地域住民や企業による林道愛護活動（除草）により、林道の適正管理を推進する。					
	詳細	・引続き各自治会へ林道愛護団の設立を依頼する。 ・企業による除草延長の拡大を依頼する。また、市報やホームページ等で周知を図り設立を促す。 職員が直営で行っている除草業務に係る労務の削減が図れる。 なお、緊急を要する維持管理については引き続き職員で対応する。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		地域住民の林道愛護団の設立拡大に向けた取り組み	●	●	●	●	●
		企業の林道愛護団の設立拡大に向けた取り組み	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		40,000	林道愛護活動の拡大による除草委託費の削減と労務の軽減。 ・林道除草業務委託費の削減 8,000千円/年				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
2月	市報掲載による周知		
4月～5月	新規林道愛護団並びに既存愛護団作業実施計画募集		
5月～12月	作業実施、報告		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	昨年と比較し、新規に地域住民愛護団2団体の加入により作業延長が8,968m増加した。	6,198
R3	A	新たな愛護団の設立はなかったが、一部の愛護団の受け持ち距離が伸びたことで作業延長が5176m増加した。 また、目標額の8000千円を達成した	8,111
R4	A	作業延長は前年度よりも減少したが、直営や業者に委託した際の各種経費の値上がりにより、愛護団活動による削減額は前年度を上回った	8,890
R5	S	作業延長が前年度から大きく伸びたことで、削減額が目標を上回った	10,368
R6	A	各愛護団構成員の高齢化率が高くなっており、廃止及び休止する愛護団の増加により前年度の削減額を下回ったが、R5の作業延長増加により年効果額は目標値を達成する状況となった。	9,241
※ 総合	A	R2からR6の5か年の目標累積効果額は達成できたものの、愛護団構成員の高齢化等により最終年度には愛護団数及び作業延長の減少が見られた。今後も地域住民及び企業等の厚意により愛護団活動の継続と新たな愛護団が設立されるよう、愛護団に対する委託費や作業環境の見直しを実施していく必要があると考える。	42,808

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	○地域住民の林道愛護団の設立拡大 H30.3=30団体、29路線、延長64,620m H31.3=31団体、30路線、延長65,650m（1団体設立） R2.4=32団体、30路線、延長74,518m（2団体設立、1団体休止） R3.4=32団体、30路線、延長79,694m（1団体休止） R4.4=33団体、33路線、延長77,644m（1団体休止、2団体設立）災害に寄る通行不能のため、延長減少 R5.4=33団体、34路線、延長88,748m（1団体廃止、1団体休止、2団体設立） R6.4=32団体、29路線、延長79,124m（2団体廃止、3団体休止、1団体設立） ○企業愛護団設立の条件整備 無償かつ2回以上/年作業の場合、工事入札時（総合 評価）及び完了検査時の加点対象とした。 ○企業愛護団設立の設立拡大 H30.3=7団体、2路線、1,800m 変更なし H31.3=11団体、3路線、4,200m ※全体延長 66,420m→69,850m R2.3=10団体、3路線、4,300m（1団体休止）※全体延長 69,850m→78,818m R3.3=10団体、3路線、4,300m ※全体延長 78,818m→83,994 R4.3=10団体、2路線、3,500m ※全体延長 83,994m→81,144 R5.3=10団体、2路線、3,500m ※全体延長 81,144m→92,248 R6.3=9団体、2路線、3,300m（1団体廃止）※全体延長 92,248m→82,424m
	団体の高齢化等により作業人員が集まらず廃止、休止する団体が増えてきている。
課題	
対応方針	現状行っているホームページや市報での制度の周知活動を継続し、愛護団の新規設立を目指す。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

10104

要素項目名		審議会等の見直し					
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上					
取組項目(主) (副) (副)		担い手育成と共創・協働の推進					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		政策、計画、事業等を検討する際に、必要に応じて審議会等（大学教授などの民間の有識者や関係団体代表者、一般市民等から構成される機関で、地方自治法に基づく附属機関や、規則・要綱等に基づく附属機関に類する機関）を設置し、調査・審議・意見等をいただいている。これら審議会等は、行政の透明性・公正性を確保するとともに、市民意見を市政に反映させるための手段として大きな役割を果たしている。 審議会等の新規設置や委員改選等を行う際は、「松江市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に基づき行政改革推進課に事前協議することとし、審議会数及び委員数が制限際限なく増えないよう確認を行っている。					
課題		・ 審議会等の設置は、市民の意見を市政に反映することができる有効な手段のひとつではあるが、各部局に審議会等が多数設置されており、設置目的や委員構成の類似する審議会等が設置された場合、非効率になるおそれがある。 ・ 委員の選考については、いわゆる充て職や前例踏襲の委員選出方法により委員構成が固定化し、在任期間の長期化、委員公募及び女性委員登用低迷の一因となっている。 ・ 限られた時間内に十分な審議を尽くし、本来の審議会等の設置目的を果たし、併せて市民との共創・協働による市政となるよう、審議会等の性格に応じ適正な規模や委員構成を確認する。					
改革の内容	概要	・ 審議会等の数が非効率に増加しないようにする。 ・ 委員数、委員構成及び公募委員数が指針に従って適正に維持されるよう確認する。					
	詳細	・ 安易に審議会等を新設したり委員数を増やさない。類似した審議会等の統合・分科会化を図る。 ・ 個々の審議会等の性格に応じ、的確な発言や議論が期待できる委員数と委員構成を検討する。 ・ 市民の参加機会の拡大及び協働の観点から、委員の公募を促進する。 ・ 各部局における審議会等の見直し意識を醸成するため、組織戦略課へ事前協議を周知徹底する。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		行政改革推進組織戦略課事前協議の徹底について各課へ通知（年1回）	●	●	●	●	●
		各課との事前協議、見直し実施（随時）	●	●	●	●	●
		手続事務フローやチェックシートの見直し（必要に応じ随時）	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	令和元年度時点 審議会総数 86 ⇒ 事前協議・確認により、現状維持若しくは可能な限り減とする。 延べ委員数 1審議会あたりの委員数 約12名 ⇒ 現状維持とする。 公募委員を任命している審議会数 R1年度 16審議会 ⇒ R6 21審議会 に増とする。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
10月	審議会設置状況の把握（庁内照会）		
12月	組織戦略課への事前協議の徹底について庁内通知		
随時	各課との事前協議実施		
必要に応じ随時	手続事務フロー、チェックシートの見直し		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。 既存設置の審議会等を削減したものの、新規設置が多く令和元年度と比較して審議会総数は増加となった。	0
R3	B	年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。 新規設置が多く令和2年度と比較して審議会総数は増加となった。	0
R4	B	年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。 新規設置が多く令和3年度に引き続き審議会総数は増加となった。	0
R5	B	年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。	0
R6	B	年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。	0
※ 総合	B	期間を通じて随時、各課との事前協議を行い、また委員数削減等の見直しを実施し、審議会総数及び委員数の抑制を行った。 既存設置の審議会等を削減したものの、新規設置が多く令和元年度と比較して審議会総数は増加となった。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容、 実績 等	令和6年度時点 審議会総数 令和元年度 86審議会 ⇒ 令和2年度 91審議会 ⇒ 令和3年度 103審議会 ⇒ 令和4年度 111審議会 ⇒ 令和5年度 112審議会 ⇒ 令和6年度 113審議会 延べ委員数 1審議会あたりの委員数 令和元年度 約12名 ⇒ 令和2年度 約13名 ⇒ 令和3年度 約12名 ⇒ 令和4年度 約10名 ⇒ 令和5年度 約10名 ⇒ 令和6年度 約10名 公募委員を任命している審議会数 令和元年度 16審議会 ⇒ 令和2年度 11審議会 ⇒ 令和3年度 11審議会 ⇒ 令和4年度 10審議会 ⇒ 令和5年度 11審議会 ⇒ 令和6年度 11審議会 【審議会等の総数について】 年間を通じて随時、各課との事前協議を行い、委員数削減等の見直しを行った。 46審議会の減、57審議会の増となり、審議会総数では1増となった。 【新規設置審議会】 ・松江市ガス事業譲渡先選定委員会 ・史跡小泉八雲旧居保存活用計画策定委員会 ・蒼柴垣神事等調査委員会 ・松江市人権施策推進基本方針検討委員会 ・松江市健康まつえ21基本計画推進委員会 ・松江市中学校部活動の在り方検討委員会 ・総合体育館周辺エリア未来ビジョン検討会議 【公募委員について】 当課との事前協議により、未導入の審議会等には公募委員の導入促進を図り、増減なし（公募導入委員会の廃止に伴う1減を含む。）となった。
	課題 ・分野によってはその専門の知識・経験がある人材が少なく新たな委員の人選が難しいことから、方針で定める期間を超えて在任期間が延びる傾向にある。
	対応 方針 新規で設置する必要がある審議会以外については、引き続き見直しを継続し、類似した審議会等の統合 や的確な委員構成となるよう事前の協議の徹底を図る。
	メモ ・審議会総数等集約にあたっては、委員数が多い次の会は除外する。（介護保険認定審査会〔225名〕、 松江市防災会議〔60名〕、松江市国民保護協議会〔60名〕：令和元年12月1日時点）

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

10201

要素項目名		ホームページの改善及びソーシャルメディアを活用した広報の検討					
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上					
取組項目(主) (副) (副)		分かりやすい情報発信による開かれた市政の推進 ICTを活用した市民の利便性の向上					
担当課		政策部広報課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		市政は広範多岐にわたるため、ホームページについてはトップページや共通メニューページを除き、各課にHP管理権限を付与しているが、各課判断によるHP作成の結果、ホームページの構成がわかりづらく、検索しにくい、また、各課により作り方に差があり、統一感がない状況となっている。全体構成としても、暮らしのガイドの見出しコンテンツを「住まい・くらし」「安全・安心」「まちづくり」などのカテゴリー別に分類をしているが、カテゴリーで分類しにくい情報は検索しにくい。 またホームページの編集において、高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する「ウェブアクセシビリティ」について、職員研修を通して理解を深めるなど、基準を満たしたページとなるよう努めている。 ホームページの情報はTwitterと連動し、新着情報、募集情報、報道機関への情報提供資料が公開されるとその情報が自動でツイートされる。フォロワー数は元年12月現在で291人である。					
課題		・ホームページ暮らしのガイドの見出しコンテンツは、カテゴリー別に分類をしているが、カテゴリーで分類しにくい情報の検索が課題となっている。 ・高齢者や視覚障がいを持つ人でも見やすいページとなるよう努めているが、作成者によっては画像等を挿入してページを作成する場合もあり、ウェブアクセシビリティについて全ての職員が理解を深める必要がある。 ・Twitterでは、ホームページの情報と連動したツイートのみを行っているが、他自治体ではLINEなどを活用した双方向の情報発信を行っており、松江市においても多様な情報発信を検討する必要がある。					
改革の内容	概要	市民誰もが知りたい市政情報を簡易に取得できるようわかりやすく、かつ、高齢者や障がい者でも支障なく閲覧可能なウェブアクセシビリティJIS規格に準拠したホームページに改める。また、きめ細やかな情報提供のために、多様な情報発信のあり方について検討する。					
	詳細	・全体の構成を見直し、生活シーン別や行政組織別に検索しやすくする。 ・複数課でページを共有できるようにし、情報の細分化を防止するとともに、作業の効率化と検索性の向上を図る。 ・緊急時に対応できるページを構成する。 ・ウェブアクセシビリティの重要性について、引き続き職員研修の実施により徹底する。 ・ソーシャルメディアによる効果的な情報発信を検討する。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		適正な運用のための職員へのフォローアップ	●	●	●	●	●
		ソーシャルメディアを活用した情報発信について検討	●				
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	令和5年2月に行ったホームページのリニューアルに伴い、ワード検索で各ページにたどりやすくなり、トップページを経由せずに直接該当ページを閲覧するユーザーが増えたため、 【目標値】を『ホームページアクセス件数(トップページ)1,600千件/年』から、 『令和6年度のホームページアクセス件数(全ページ)8,300千件』 『令和6年度末のSNS(X(旧Twitter)、Instagram、Facebook、LINE)登録者総数20千人』へ変更する。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
10月	CMS操作研修		
11月～12月	ウェブアクセシビリティチェック		
秋ごろ	ゆるキャラを活用したSNSの運用		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	ホームページアクセス件数実績：1,702千件／年 研修を実施し、職員の理解を深めた。 ウェブアクセシビリティJIS規格の適合レベルAAに準拠することができた。 情報発信について、媒体や発信方法について検討した。	0
R3	B	ホームページアクセス件数実績：1,331千件／年 研修を実施し、職員の理解を深めた。 ウェブアクセシビリティJIS規格の適合レベルAAに準拠することができた。 TwitterやInstagramなどのSNSでの情報発信を開始。	0
R4	B	ホームページアクセス件数実績：1,563千件／年 研修を実施し、職員の理解を深めた。 ウェブアクセシビリティJIS規格の適合レベルAAに準拠することができた。 TwitterやInstagramなどのSNSでの情報発信。	0
R5	A	ホームページアクセス件数実績：トップページ 830千件／年 全ページ7,325千件／年 ウェブアクセシビリティについて、研修を実施し、職員の理解を深めた。 情報発信の多様化のため、まつえナビ、公式LINEの運用を開始し、市からの情報にアクセスしやすい環境を整備した。 公式LINEをはじめ、各SNSを通じて、きめ細やかな情報発信を行った。	0
R6	A	ホームページアクセス件数実績：トップページ 695千件／年 全ページ7,624千件／年 ウェブアクセシビリティについて、研修を実施し、職員の理解を深めた。 職人商店街LINEスタンプラリーキャンペーンを開催し、LINEを使用した地域活性化に努めた。 また、ゆるキャラ投票に絡めた抽選キャンペーンを開催することにより友だち登録者数を増やし、より多くの人へ情報を届けた。	0
※ 総合	A	ホームページの改修、まつえナビ、公式LINEの運用開始に合わせ、職員研修やLINE登録促進キャンペーンを実施したことで、市民の市政情報取得にあたり、利便性の向上を図ることができた。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	●10月に職員向けのCMS操作およびウェブアクセシビリティの研修を行い、職員の理解を深め、アクセシビリティの重要性を周知した。 ●1～3月に職人商店街と連携をし、LINEを使用したスタンプラリーキャンペーンを開催した。また、2～3月にはゆるキャラ投票に絡めた抽選キャンペーンを開催し、友だち登録者数を大幅に増やすことができた。																																																									
	【ホームページアクセス件数実績】 <table><thead><tr><th></th><th>〈トップページ〉</th><th>〈全ページ〉</th></tr></thead><tbody><tr><td>H30年度</td><td>1,254千件/年</td><td></td></tr><tr><td>R1年度</td><td>1,191千件/年</td><td>5,583千件/年</td></tr><tr><td>R2年度</td><td>1,702千件/年</td><td>13,042千件/年</td></tr><tr><td>R3年度</td><td>1,331千件/年</td><td>11,274千件/年</td></tr><tr><td>R4年度</td><td>1,563千件/年</td><td>9,176千件/年</td></tr><tr><td>R5年度</td><td>830千件/年</td><td>7,325千件/年</td></tr><tr><td>R6年度</td><td>695千件/年</td><td>7,624千件/年</td></tr></tbody></table> 【各SNS登録者数実績(月末時点)】 <table><thead><tr><th></th><th>〈X(旧Twitter)〉</th><th>〈Facebook〉</th><th>〈Instagram〉</th><th>〈LINE〉</th></tr></thead><tbody><tr><td>R3.3時点</td><td>1,496人</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R4.3時点</td><td>5,090人</td><td>858人</td><td></td><td></td></tr><tr><td>R5.3時点</td><td>6,637人</td><td>1,068人</td><td>1,650人</td><td></td></tr><tr><td>R6.4時点</td><td>7,544人</td><td>1,305人</td><td>2,663人</td><td>4,408人</td></tr><tr><td>R7.3時点</td><td>8,291人</td><td>1,558人</td><td>3,768人</td><td>10,262人</td></tr></tbody></table> 【SNS登録者総数実績(月末時点)】 <table><tbody><tr><td>R6.4時点</td><td>15,920人</td></tr><tr><td>R7.3時点</td><td>23,879人</td></tr></tbody></table>		〈トップページ〉	〈全ページ〉	H30年度	1,254千件/年		R1年度	1,191千件/年	5,583千件/年	R2年度	1,702千件/年	13,042千件/年	R3年度	1,331千件/年	11,274千件/年	R4年度	1,563千件/年	9,176千件/年	R5年度	830千件/年	7,325千件/年	R6年度	695千件/年	7,624千件/年		〈X(旧Twitter)〉	〈Facebook〉	〈Instagram〉	〈LINE〉	R3.3時点	1,496人				R4.3時点	5,090人	858人			R5.3時点	6,637人	1,068人	1,650人		R6.4時点	7,544人	1,305人	2,663人	4,408人	R7.3時点	8,291人	1,558人	3,768人	10,262人	R6.4時点	15,920人	R7.3時点
	〈トップページ〉	〈全ページ〉																																																								
H30年度	1,254千件/年																																																									
R1年度	1,191千件/年	5,583千件/年																																																								
R2年度	1,702千件/年	13,042千件/年																																																								
R3年度	1,331千件/年	11,274千件/年																																																								
R4年度	1,563千件/年	9,176千件/年																																																								
R5年度	830千件/年	7,325千件/年																																																								
R6年度	695千件/年	7,624千件/年																																																								
	〈X(旧Twitter)〉	〈Facebook〉	〈Instagram〉	〈LINE〉																																																						
R3.3時点	1,496人																																																									
R4.3時点	5,090人	858人																																																								
R5.3時点	6,637人	1,068人	1,650人																																																							
R6.4時点	7,544人	1,305人	2,663人	4,408人																																																						
R7.3時点	8,291人	1,558人	3,768人	10,262人																																																						
R6.4時点	15,920人																																																									
R7.3時点	23,879人																																																									
課題	・ホームページにおいて、情報セキュリティの関係からメールアドレスを掲載しない方針となったため、アドレスを掲載しなくても市民の利便性を損ねないページの作成が必要である。 ・キャンペーン開催により増加したLINEの友だちにブロックされないよう、配信ペースや配信内容を精査する必要がある。																																																									
対応方針	・メールアドレスをホームページに掲載している課にはしまね電子申請サービスを使用するよう声がけをするとともに、ホームページ掲載の市報松江PDF版に記載しているアドレスをどのように変更するかを他市の事例を参考にしながら検討する。 ・他課開催のイベントやゆるキャラを活用しながらLINEでキャンペーンを開催する。 ・どのような配信を行った際にブロック率が上がるかなどを確認し、配信方法の工夫に生かす。																																																									
メモ・参考																																																										

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

10301

要素項目名		電子手続き等の拡充						
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上						
取組項目(主)		ICTを活用した市民の利便性の向上						
(副)		市民満足度を高める窓口機能の拡充に向けた検討						
(副)		内部事務の集約と執行の効率化						
担当課		政策部デジタル戦略課		実施期間		令和2年度 から まで		
現状		住民票の写しの交付などの申請、市所管施設の申請は「しまね電子申請サービス」や「施設予約サービス」を活用することで、オンライン申請（電子手続き）を行うことができる。 また、平成29年1月から、証明書自動交付機（住基カードによる発行）に換わり、マイナンバーカードを利用して、「コンビニ交付」を開始したところである。加えて、同年10月からびったりサービスの一つである「子育てワストップサービス」による電子申請を開始した。 さらに、令和元年10月からは、地方税共通納税システムにより、事業所に対する市県民税の一部、法人市民税の電子申告・納付が可能となった。 国においては、平成30年5月31日「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」が定められ、令和元年5月31日に「デジタル手続法」が公布され、12月16日に施行されたところである。 今後は、デジタル手続法の基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワストップ）等に基づき、マイナンバーの利用拡大、行政手続のオンライン実施の原則化、添付書類の撤廃などが進められるものと想定されている。 ※デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする コネクテッド・ワストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワストップで実現する						
課題		オンライン手続きの前提となるマイナンバーカードの普及が低調である。 加えて、マイナポータルや、びったりサービス、しまね電子申請サービスの認知も低いため、オンライン申請の利用が伸び悩んでいる。 また、現状では、固定資産税の証明書交付などについては、オンライン申請したとしても、市役所に来庁しなければならず、利便性の向上につなげていない。 令和3年9月に制定されたデジタル行政推進法や国が抱えるデジタル田園都市国家構想に基づく各種施策等に対し、的確な対応が求められている。（特に利便性向上に資する子育て、介護等の31手続のオンライン化は令和4年度末まで、その他の手続のオンライン化も令和7年度末まで実現することを目指すこととなっている。） 本実施計画を策定した令和2年度から新庁舎の運用までには約8年あり、その間の技術革新については、現状では全く予測できないが、新たな行政手続きや手法に対して、新庁舎においても対応する必要がある。						
改革の内容	概要	国はデジタル行政推進法（旧デジタル手続法）を定め、マイナポータル「びったりサービス」の利活用など各種施策を推進している。併せて基幹系システムの標準化を推進しており、マイナポータルと連携させることでスマホやパソコンから行政手続を完結させることをめざしている。本市は国の方針に基づきシステム調達や連携調整を行い、オンライン手続の環境整備を進める。また、その前提となるマイナンバーカードの普及も進める。						
	詳細	デジタル手続法の施行に伴い、市民サービスの提供の手法について大きな改革が行われると想定される。 そこでは、行政手続の原則オンライン化のため、本人確認や手数料納付のオンライン実施、添付書類の撤廃などが求められており、これらを実現するための基幹系システムの標準化や情報システムの整備も必要な事項となっている。 その前提となるマイナンバーカードの普及にあたっては、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用の追加を機に、令和4年度末までにほとんどすべての国民がマイナンバーカードを保有することを前提とした国の施策が講じられている。 このため、本市においては、これらに的確に対応するため、国が進める基幹系システムの標準化、新たなシステムの導入など国の動向を注視し、新たな技術革新などの情報収集に努め、電子手続きを含めた市民サービスを拡充する。						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		マイナンバーカード普及事業		●	●	●		
		次期行政情報システム導入事業（基幹系システム標準化対応、令和7年度末まで）		●	●	●	●	●
		しまね電子申請サービス（県及び市町村共同、令和6年度改修予定）・施設予約サービス（松江市単独）の運用		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明				
		0		次期行政情報システムやデジタル手続法に基づく各種施策、マイナンバーカードの普及などによる技術革新や新たな市民サービスに対し、電子手続き等を拡充し、的確に対応する。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	しまね電子申請サービス・びったりサービス運用		
通年	行政手続オンライン化に向けた全庁への働きかけ		
7～9月	押印廃止手続きの電子申請化各課意向調査		
10～3月	意向調査結果に基づく各課ヒアリング		
11	新規電子化案件開設の伴走支援		
実施する上での留意事項		電子申請サービスのシステム調達や改修は県と各市町村で行うが、システムをどの手続きでいつから運用するのかというスケジュールは各市町村でそれぞれ異なっている。	

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	マイナンバーカード交付率は大幅に伸びているが、電子申請については利用実績を注視しながら検討を進めており、おおむね計画通りの進捗度であった。	0
R3	A	マイナンバーカード交付率は大幅に伸び、併せてコンビニ交付での証明書発行実績も伸びている。また電子申請についても利用数が増加傾向にありおおむね計画通りの進捗度であった。	0
R4	A	マイナンバーカード交付率は大幅に伸び、併せてコンビニ交付での証明書発行実績も伸びている。また電子申請についても利用数が増加傾向にありおおむね計画どおりの進捗度であった。	0
R5	A	電子申請の利用実績は、令和4年度のコロナ関連の手続き終了に伴い減少したものの、令和3年度と比較しても約1万件増加しており、おおむね計画どおりの進捗度であった。また、令和6年4月のシステムリニューアルに向け共同調達を実施。	0
R6	S	令和6年4月の「しまね電子申請サービス」システムリニューアルにより、フォーム構築しやすく、また利用者も入力しやすくなるなど利便性が向上した。電子申請の利用実績については、庁内職員研修の申し込みや各種アンケート、市民向け各種健診や保育所入所の申込みなどの利用が増え、対前年度比で約1万6千件増加しており、計画以上の進捗度であった。	0
※ 総合	A	マイナンバーカード保有率が約8割となり、コンビニ交付件数も毎年度増加するなど、カードの利活用が進んでいる。加えて、しまね電子申請サービスによるオンライン申請も増加しており、今後も行政手続のオンラインメニューの拡充を進めていく必要がある。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	【取組内容】 令和6年4月より島根県と県内市町村で共同調達している「しまね電子申請サービス」がリニューアルされ、申請フォームをノーコードで構築できるなど職員の作業効率化が上がるのと同時に、申請者にとっても入力・修正がしやすいなどわかりやすいユーザーインターフェースとなるなど更新が図られ、職員に対し積極的な利活用を勧めた。 押印署名を廃止した手続き（組織戦略課調査）を対象にオンライン化に向けた全庁調査を実施し、開設可能手続きから順次伴走支援して開設に取り組んだ。	
	【マイナンバーカード交付・保有枚数】（年度末時点） 令和元年度 27,101枚（交付枚数） 令和2年度 54,966枚（交付枚数） 令和3年度 90,082枚（交付枚数） 令和4年度 133,374枚（交付枚数） 令和5年度 148,658枚（保有枚数）※ ※令和5年度より、実態に即した「保有枚数」に集計が変更 令和6年度 156,131枚（保有枚数） ※令和6年度末のマイナンバーカード保有率は79.7%（令和5年度末75.1%）	【コンビニ交付件数】（年度末時点） 令和元年度 5,292件 令和2年度 9,643件 令和3年度 21,310件 令和4年度 28,565件 令和5年度 47,596件 令和6年度 55,167件
	【電子申請利用可能手続き】（令和6年度末現在） （住民基本台帳系）住民票（写し）の交付、戸籍の附票（写し）の交付、課税証明書交付、所得証明交付 など （子育て関係）妊娠届、児童手当・特例給付現況届、保育所等入所申込、教育・保育給付認定・変更申請書 など （介護関係）要介護・要支援認定申請、居宅サービス計画作成（変更）依頼届出、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 など	
	【電子申請利用実績】 《利用実績（令和元年度）》 電子申請 3,476件 施設予約 2,952件 合計 6,428件 《利用実績（令和2年度）》 電子申請 7,742件 施設予約 3,589件 合計 11,331件 《利用実績（令和3年度）》 電子申請 17,431件 施設予約 5,164件 合計 22,595件 《利用実績（令和4年度）》 電子申請 33,182件 施設予約 8,299件 合計 41,481件 《利用実績（令和5年度）》 電子申請 27,830件 施設予約 9,098件 合計 36,928件 ※令和4年度の園児の体調確認報告やワクチン接種券発行申請といったコロナ関連などの手続き終了に伴い、令和5年度は電子申請件数が減少 《利用実績（令和6年度）》 電子申請（施設予約分含む） 合計 52,621件	
	※「しまね電子申請サービス」システムリニューアルに伴い、施設予約サービスは個別システムを廃止し、しまね電子申請サービスの一機能に移行したため件数は含まれる。	
課題	押印署名廃止手続き1,783件のうち、R7.4.1現在、導入済152件、オンライン化可能398件の計550件にとどまっており、職員の業務効率化や市民・事業者の利便性を高めるために、押印署名廃止手続きをはじめ各種行政手続きのオンライン化を拡充していく必要がある。	
対応方針	オンライン申請手続きの拡充に向けて、各業務担当課へのヒアリング、また「しまね電子申請サービス」の操作説明、受付フォームの作成などの伴走支援を行う。	
メモ・参考		

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

10302

要素項目名		災害時の情報伝達手段の強化							
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上							
取組項目(主)		ICTを活用した市民の利便性の向上							
(副)		分かりやすい情報発信による開かれた市政の推進							
(副)									
担当課		防災部防災危機管理課		実施期間		令和2年度		から	
								まで	
現状		災害情報の伝達は、確実性・迅速性が求められるほか、多様な手段で冗長性をもって行うことが重要である。 そのため、防災メールや緊急速報メール、防災行政無線、松江市防災情報X、Lアラート、ホームページ等の様々な情報伝達手段を活用している。 近年は、スマートフォンを含む携帯電話の普及が進んでおり、個人のスマートフォン保有割合は増加傾向にある。							
課題		情報伝達手段の周知と市民の情報入手手段の拡大を図るため、出前講座等の様々な機会を通じて積極的な広報を行う必要がある。 既存の情報伝達手段と併せて増加傾向にあるスマートフォンを活用した情報伝達を積極的に行うとともに、今後も市民の現状とニーズを継続的に把握し、市民が必要としている情報伝達手段を検討していく必要がある。							
改革の内容	概要	・ 情報伝達手段の周知とプッシュ型の情報伝達手段の利用者数を増やすための取り組みを行う。 ・ 市民ニーズに対応した情報伝達ができるよう現状の把握を継続的に行う。 ・ 確実な情報を迅速に伝達できるよう、職員のスキルアップを図る。							
	詳細	・ 防災出前講座等の機会を活用し、情報伝達手段の周知を行うとともに、市民の情報入手手段の拡大を目指すため、防災メールの未登録者にはその場で登録作業を行ってもらうなど、積極的な広報を行う。また、プッシュ型の情報伝達手段である松江市防災情報XやYahoo!防災速報アプリ等の利用者数増加を図る。 ・ 出前講座やオンラインアンケート等で、市民の現状とニーズを把握し、市民にとって必要な情報伝達手段を確保するよう努める。 ・ 災害時は、確実な情報を迅速に伝達することができるよう職員のスキルアップを行うとともに、平常時には、災害に対する日ごろの備えや災害時に役立つ情報配信を行い、防災行政に関心を持ってもらうよう努める。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		防災メール登録者数増加に向けた取り組み			●	●	●	●	●
		SNSやアプリ、LINE等を利用した新たな情報配信方法の検討			●	●			
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		0		・ 情報伝達手段の周知と市民の情報入手手段の拡大 ・ プッシュ型の情報伝達手段（防災メール、松江市防災情報X、Yahoo!防災速報等）の利用者総数増加（1,000件/年）					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	出前講座等で情報伝達・入手手段の広報を実施		
通年	プッシュ型の情報伝達手段の普及啓発		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S＝計画以上の進捗、A＝計画どおり、B＝遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	登録者数（令和元年度：令和2年度）＝10,494人：11,639人【1,145件の増】 新型コロナウイルス感染症の影響により、出前講座の回数は減少したが、新型コロナウイルス感染症に係わる情報発信を行ったことで、市民の防災メールへの関心が高まり令和元年度から1,145件の登録者増となった。しかし、当初計画目標である5,000件/年の増は達成できなかったため、進捗度評価をBとした。	0
R3	B	登録者数（令和2年度：令和3年度）＝11,639人：12,094人【455件の増】 出前講座の回数は令和2年度から29件の増加であったが、松江市PTA連合会や、高齢者のためのスマホ教室等の機会を活用し、防災メールの登録について周知を図ることができた。また、7月からの豪雨では、避難情報や避難所に関する情報発信を行ったことから、市民の関心が高まり、令和2年度から455件の登録者増となった。しかし、当初計画目標である5,000件/年の増は達成できなかったため、進捗度評価をBとした。	0
R4	A	プッシュ型の情報伝達手段の利用者総数（令和3年度：令和4年度＝63,644件：65,856件）【2,212件の増】 出前講座や各種イベント等の機会を活用し災害時の情報伝達手段について幅広く広報を実施することができ、プッシュ型の情報伝達手段（防災メール、Twitter、Yahoo!防災速報アプリ等）の利用者数については、改革目標（1,000件/年）を達成することができた。	0
R5	S	プッシュ型の情報伝達手段の利用者総数（令和4年度：令和5年度＝65,856件：71,014件）【5,158件の増】 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、出前講座や各種イベント等の回数や参加人数が増加し、幅広く広報を実施することができたこと等の要因により、プッシュ型の情報伝達手段（防災メール、松江市防災情報X、Yahoo!防災速報アプリ等）の利用者数については、改革目標（1,000件/年）を達成することができた。	0
R6	A	プッシュ型の情報伝達手段の利用者総数（令和5年度：令和6年度＝71,014件：72,666件）【1,652件の増】 出前講座等での広報活動を実施したことにより、プッシュ型の情報伝達手段（防災メール、松江市防災情報X、Yahoo!防災速報アプリ等）の利用者数については、改革目標（1,000件/年）を達成することができた。	0
※ 総合	A	出前講座等の機会を活用し、情報伝達手段の周知を行ったことで、プッシュ型の情報伝達手段の利用者総数の改革目標はR4年度以降毎年度達成することができた。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	【取組内容】 ◆出前講座や各種イベント等の機会を活用し、災害時の情報伝達・情報入手手段の広報を実施した。 ◆市民の災害時の情報入手手段を把握するためアンケートを実施した。 ◆松江市公式LINEの運用開始とともに、防災メール連携を開始した。
	【情報発信手段】 ・防災メール R7.3 登録者数13,761件（295件増） ・緊急速報メール 対象エリアにいる携帯電話利用者に限定して、緊急情報を強制的に配信するシステム ・Liアラート 災害発生時に放送局やアプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するシステム ・防災行政無線 屋外スピーカー 松江市内407カ所 ・屋内告知端末 R7.3 26,474世帯（123世帯減） ・CATV R7.3 49,000世帯（365世帯減） ・松江市防災情報X R7.3 フォロワー数7,085人（287人増） ・ホームページ ・Yahoo!防災速報 R7.3 松江市の登録者数51,820人（1,070人増） ・松江市公式LINE R7.3 有効友達数11,797人（9,109人増）
	【出前講座実績と参加人数】 【広報を実施した主なイベントと参加人数】 ・令和6年度/131回 4,529人 ・防災フェスタ 220人 ・令和5年度/98回 3,113人 ・松江市はたちのつどい 1,488人 ・令和4年度/52回 1,961人 ・令和3年度/60回 1,895人 ・令和2年度/31回 1,011人
課題	・情報入手手段の広報を行う機会を増やしていく必要がある。 ・災害時の情報発信だけでなく、平常時には、日頃からの備えと万一の災害時に役立つ情報を発信する必要がある。
対応方針	・災害情報を多様な手段で冗長性をもって行う。 ・出前講座や各種イベント等を活用し、情報伝達手段の周知と市民の情報入手手段の拡大を図る。 ・継続的に現状とニーズを把握するためのアンケート等を実施し、必要な情報伝達手段を確保するよう努める。
メモ・参考	スマートフォンの保有状況は、世帯の保有割合が9割を超えるとともに、個人の保有割合でも80.5%と堅調に伸びている。個人のインターネット利用機器は、引き続きスマートフォンがパソコンを上回り、13～69歳の各年齢層で約9割が利用している。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用する個人の割合は堅調に伸びており全体で81.9%となった。（出典：令和6年通信利用動向調査）

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

10401

要素項目名		窓口のあり方検討						
3つの基本方針		市民サービスの「質」の向上						
取組項目(主)		市民満足度を高める窓口機能の拡充に向けた検討						
(副)		内部事務の集約と執行の効率化						
(副)								
担当課		市民部市民課	実施期間	令和2年度	から	まで		
現状		市民サービスの向上を目的として、住民異動及び印鑑登録等の届出並びにこれらに係る証明や税関係の証明を取り扱っている。 住所の異動や出生・死亡等のライフイベントに係る届出は、死亡届・出生届においてはワンストップ窓口を採用しているが、住所異動・出生等については関連する複数課の手続きが必要な場合、効率化を図るためワンストップではなく、来庁者へ関係課を案内し、来庁者自身が関係各課の窓口へ巡回する流れとなっている。 マイナンバーカードについては、交付体制の充実と混雑解消を図るため、イオン松江店「マイナンバーカード窓口」を開設している。						
課題		来庁者はそれぞれの窓口の手続きで申請書等の記入が求められ、また複数の種類に分かれていることから、氏名・住所等同じ内容を複数回記入させることとなり、非効率的になっている。 そのため、手続きの省略化や簡略化により来庁者の利便性を高めたり、ひいては窓口の混雑緩和を図ることが課題となっている。 また、今後のマイナンバー制度の進展に伴い、効率化が可能な窓口事務を整理・確認していく必要がある。						
改革の内容	概要	来庁者の窓口での手続きを省略化・簡略化できるような仕組みを検討し、待ち時間の減少や窓口混雑の緩和といったサービス向上に取り組む。 マイナンバー制度の進展に伴い、マイナンバーカードを活用した窓口の簡略化やさらなる窓口サービスの向上を図る。						
	詳細	・書かなくて済む窓口の実現にむけて、他市の状況を参考にしながら、令和4年度までに、複数ある申請書の様式統一化を行う。あわせてマイナンバーカードや免許証を使った申請書自動作成機器の導入の検討を行う。 ・窓口混雑の緩和策（待合状況をホームページやスマートフォンで確認できるようなシステム導入等）を検討する。 ・関係各課への手続きについて、来庁者が手続きを簡略化できるような情報連携・体制づくりを検討する。 ・マイナンバー制度の進展を踏まえながら、マイナンバーカードの機能を活用した窓口の簡略化、窓口サービスの向上を図るため、前提となるカード交付率を高めていく。						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		書かなくて済む窓口		●	●	●	●	●
		窓口混雑の緩和策検討		●	●	●	●	●
		関係課との連携強化		●	●	●	●	●
		マイナンバーカード活用に向けたマイナンバーカード交付率の向上		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明				
		〇		・窓口申請手続きの省略化、簡略化 ・窓口混雑の緩和				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	書かなくて済む窓口システムのPR		
4月～3月	キャッシュレス決済の利用率向上		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	庁舎レイアウト・電算システム上の制約により達成できない部分を除き、現庁舎で実施可能なものについては改善できた。	0
R3	A	利便性向上のため、市民サービスコーナーのイオン松江店への移転や、本庁市民課証明書発行窓口でのキャッシュレス化を実施した。	0
R4	A	- 書かなくて済む窓口システムを導入し、併せて申請書様式を統一することを決定した。 - 番号案内システム導入の検討、お悔みワンストップサービスのブラッシュアップ及び出生ワンストップサービス運用方法を検討した。	0
R5	A	- 書かなくて済む窓口システムの運用を開始した。システム導入により、出生ワンストップサービスも運用を開始し、利便性の向上につながった。 - 番号案内システムを導入し、Webによる窓口の待ち状況確認ができるようになった。	0
R6	A	4月1日を含む前後3週間の窓口混雑予想カレンダーを作成し、市民課窓口・市報・ホームページなどで周知した結果、来庁者の分散に効果があった。 - マイナンバーカードを利用し、マイナポータルからオンライン(来庁不要)で転出届ができることを、積極的にホームページや市報でPRしたことにより、来庁者が減り、混雑緩和につながった。 - キャッシュレス決済の利用を窓口やホームページでPRしたことにより利用率が向上した。	0
※ 総合	A	書かなくて済む窓口システムを導入したことで、住民異動届や住民票等の申請書を「書かなくて済む」こととなり、来庁者の負担軽減につながった。年に2回実施した来庁者アンケートでは、95.8%と高い満足度となった。Webによる窓口の待ち状況確認ができるようになったことにより、庁舎内で待つ人が減り、混雑が緩和された。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	- 書かなくて済む窓口システムの活用 住民基本台帳システムとの連動により、来庁者は署名するだけで手続きができる「書かなくて済む窓口システム」については、来庁者から「便利」「わかりやすい」などの声をいただいている。 児童手当の対象年齢拡充など、他課への案内も、制度が変わるごとにシステムの案内内容を修正し対応することができ、来庁者にわかりやすく手続き案内をすることができた。 番号呼出システムによりweb上で窓口待ち状況を確認できるためため庁舎内で待つ来庁者が減ったことや、マイナポータルからのオンライン転出届のPRを積極的にしたことにより、来庁者が減り混雑緩和につながった。 オンライン転出届利用実績 R6年3月 19.4% R7年3月 27.9% (対前年比8.5ポイント増) - コンビニ交付サービスの利用率向上 市役所窓口に行かなくても、マイナンバーカードを利用して夜間や休日でも最寄りのコンビニエンスストアで証明書を取得できるため、利用者の利便性が向上した。今後も利用率向上を図るため、ホームページ等により広報、PRに努める。 利用実績 R5年度 19.0% R6年度 22.2% (対前年比3.2ポイント増) - キャッシュレス決済サービスの利用率向上 住民サービスの充実と利便性の向上及び窓口業務の改善・効率化を図るため、今後もホームページ等により広報、PRに努める。 利用実績 R5年度 4.0% R6年度 6.3% (対前年比2.3ポイント増) - マイナンバーカードの保有率向上 マイナンバーカードの保有率向上のため、公民館や福祉施設等での出張申請受付を実施した。 保有率 R5年度末 75.1% R6年度末 79.7% (対前年比4.6ポイント増) ※交付率(死亡や有効期限切れなどの廃止分を含む) R5年度末 80.0% R6年度末 88.8% (対前年比8.8ポイント増)
課題	書かなくて済む窓口システムの安定稼働 システムのさらなる利便性向上や、来庁者の意見等を踏まえた分析・検証が必要。
対応方針	来庁者アンケートを実施し、「書かなくて済む窓口システム」の満足度や、要望について調査を実施する。また、職員からも聞き取りを行い、システム運用の改善を図る。
メモ・参考	- オンライン転出届利用実績(R5年2月開始) R5年3月 13.9% R6年3月 19.4% R7年3月 27.9% - コンビニ交付利用実績(H29年1月開始) R2年度 4.2% R3年度 9.1% R4年度 13.4% R5年度 19.0% R6年度 22.2% - キャッシュレス決済利用実績(R4年2月開始) R3年度 0.5% R4年度 3.7% R5年度 4.0% R6年度 6.3% - マイナンバーカード交付率 R2年度末 27.2% R3年度末 44.9% R4年度末 66.9% R5年度末 80.0% R6年度末 88.8% - マイナンバーカード保有率(R5年6月公表開始) R5年度末 75.1% R6年度末 79.7% ※総務省が公表している交付率には死亡や有効期限切れなどの廃止分も含まれるため、より実態に沿った普及状況を把握するためR5年6月から保有率を公表開始

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20101

要素項目名		収入未済額の縮減<市税等滞納整理対策本部会議>						
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立						
取組項目(主) (副) (副)		市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進						
担当課		財政部税務管理課	実施期間	令和2年度	から	まで		
現状		本市では、市税及び使用料等について全庁的に滞納整理を積極的に進め、収入未済額の削減を図ることを目的として、「市税等滞納整理対策本部会議」を設置している。（対象債権：未収額100万円以上） 同会議の設置以降、毎年収入未済額を対前年度比10％削減することを目標に掲げ、滞納整理に取り組んできている。 収入未済額は、「第2期 松江市行財政改革実施計画」における平成27年度から平成30年度の削減目標額が385,681千円に対し、実績額は335,157千円で、目標到達率は約86.9％となっているが、年々減少している。 平成30年度収納率については、現年度分滞納整理の早期着手により、滞納繰越を増やさないことに重点をおいて取り組んだ結果、市税は99.42％、国民健康保険料は95.06％となり、平成17年の合併後、過去最高となっている。 <<収入未済額の推移（滞納整理対策本部会議扱い分）>> ※具体的取組内容、実績等に記載						
課題		滞納整理に関して、継続的かつ積極的な取組を進めてきたことから、着実に収入未済額を削減しているが、一部の債権においては収入未済額が増加している。 収入未済額を削減するため、債権管理に関する研修や債権所管課間で滞納整理の取組に関する情報共有を行う。また、督促や文書・電話催告、臨戸訪問を早期着手し、新たな滞納者を増加させないよう滞納整理を強化する。						
改革の内容	概要	・滞納整理の早期着手の徹底 ・適正な滞納処分の停止及び不納欠損処理の実施 ・徴収職員研修の実施 ・強制徴収公債権所管課との情報連携 ・口座振替の促進 ・キャッシュレス決済の導入など電子納税の推進						
	詳細	・文書催告を始めとした滞納整理に早期着手し、新たな滞納者の増加を抑制する。 ・年度を繰り越した滞納者については、財産調査を迅速に行うとともに、訪問等を通じて生活状況の把握に努め、滞納原因に応じた滞納整理を的確に実施する。 ・強制徴収公債権所管課相互で滞納者に関する情報提供を行い、効率的な滞納整理を進める。 ・年間を通して滞納整理に関する研修を実施し、専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る。 ・生活困窮者や居所不明等の滞納者については、法令に基づき滞納処分の停止や不納欠損処理を適正に実施する。 ・口座振替手続を容易にする「Web口座振替受付サービス」「ページー口座振替受付サービス」を活用し、口座振替の促進を図る。 ・スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を導入するなど、電子納税を推進する。						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		滞納整理の早期着手の徹底、適正な執行停止・不納欠損処理の実施		●	●	●	●	●
		徴収職員研修の実施		●	●	●	●	●
		強制徴収公債権所管課間の情報連携		●	●	●	●	●
		Web口座振替受付サービス・ページー口座振替受付サービスの活用・促進		●	●	●	●	●
		電子納税の推進		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明					
		317,729	令和2年度以降5年間で、収入未済額を317,729千円削減する。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	徴収職員研修の実施		
8月	市税等滞納整理対策本部会議の開催		
通年	強制徴収公債権所管課間での情報連携		
翌年3月	滞納処分の停止及び不納欠損処理の実施		
通年	口座振替の促進		
通年	電子納税の推進		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合に適用する徴収猶予の特例により、納期限を1年延長し、約3億1,100万円を令和3年度に繰越した結果、債権全体で収入未済額が約2億円の増となったため。	△ 201,746
R3	A	昨年度の新型コロナウイルス感染症対策に伴う徴収猶予の特例による市税収入未済額となった3億1,100万円は、R3年度末で93%以上の納付があった。その結果、R2年度からの累計効果額が136,332千円となり、計画とおりの収入未済額の削減を図ることができた。	338,078
R4	A	引き続き新型コロナウイルス感染症対策をしながら訪問等再開し、不動産公売も実施した。特に、滞納初期の段階で迅速な滞納整理を実施し、収入未済額が増えないよう取り組んだ。	47,773
R5	S	新型コロナウイルスの影響が無くなり、通常どおり訪問催告等の滞納整理も実施。自主納付を基本としながらも、納付誠意のないものについては、調査等早期着手を心掛け新たな滞納者を増やさないよう取り組んだ。	132,441
R6	S	督促から滞納処分まで、着実にいった結果目標を上回る成果を達成できた。処理困難な案件が増えてきており、今後も現年度分の対応を基本に、執行停止等適切な見極めを行う。	45,182
※ 総合	S	計画に対し113.8%の実績を達成した。今後も研修受講や情報共有を積極的に行い未済額削減に努める。	361,728

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	《収入未済額の推移（滞納整理対策本部会議扱い分）》（単位：千円）																					
	H26		H27		H28		H29		H30													
	未済額 1,770,304		1,659,614		1,598,166		1,550,568		1,799,177													
	削減額 -13,707		-110,690		-61,448		-47,598		248,609													
	削減率 -0.8%		-6.3%		-3.7%		-3.0%		16.0%													
	R1		R2		R3		R4		R5		R6											
	未済額 1,711,358		1,912,828		1,574,750		1,526,977		1,393,039		1,347,857											
	削減額 -87,819		201,746		-338,078		-47,773		-132,441		-45,182											
	削減率 -5.7%		11.2%		-17.7%		-2.8%		-8.6%		-3.2%											
	※削減額には未済額100万円未満となり対象外となった債権分を含む。新規対象債権については当該年度未済額に含む																					
課題	《収納率の推移（現年度分）》（単位：％）※市税等滞納整理対策本部会議資料から転記																					
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	市税 99.29		99.31		99.35		99.39		99.42		99.48		98.53		99.54		99.46		99.55		99.68	
	国民健康保険料 93.68		93.94		94.52		95.01		95.06		94.98		95.59		95.52		95.66		96.09		96.37	
	介護保険料 98.91		98.90		98.96		99.10		99.24		99.24		99.41		99.40		99.49		99.54		99.63	
	住宅使用料 99.79		99.88		99.86		99.37		99.68		99.55		99.79		99.86		99.36		98.86		99.20	
	保育所保育料 99.93		99.81		99.87		99.72		99.36		99.41		99.41		99.50		99.45		99.32		99.26	
	全体的に処理困難案件が残る形となっている。 相続人調査等必要な案件も増えてきており、滞納整理の準備作業に時間と労力が係る。																					
	対応方針	現年の滞納整理（早期対応）に注力する。また、電話や文書による催告（納付書同封による納税機会確保）を定期的に行いながら、執行停止も含め適切な判断を行う。優先順位を付けながら効果の高い滞納整理を心掛ける。																				
		メモ・参考																				

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20201

要素項目名		使用料・手数料、分担金・負担金等の見直し					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		新たな財源を含めた歳入の確保					
担当課		財政部財政課	実施期間	令和2年度			から まで
現状		平成26年度に「公共施設使用料設定の基本方針」を策定し、使用料の算定方法や改定時期等についての統一的な基準を定めた。 基本方針に基づき平成29年度に各公共施設の使用料が適正な料金となっているか検証を行った。 検証の結果、受益者負担が不足していると判断した64施設においては、急激な料金の増加とならないよう配慮しながら平成30年4月に料金改定を行った。					
課題		「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、定期的な使用料の見直し・改定を行っていく必要がある。					
改革の内容	概要	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき、施設ごとの適正な利用者負担額を算出し、使用料の改定を行うとともに、定期的な見直しを行う。 そのほかの使用料・手数料、分担金・負担金等についても、適時・適正な見直しを行っていく。					
	詳細	≪「公共施設使用料設定の基本方針」に基づく取り組み≫ ・各施設の公共性等に着目し、市（公費）と利用者がそれぞれ負担すべき割合を定め、施設の維持管理等に要するコストを利用者が適正に応分負担する料金に改定する ・市民ニーズや施設の維持管理等に要するコスト等の変化を把握し、3年ごとに見直しを行う ・改定後の使用料が現行の1.3倍を超えないよう、激変緩和を行う など そのほかの使用料・手数料、分担金・負担金等についても、適時・適正な見直しを行っていく。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		「公共施設使用料設定の基本方針」に基づく各施設使用料の改定	●	●	●	●	●
		そのほかの使用料・手数料、分担金・負担金等の見直し	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づく各施設使用料の改定。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	各施設使用料の見直し		
4月～3月	そのほかの使用料・手数料、分担金・負担金等の見直し		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき見直しを進めているが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化等を勘案して使用料・手数料の全庁的な見直しを見送ったため「評価対象外」としている。	0
R3	評価対象外	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき見直しを進めているが、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化等を勘案して使用料・手数料の全庁的な見直しを見送ったため「評価対象外」としている。	0
R4	評価対象外	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき見直しを進めているが、令和4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰等による経済状況の悪化等を勘案して、使用料・手数料の全庁的な見直しを見送ったため「評価対象外」としている。	0
R5	評価対象外	「公共施設使用料設定の基本方針」に基づき見直しを進めているが、令和5年度においては新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー価格・物価高騰等による経済状況の悪化等を勘案して、使用料・手数料の全庁的な見直しを見送ったため「評価対象外」としている。	0
R6	A	光熱費・労務費の上昇などに伴う、各施設の維持管理費増嵩に対応するため、公共施設の使用料の見直しを行い、令和7年4月から料金改定を行った。	0
※ 総合	評価対象外	R2～R6年度は新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰等による経済状況の悪化等を勘案して、使用料・手数料の全庁的な見直しを見送ったため「評価対象外」としている。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	新型コロナウイルス感染症やエネルギー価格・物価高騰等に伴う経済悪化を勘案し、令和2年度見直し（令和3年度改定）から、改定を見送っていたが、近時の光熱費・労務費の上昇などに伴う、各施設の維持管理費増嵩に対応するため、一部施設に市民割引を導入するなどの見直しを図り、令和7年4月から31施設の料金改定を行った。 【想定効果額】62,890千円（令和5年度収入比+10.0%）
課題	市民の日常的な利用の多いスポーツ施設などについては、目下の物価上昇・生活費高騰などの状況を踏まえ、負担軽減・暮らしの充実の観点から、料金改定を見送った。
対応方針	令和7年4月からの料金改定を見送ったスポーツ施設などについて、令和8年4月からの料金改定に向けて、検討・準備を進めている。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20202

要素項目名		ふるさとと寄附による財源の確保					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		新たな財源を含めた歳入の確保					
担当課		産業経済部商工企画課	実施期間	令和2年度 から まで			
現状		<経緯・直近の動向> ・「松江市ふるさとづくり寄附条例」を制定し、平成20年度から「ふるさと寄附制度」を開始している。 ・市外在住で本市に5千円以上の寄附者を対象に、特産品や旅行商品などを返礼品として進呈している。 ・平成31年4月に国が「返礼品を地場産品に限ること」等の基準を示し、令和元年6月からは基準に適合している自治体のみがふるさと納税の対象として国から指定される仕組みとなり、本市も対象自治体として指定を受けた。 ・平成30年度からふるさと納税ワンストップ特例に係る申告特例通知書については電子的に送付している。 <募集・PR等の取組について> ・主な募集・PR方法は『ふるさと納税ポータルサイト』『パンフレット』の2つ。 ・平成26年4月からクレジット決済を導入。平成31年4月からはコンビニ払い等のマルチペイメント決済を導入するなど、寄附者の利便性を高める取組を行っている。 ・平成31年4月から寄附者へのアンケート内容を充実させ、より詳細な分析を可能にした。					
課題		・返礼品の魅力を高め、誘客に繋がる観光商品の充実を図ることで、知名度を向上させ、情報発信も併せて行っていく必要がある。 ・ふるさと納税を契機として、松江ファンを増やすなど関係人口の拡大に向けて他部局と連携して取り組む必要がある。 ・更に、寄附者や返礼品などのニーズ把握を行うことにより、財源確保及び定住・観光施策などに活用していくことも必要である。					
改革の内容	概要	・松江市を応援したくなるような魅力的な使途を提案していく。 ・松江市への関心が高まるような特産品・誘客型商品等の充実や情報発信を図る。 ・ふるさと寄附者へのアンケート等を分析し、効果的・効率的に上記の取り組みを行う。					
	詳細	・寄附本来の姿を目指すなかで、これまで以上に有効な情報発信（PR）について検討していく。 ・ふるさと納税を契機として、松江市への関心を高め、訪れてみたいと思っていただけるような特産品・誘客型商品を充実していく。 ・データを分析して、情報発信や返礼品開発など効果的・効率的な取り組みを行う。					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	CF（クラウドファンディング）型ふるさと納税の検討		●				●
	効果的な情報発信（PR）		●	●	●	●	●
	企業版ふるさと納税制度利用促進の検討		●				
	返礼品の更なる充実化		●	●	●	●	●
	寄附者の利便性を向上させる取り組み		●	●	●	●	●
改革の目標	累積効果額（千円）		説明				
	674,649		寄附額から返礼品等の支出を差し引いた額。 令和6年度のふるさとと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額を500,000千円に増額した。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～	R7年度個人版ふるさと納税の受付開始	随時	新たなふるさと納税返礼品の開発・提案募集
4月～	R7年度企業版ふるさと納税の受付開始	随時	ポータルサイトにおいて特集記事・メルマガの配信
4月～	「ふるさと納税推進業務委託」契約開始	随時	レビューキャンペーンの実施
9月	松江市ふるさと納税パンフレットのリニューアル	随時	クラウドファンディング型ふるさと納税の活用
10月～	返礼品提供事業者向け勉強会の開催		
10月～	松江市ふるさと納税公式SNSの立ち上げ		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	ふるさと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額100,000千円に対し、実績が84,006千円であったため。	46,309
R3	B	ふるさと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額200,000千円に対し、実績が157,187千円であったため。	96,815
R4	A	ふるさと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額200,000千円に対し、実績が210,515千円であったため。	106,054
R5	A	ふるさと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額300,000千円に対し、実績が379,863千円であったため。	193,328
R6	A	ふるさと寄附（ふるさと納税）の目標寄附額500,000千円に対し、実績が515,117千円であったため。	269,933
※ 総合	A	令和3年度までは目標不達であったものの、令和4年度以降は毎年目標寄附額を達成しているため。	712,439

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	- 令和6年度は引き続きふるさと納税返礼品の充実とふるさと納税ポータルサイトの増設に取り組み、目標寄附額の5億円を達成することができた。（対前年度比：寄附額135%） - ふるさと納税返礼品の充実 【R6当初】658品 → 【R6末】1,058品 - ポータルサイトの増設 【R6当初】7サイト → 【R6末】10サイト - ジャンル別では「宿泊券・旅行券」、「しまね和牛」、「米」が特に大きく伸び、前年度比でそれぞれ178%、151%、149%だった（寄附金額ベース）。 - 民間企業への外部委託により、返礼品の画像の魅力度アップを図ったことも寄附額の向上に繋がった。 ※画像の改修が完了した返礼品の前年度比データ（9-12月） ⇒平均アクセス数：約171.1%、平均寄附金額：約169.7%
課題	- 返礼品の更なる充実 - 新たな寄附者層の掘り起こしとリピーター施策 - 企業版ふるさと納税の市外企業への提案
対応方針	- 民間事業者と連携して、更なる返礼品開発（「宿泊券・旅行券」等の人気ジャンルや、スイーツなどの未開拓ジャンルの充実 等）に取り組む。 - レビューキャンペーンやクラウドファンディング型ふるさと納税の実施に取り組み、新規寄附者やリピーターを獲得する。 （企業版ふるさと納税）マッチング支援事業者の更なる活用に取り組む。
メモ・参考	【松江市民が他の自治体へ「ふるさと納税」をされたことによる市民税控除額】 - 令和4年度（令和3年寄附に対する控除） 280,449千円 - 令和5年度（令和4年寄附に対する控除） 350,004千円 - 令和6年度（令和5年寄附に対する控除） 404,281千円 ※実質的な財政影響額は、地方交付税の基準財政収入額の計算式により寄附金額の25%相当になる。令和6年度は約101,070千円の見込。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20203

要素項目名		新たな広告事業の導入による広告料収入の確保					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		新たな財源を含めた歳入の確保					
担当課		財政部財政課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		本市は、広報印刷物や公共施設など市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する「広告事業」を推進している。これにより、民間企業等との協働によって市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図っている。 近年では、総合窓口センターにモニター広告や、正面玄関ホールに庁舎案内地図板広告を設置したり、くらしの便利帳を広告事業で製作・全戸配布するなど、広告料収入の確保に努めている。 《これまでの主な広告媒体》 市報、ホームページ、観光パンフレット、封筒、ごみ袋、ごみ収集日程表、給与・賃金明細 等 《ネーミングライツ》 市有施設等の名称を広告媒体として、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、契約した民間事業者から対価としてネーミングライツ料を得るもの。					
課題		経済状況の悪化等により広告料収入が減少傾向にある。 《平成26年度 5,656千円 ⇒ 平成30年度 4,741千円》 一方で、地方交付税の合併特例措置の終了に伴う一般財源の減少が見込まれるなか、新たな財源の確保が求められている。					
改革の内容	概要	既存の広告事業の拡充や新たな広告事業の研究及び導入を図り、広告料収入の確保に努める。					
	詳細	既存の広告事業の拡充。 ネーミングライツなども含めた広告事業導入可能性の研究に努める。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		既存広告事業の拡充と新規広告事業の研究・実施	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		23,500	広告料収入の確保。 ※広告料収入の減少傾向が続くなか、H30実績と同程度の額の確保を図る。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	既存広告事業の拡充と新規広告事業の研究・実施		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	近年広告料収入は減少傾向にあったが、目標値を上回る広告料収入を確保できた。	6,050
R3	A	昨年度よりは若干の減となったが、目標値を上回る広告料収入を確保できた。	5,681
R4	A	昨年度よりは若干の減となったが、目標値を上回る広告料収入を確保できた。	5,319
R5	B	昨年度より減となり、目標値の広告料収入を確保できなかった。	2,938
R6	A	近年広告料収入は減少傾向にあったが、ネーミングライツを新たに導入したことにより目標値を上回る広告料収入を確保できた。	5,642
※ 総合	A	目標値を上回る広告料収入を確保できた。	25,630

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	《決算額推移 H26-R6》※R6は決算見込み H26年度決算額 5,656千円 H27年度決算額 5,447千円（対前年比 ▲209千円▲3.7%） H28年度決算額 5,000千円（対前年比 ▲447千円▲8.2%） H29年度決算額 4,879千円（対前年比 ▲121千円▲2.4%） H30年度決算額 4,741千円（対前年比 ▲138千円▲2.8%） R1年度決算額 4,594千円（対前年比 ▲147千円▲3.1%） R2年度決算額 6,050千円（対前年比 1,456千円+31.7%） R3年度決算額 5,681千円（対前年比 ▲369千円▲6.1%） R4年度決算額 5,319千円（対前年比 ▲362千円▲6.4%） R5年度決算額 2,938千円（対前年比 ▲2,381千円▲44.8%） R6年度決算見込額5,642千円（対前年比 2,704千円+92.0%） 【R6年度 主な広告料収入】 ・ネーミングライツ料 3,000千円 ・窓口呼出案内板 1,208千円 【新たな広告料収入の導入、検討】 ・松江市総合文化センターにネーミングライツ制度を初めて導入し、令和6年度から8年度までの3年間、「さんびる文化センタープラバホール」の呼称となった（年額3,000千円） ・ごみ収集車への広告掲載を令和7年2月から実施（掲載料1台あたり10千円/月、令和6年度は2台実施） ・市道鉄道北沿線のネーミングライツ制度の導入について、令和7年度に募集・契約をするための検討・準備を実施
	経済状況の悪化等により既存の広告料収入が減少傾向にある。
課題	
対応方針	・既存の広告事業の見直し、拡充。 ・他自治体の先進事例も参考としながら、「ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に沿って、導入に向けた取組みを進める。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20301

要素項目名		繰上償還の積極的な実施																																						
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立																																						
取組項目(主)		地方債残高の縮減及び公債費の抑制																																						
(副)																																								
(副)																																								
担当課		財政部財政課		実施期間		令和2年度		から																																
								まで																																
現状		《平成30年度決算数値》 繰上償還額 6.2億円（利子軽減額：9,270千円） 公債費（繰上償還除く） 127.7億円 地方債残高 1,113.3億円																																						
課題		本市を含む全国58都市の中核市比較では、実質公債費比率・将来負担比率ともに高く、本市は将来の財政負担が大きいと言える。 これら数値が高い要因として、歳出総額に占める公債費の割合が高く、地方債残高も高いことがあげられる。 《平成30年度決算数値》 実質公債費比率 13.9%（中核市平均 6.2%） 将来負担比率 90.8%（中核市平均 60.8%）																																						
改革の内容	概要	中期財政見通しの健全化策で掲げる繰上償還を積極的に実施し、公債費・地方債残高の縮減を目指す。																																						
	詳細	《令和元年度中期財政見通し》 <table><tr><td></td><td>H30決算</td><td colspan="2">R5見通（健全化後）</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>繰上償還額</td><td>6.2億円</td><td colspan="2">1.4億円（R1～R5 計12.8億円）</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>公債費（繰上償還除く）</td><td>127.7億円</td><td colspan="2">107.9億円</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>地方債残高</td><td>1,113.3億円</td><td colspan="2">1,037.2億円</td><td colspan="4"></td></tr></table> ※毎年、中期財政見通しにおいてローリングを行う。									H30決算	R5見通（健全化後）						繰上償還額	6.2億円	1.4億円（R1～R5 計12.8億円）						公債費（繰上償還除く）	127.7億円	107.9億円						地方債残高	1,113.3億円	1,037.2億円				
	H30決算	R5見通（健全化後）																																						
繰上償還額	6.2億円	1.4億円（R1～R5 計12.8億円）																																						
公債費（繰上償還除く）	127.7億円	107.9億円																																						
地方債残高	1,113.3億円	1,037.2億円																																						
工程表	取組内容			R2	R3	R4	R5	R6																																
	繰上償還の実施			●	●	●	●	●																																
改革の目標	累積効果額（千円）		説明																																					
	27,354		中期財政見通しの健全化策に掲げる繰上償還実施による利子軽減額。※R1中期財政見通しを反映 R1（繰上償還額6.7億円） R2（繰上償還額2.4億円） R3（繰上償還額1.0億円） R4（繰上償還額1.3億円） R5（繰上償還額1.4億円）																																					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	新型コロナウイルス感染症関連事業を優先的に実施するため、令和2年度は繰上償還を見送ったことから、「評価対象外」としている。繰上償還による利子軽減額0千円。	0
R3	A	中期財政見通しの健全化策に掲げる繰上償還を実施し、計画的に公債費・地方債残高の縮減を図ることができた。	13,739
R4	A	中期財政見通しの健全化策に掲げる繰上償還を実施し、計画的に公債費・地方債残高の縮減を図ることができた。	5,562
R5	A	中期財政見通しの健全化策に掲げる繰上償還を実施し、計画的に公債費・地方債残高の縮減を図ることができた。	902
R6	計画の見直し	中期財政見通しにおいて、財政調整基金への積み戻し強化のため、繰上償還は実施しないこととした。	0
※ 総合	A	概ね計画どおりに地方債残高の縮減及び公債費負担も軽減が進んだが、低金利の地方債の割合が高くなったことで、効果額は目標未達成となった。	20,203

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	《令和6年度決算》 繰上償還額 0.1億円（強制繰上償還のため効果なし） 公債費（繰上償還除く） 106.6億円 地方債残高 983.4億円 《令和6年度決算による財政健全化指標》 実質公債費比率 8.9%（前年比 ▲0.6） 将来負担比率 60.7%（前年比 ▲2.6） 地方債残高は目標達成、公債費の負担も軽減し、実質公債費比率等も低減が進んだ。 《繰上償還額》 R1（4.8億円） R2（なし） R3（9.1億円） R4（2.0億円） R5（3.0億円） R6（0.1億円） ※ 繰上償還額合計は目標達成
課題	高金利のものから積極的に繰上償還してきた結果、デフレ下で発行した低金利の地方債の割合が高くなったことで、当面は繰上償還を実施しても高い利子軽減効果が望めないものと見込まれる。 【利率1.5%未満の地方債残高割合】R6：93.9%、R1：92.4%、H26：69.2%、H21：38.3%
対応方針	今後は積極的な繰上償還を進めるよりも、現在の指標の水準を維持していくことが基本方針となる。中期財政見通しにおいてローリングを行いながら、地方債の新規発行と償還のバランスをとることで、健全な財政運営に努める。
メモ・参考	令和5～7年度予算では、歳出の増加に対して、市税や地方交付税といった歳入予算の増加が追いついておらず、収支不足を財政調整基金の取崩で賄う対応をとっており、財政調整基金・減債基金の残高維持が重要となっている。そのため、これまでは決算剰余金を活用して繰上償還を行っていたが、今後は財政調整基金の積み戻しを基本とし、基金の残高を維持していく。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20401

要素項目名		公共施設適正化計画の策定・実施（複合化・多機能化、統廃合、民間譲渡等）					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
担当課		財政部資産経営課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		本市は、平成17年以降2度の合併により数多くの公共施設を保有することとなった。これら多くの施設の維持管理や更新に係る経費は大きな負担となっており、今後も人口減少による税収の伸び悩みなどが見込まれる中、全ての公共施設を維持していくのはもはや困難な状況である。 そのため、今後の公共施設の適正化の取り組みの指針となる「松江市公共施設適正化基本方針」を平成26年9月に、また、この方針に基づき個別施設のあり方を示す「公共施設適正化計画」を平成28年3月に策定し、本市が保有する多種多様な公共施設を将来に渡り持続可能な量と質へと転換していく取り組みを始めた。					
課題		適正化の取り組みを進めていくにあたり、具体的な既存施設のあり方を議論する際に、総論賛成・各論反対の意見が噴出することが予想される。 市の現状について、人口推計や財政推計等の各種データに基づき、市民の皆様に積極的に情報発信をしていくとともに、職員の意識改革も図り、全庁を挙げた各部横断的な推進体制により取り組みを進めていく必要がある。					
改革の内容	概要	「松江市公共施設適正化計画」に基づき、施設の統合や譲渡、廃止などの手法により、公共施設の適正化を実施する。					
	詳細	市が保有する個別施設のあり方を示した「松江市公共施設適正化計画」に基づき、基本方針に掲げる削減目標の達成に向け、取り組みを進めていく。 現在の施設を全てそのまま保有し続けると、向こう40年間で更新経費が3,305億円（年平均82.6億円）必要となる一方で、今後の財政推計から試算すると、これらに利用できる更新経費は32億円程度と見込まれる。 そこで、今ある資産を最大限に活用しつつ、市民ニーズにあった公共施設のあり方を踏まえながら、平成28年度からの30年間で、保有面積を88.4万㎡から51.2万㎡（-42%）、年更新経費を35.1億円（-58%）まで削減する。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		公共施設適正化計画第1期計画に基づく適正化の推進	●				
		公共施設適正化計画第2期計画に基づく適正化の推進		●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	更新経費の削減効果については、平成28年度からの30年間にわたっての長期的な削減目標であり、行革実施計画期間(5年間)での効果に含めるのは適切でないことから、別管理（報告書の文中で記載）とし、運営経費の削減効果については、実質的な効果が発生する適正化実施の翌年度以降に、行革実施計画の効果に含めることとする。 ※各施設関係者と協議を重ねながら進めるもので、年度ごとの数値目標設定はなじまない。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月（随時）	第2期計画の進捗管理		
6月	第3期計画策定に向けた施設所管課ヒアリング		
11月	ディレクター会議		
12月	副市長・市長説明		
11月～3月	関係者への説明		
3月	公表		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	1期計画の対象施設は当初76施設であったが、随時ローリングにより対象施設を113施設まで拡大したところである。そのうち適正化を実施したものがR2年度実績で104施設、進捗率92%と順調に進んだ。	0(メモ・参考)参照
R3	A	71施設を検討対象施設として2期計画をスタートした。令和3年度ローリングにおいて2施設を追加し対象施設を73施設とした。令和7年度までの5年間計画のうち、令和3年度においては16施設を適正化し、進捗率は22%となった。	36,000
R4	A	令和4年度の対象施設（12施設）のうち11施設の適正化を行い、令和7年度までの2期計画における進捗率は40%となった。	6,000
R5	A	令和5年度は12施設の適正化を行い、令和7年度までの2期計画における進捗率は56%となった。	0
R6	B	令和6年度は7施設の適正化を行い、令和7年度までの2期計画における進捗率は61%となった。	7,000
※ 総合	B	令和2年度から6年度までで46施設の適正化を行い運営経費を169,000千円削減した。2期計画最終年度は75%の進捗率となる見込である。	169,000

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	令和3年度からの2期計画（令和3年度～7年度の5年間）では対象施設を当初71施設（1期繰越分を含む）として、1期計画同様、随時ローリングを行い対象施設の見直しを実施し、適正化を推進している。 ＜公共施設適正化計画の概要＞ - 計画期間 平成28年度～令和27年度（30年間：5年毎の6期の計画） - 目標 【更新経費】82.6億円/年 → 35.1億円/年（58%減：47.5億円/年の減） 【延床面積】88.4万㎡ → 51.2万㎡（42%減：37.2万㎡の減） 1期計画 平成28年度～令和2年度（5年間） 対象施設：当初76施設→90施設→103施設→113施設 2期計画 令和3年度～令和7年度（5年間） 対象施設：当初71施設→73施設→74施設→68施設→70施設→75施設 （※随時ローリングにより施設を追加） ＜令和6年度適正化実施済みの施設（7施設）＞ - 統合 2施設（森山分回福浦班消防機庫・美保関分団長浜班消防機庫） - 廃止 1施設（玉湯総合福祉保健センター（サン・エールたまゆ）） - 譲渡 3施設（多古鼻公園（マリナーパーク多古鼻）、大森の湯、総合交流ターミナル施設（いろり茶屋）） - 機能移転 1施設（遺物保管施設（東出雲）） 【参考】令和6年度適正化済7施設の効果額（運営経費）：31,227千円 → 令和7年度からの効果額
課題	集会所等が適正化対象の中心であった1期計画と比べると、2期計画分の施設については、観光施設や産業系施設等、施設規模が大きいものが多く、関係者がより多くなり、調整に時間を要することが想定される。
対応方針	適正化を実施するにあたっては、引き続き、施設を所管する関係各課と連携を取りつつ、関係者へ丁寧に説明し、意見を十分に伺いながら対応していく。
メモ・参考	運営経費の効果額は、適正化実施の翌年度から算定。令和元年度に適正化済み施設の効果額（2,000千円/年）は、行財政改革実施計画（R2～R6）の計画期間外の実績値となるため計上していない。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20402

要素項目名		支所と公民館の複合化と支所の事務事業見直し							
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立							
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用 事業のあり方・やり方の抜本的な見直し							
担当課		総務部組織戦略課 市民部市民生活相談課		実施期間		令和2年度 から まで			
現状		平成24年6月にまとめられた「支所と公民館のあり方」報告書では、旧町村の公民館においては、従来の生涯学習機能に加えて、まちづくりや地域振興などの機能、行政サービスや地域防災を担う支所機能を併せ持った新たな地域の拠点施設が必要との考えが示された。（支所と公民館が離れている場合や施設が狭隘で複合化が困難な場所は連携を深めることとしている。） 支所の機能については、①業務頻度の高い住民生活に直結した身近な住民サービス機能②健康・医療相談など地域住民の安心安全につながる機能③災害発生時の対応など安心・安全に係わる機能④地域資源を活用した取り組みなど地域振興の機能とし、これらの業務以外は本庁に集約する方向性も示された。 平成26年4月1日に八雲複合施設、平成28年3月12日に玉湯複合施設、平成28年4月1日に穴道複合施設と鹿島複合施設、平成30年4月1日に八束複合施設を開館した。							
課題		公民館と支所の複合化については、支所と公民館が離れていたり、施設が狭隘で複合化が困難な場合もあるが、耐震性能などの安全面や公共施設適正化計画と調整しながら進める必要がある。							
改革の内容	概要	支所については、「支所と公民館のあり方」報告書を踏まえ、可能な地域から公民館と支所の複合化を進めていくとともに、多様な公共サービスを提供して取り組む。							
	詳細	公民館が地域のまちづくりの拠点となるよう、可能な地域から支所との複合化を進めていくとともに、社会情勢の変化や住民ニーズを的確に把握し、複合化による効果も検証しながら、より効率的かつ効果的な行政運営を行う。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		東出雲複合施設検討			●	●	●		
		島根複合施設検討			●	●	●		
		支所の事務事業見直し			●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		0		支所と公民館の複合化による将来の施設更新経費の圧縮。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
随時	庁内プロジェクト会議等において公民館や地域振興のあり方を検討		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	穴道支所来待出張所を廃止した。 老朽化の進んでいる島根支所及び東出雲支所について、複合化を検討した。	0
R3	A	島根支所及び東出雲支所について、複合化に向けた実施計画を作成した。	7,600
R4	A	島根支所及び東出雲支所について、複合化施設の建設工事を行った。	0
R5	A	島根支所及び東出雲支所について、複合化施設を開設し、移転した。	0
R6	A	支所と公民館のあり方の検討を進めていくため、令和7年4月に組織再編を行うこととした。	0
※ 総合	A	可能な地域については支所と公民館の複合化を達成した。支所と公民館のあり方は「市域内のバランスのとれた発展」を目指す姿とし、推進体制を強化した。	30,400

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	- 令和2年度をもって廃止した穴道支所来待出張所の効果額（正規職員1人役）を令和3年度実績から計上。 - 島根支所及び東出雲支所を公民館等と複合施設化し、令和5年5月22日に島根支所が、6月19日に東出雲支所が移転した。 - 令和7年度の組織再編にあたり、「市域内のバランスのとれた発展」を実現するため、地域の特性を活かした持続可能なまちづくり体制の再構築を目的とし、政策企画課の内室として設置していた地域政策室を課として新設し、体制を強化して「地域政策課」とした。
課題	「支所と公民館のあり方」報告書から10年が経過し、現状を踏まえた新たな方針を検討する必要がある。
対応方針	旧松江市内21地域も含めた公民館や地域振興のあり方を検討する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20403

要素項目名		公民館制度の全市一本化に向けた取り組み					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
(副)		アウトソーシングの推進					
(副)		担い手育成と共創・協働の推進					
担当課		教育委員会生涯学習課	実施期間		令和2年度 令和4年度	から まで	
現状		〇旧市町村毎に統一されていなかった公民館制度について、平成19年5月に答申された「新松江市における公民館制度」に基づき、全市一本化に向けた取り組みを「1」及び「2」のとおり進めている。 1.旧町村管内の公民館（旧町村毎に1館体制とし指定管理者制度の導入による「公設自主運営方式」に移行する。） H20年度移行：宍道 H21年度移行：島根、美保関 H22年度移行：八雲、玉湯、八束 H28年度移行：鹿島（4館を統合） 移行未済 ：東出雲4館（揖屋、出雲郷、意東、上意東） 2.旧町村管内の地区公民館・分館（公民館としては廃止し、地区集会所等に移行する。） 【廃止した地区公民館・分館】 (H20)加賀、野波／(H22)才浦、軽尾、海崎、雲津、長浜、法田、諸喰、宇井、下宇部尾、万原、笠浦、北浦、稲積、笹子、菅浦、惣津／ (H23)大芦／(H24)福浦、森山、千酌、片江／(H25)熊野／(H26)美保関／(H27)来待、恵曇、佐太、講武、御津／(H28)七類 【廃止未済の地区公民館・分館】 平原					
課題		1.東出雲町の4公民館については、公民館体制のあり方を検討し、統合・1館体制の実現に向けて調整を進めていく必要がある。 2.地区公民館・分館については、地区集会所等として地元自治会への譲渡を進めるが、施設規模が過大であるなど、自治会での施設維持が困難な場合がある。その場合は、無償貸付等の検討も必要である。 ※支所と公民館との複合化（地域振興課所管）については、NO.12のとおり取組を進める。					
改革の内容	概要	1.旧町村管内の公民館に指定管理者制度を導入し、住民による自主運営方式とすることで「まちづくりの活動拠点」となることを目指す。 2.旧東出雲町の公民館については、統合・1館体制への移行を進めていく。 3.旧町村管内の地区公民館・分館については、地元自治会への譲渡・貸付による地区集会所への移行を可能なものから順次進めていく。					
	詳細	1.R3年度に旧東出雲町の4公民館（揖屋、出雲郷、意東、上意東）を、東出雲公民館に統合し、指定管理制度導入による公設自主運営を開始する。 ※施設については、R3年4月から現東出雲ふれあい会館での1館体制で業務を開始する。また、支所や公民館をはじめとする複合施設については、地域住民の意見を踏まえながら、現東出雲保健相談センター地での整備を進め、供用開始はR5年度を目途とする。 2.旧町村管内の地区公民館・分館の地区集会所等への移行等については、地元自治会への譲渡にあたって、地縁団体設立の手続きや譲渡後の維持管理等に係る理解が必要であり、自治会との協議を重ねながら調整を図っていく。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		旧東出雲町の4公民館の統合・1館体制の実現に向けた検討・調整を行う。	●				
		地区公民館・分館の地元自治会への譲渡・貸付による地区集会所への移行。					
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		22,488	旧東出雲町の公民館を1館体制の自主運営方式とすること、地区公民館・分館を地元自治会へ譲渡し地区集会所に移行すること等により、将来の維持管理及び更新経費を圧縮する。 【単年度効果額】 5,622千円 【累積効果額】 22,488千円：@5,622千円×4年（R3～R6）				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
	取り組み完了済		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	目標のとおり、R3.4.1より東出雲町の4公民館を1館体制とし、自主運営方式による運営を開始したため。	0
R3	A	目標のとおり、R3.4.1より東出雲町の4公民館を1館体制とし、自主運営方式による運営を開始した。自主運営方式による運営について、順調に行っている。	5,356
R4	A	公民館制度の全市一本化はR3.4.1に完了済であり、R4年度末で平原分館を廃止し、R5.4.1から無償貸付により地区集会所へ移行したことにより「公民館制度の全市一本化に向けた取り組み」は完了した。	0
R5		令和4年度で完了	0
R6			0
※ 総合	A	計画どおり、令和3年4月1日より東出雲町の4公民館を1館体制とし、令和4年度末で廃止した平原分館は令和5年4月1日から地区集会所に移行できたため、公民館制度の全市一本化は完了した。	21,424

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等 課題 対応方針 メモ・参考	・R3.4.1に東出雲町の4公民館を統合し自主運営方式による運営を開始した。 R3 年度以降の東出雲町各公民館の利活用について 1.出雲郷公民館 公設児童クラブ施設として活用 2.意東公民館 公設児童クラブ施設として活用 3.上意東公民館 上意東研修センターとして活用 4.揖屋公民館 東出雲公民館として活用 上記4施設について、予定どおり令和3年4月から新たな利活用を開始している。 ・平原分館を、令和5年4月から地元は無償貸付し、地区の集会所へ移行した。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20404

要素項目名		温泉・宿泊施設のあり方検討							
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立							
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用							
担当課		観光部観光施設課		実施期間		令和2年度 から まで			
現状		旧町村地域に4温泉施設（うち1施設は宿泊施設も併設）を保有しており、各施設とも管理運営は指定管理者制度を導入している。 各施設の年間利用者は10～19万人程度と多く、地域の固定客も多いことから地域コミュニティの場となっている。 全般的に老朽化しており、施設トラブルにかかる対応や経費が恒常的に発生している。 《施設の概要》 ・玉造温泉ゆ～ゆ【玉湯町玉造、設置：平成 8年 7月】 ・ゆうあい熊野館【八雲町熊野、設置：平成 9年 4月】 ・健康の里大森の湯【穴道町上来待、設置：平成13年 8月】※令和7年4月 民間譲渡 ・鹿島多久の湯【鹿島町北講武、設置：平成15年10月】							
課題		市町村合併により同種の施設を複数所有することとなり、かつ市外にも類似施設がある。 周辺民間施設との競合や民間に譲渡した場合の採算性などを総合的に考慮し、必要性を明確にしたうえで、公共施設の適正化の観点から施設の譲渡や統廃合等を検討する必要がある。 指定管理料「0円」では運営できない施設もあり、特に採算性を見込むためには適正な施設の規模と利用者数とのバランスを見極める必要がある。							
改革の内容	概要	公共施設適正化の観点から、市が保有する温泉施設の民間譲渡や統廃合を含めた方向性を検討する。							
	詳細	・公共施設適正化の方向に沿って担当課内で議論を深める。 ・今後にかかる修繕費用の見込みを算出する。 ・今後にかかる維持管理運営コストと収入を算出し、採算性を見極める。 ・採算性ととも地域振興や観光振興、地域バランスも考慮し、施設機能を維持するための様々な手法を探りながら、指定管理期間の切り替え時期のタイミングも計り、民間譲渡や統廃合を検討する。 ・施設機能を維持していくため、採算面から適正な施設規模を設定する。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		各温泉施設の方向性を検討（公共施設適正化計画に係る個別施設の方針検討）			●	●	●	●	●
		公共施設適正化計画を実行するための具体的な取り組みを検討			●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		0		各温泉施設の方向性を明確化する。 今後30年間に温泉施設の適正化を実施することで、将来にかかる維持管理や更新の経費の圧縮を目指す。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
5月～	指定管理者公募に向けたサウンディング（ゆうあい熊野館）		
6月～	指定管理者公募（ゆうあい熊野館）		
9月	指定管理審査会（ゆうあい熊野館）		
11月	11月議会（指定管理者指定）		
12～3月	新指定管理者への引継ぎ		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	・コロナの影響により施設の採算性などの分析は行うことができない状況にあったが、個別課題を踏まえ、特定施設については公共施設適正化計画への方向性の掲載や、施設状況の調査を実施した。	0
R3	A	・R2年度と同様にコロナの影響により、施設の採算性について分析が難しい状況であった。各施設ごとの課題を踏まえ、方向性について検討を進めた。	0
R4	A	・多久の湯、熊野館については、効率的な運営を確保するため次年度で公募により指定管理者を選定する方針とした。 ・大森の湯は施設の方向性を見出すため公募型の市場調査としてサウンディング調査を実施。 ・玉造温泉ゆ～ゆの基盤整備として、これまで有償で借り受けていた敷地の買収交渉を進めた	0
R5	A	・多久の湯、熊野館について、効率的な運営を確保するため指定管理者の公募を実施し、多久の湯は、令和6年度からの指定管理者を選定したが、熊野館は応募がなかったため次年度に再度公募に向かうこととした。 ・大森の湯は、施設の有効活用には民間のノウハウや創意工夫の導入が必要と判断し、公募型プロポーザル方式による譲渡先の募集を実施したが、応募がなかった。今後、再募集するかも含め、施設の方向性を検討する。 ・玉造温泉ゆ～ゆの基盤整備として、これまで有償で借り受けていた敷地を買収した。 ・温浴施設の採算性向上を図り、休止中の大森の湯を除く3施設で、令和5年10月から入湯料の引き上げを実施した。	0
R6	A	・多久の湯は令和6年度から公募の指定管理施設として運営開始。 ・熊野館は、令和5年度に引き続き、再度指定管理者の公募を実施したが、選定に至らなかったため、次年度に再度公募に向かうこととした。 ・大森の湯は、施設の有効活用には民間のノウハウや創意工夫の導入が必要と判断し、公募型プロポーザル方式による譲渡先の募集を実施。令和7年4月に民間譲渡することとなった。	0
※ 総合	A	・多久の湯の公募、ゆ～ゆの借地買収、大森の湯の民間譲渡など、各温浴施設個別の課題に対応することができ、また入湯料の引き上げにより温浴施設全体の採算性向上を図ることができた。 ・結果につながっていないゆうあい熊野館については、引き続き指定管理者の公募を実施し、効率的な運営体制の構築を図る。 ・今後も温浴施設のあり方については、当該施設の地元関係者等と協議を行いながら検討を進めていく。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	・各施設ごとの課題を踏まえ、方向性について検討を進めた。 多久の湯：採算性がとれるよう施設の利用方法等について指定管理者と協議を進めた。 ゆうあい熊野館：運営の効率化などについて指定管理者と協議を進めた。指定管理者の公募を実施したが応募がなかったため、次年度に再度公募する方針。 玉造温泉ゆ〜ゆ：採算性がとれるよう施設の利用方法等について指定管理者と協議を進めた。 大森の湯：公募型プロポーザル方式により譲渡先を募集し、令和7年4月に民間譲渡することとなった。 いずれの施設についても、地元や関係者と協議を行いながら、方針を決定していく。														
	《入込客数推移》（単位：千人 ※千人未満切捨て）														
	多久の湯	H23 215	H24 195	H25 176	H26 196	H27 200	H28 197	H29 191	H30 185	R1 175	R2 100	R3 116	R4 128	R5 140	R6 136
	ゆうあい熊野館	146	132	145	143	148	138	129	131	130	87	101	105	105	100
	玉造温泉ゆ〜ゆ	228	213	215	208	218	213	206	184	185	98	114	144	167	176
	大森の湯	134	110	113	112	114	113	99	99	96	34	0	0	0	0
	《入込客前年比》														
	多久の湯	H24 90.4%	H25 90.4%	H26 111.2%	H27 102.2%	H28 98.5%	H29 96.9%	H30 97.1%	R1 94.4%	R2 70.9%	R3 116.7%	R4 109.7%	R5 109.4%	R6 97.0%	
	ゆうあい熊野館	90.4%	109.8%	98.3%	103.7%	93.6%	93.2%	101.5%	99.0%	67.1%	116.4%	103.8%	99.9%	94.9%	
	玉造温泉ゆ〜ゆ	93.8%	100.6%	97.0%	104.8%	97.5%	96.7%	89.5%	100.3%	53.0%	116.2%	126.8%	116.2%	104.9%	
大森の湯	82.7%	102.6%	98.6%	101.7%	99.2%	87.5%	100.4%	97.3%	35.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
《宿泊者数》（単位：人）															
ゆうあい熊野館	H24 3,555	H25 6,220	H26 4,759	H27 4,902	H28 4,787	H29 3,736	H30 3,613	R1 3,557	R2 1,790	R3 1,877	R4 3,303	R5 3,438	R6 3,273		
課題	多久の湯：採算性の向上と効率的な運営の確保。 ゆうあい熊野館：指定管理者の公募により効率的な運営を確保する。 玉造温泉ゆ〜ゆ：採算性の向上と効率的な運営の確保。														
対応方針	各施設の状況を踏まえ、地元関係者、関係部署と協議を行ながら、方針を決定していく。														
メモ・参考															

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20405

要素項目名		体育施設のあり方検討並びに維持管理手法の見直し						
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立						
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用 アウトソーシングの推進						
担当課		文化スポーツ部スポーツ施設課	実施期間	令和2年度	から	まで		
現状		合併前の旧市町村において整備されたスポーツ施設が、令和2年4月現在で51施設あり、それぞれ体育館や庭球場等機能が重複するものもある。 このうち、44施設について指定管理者制度を導入し、公募・非公募を合わせ17団体の指定管理者が、それぞれの施設の管理運営を行っている。						
課題		整備後30年以上経過した施設が多く、老朽化に伴い躯体・設備の維持管理経費が増嵩の傾向にあり、修繕対応にも相当な労力を費やしている。 また、平日昼間の利用が少ない施設や利用者が地域に限定される施設もある等、施設の利用状況にも課題がある。 維持管理についても、大半の施設に指定管理者制度を導入しているものの、17団体ある指定管理者との日々の連絡調整や、指定管理者を選定する事務手続き等に相当な労力を費やしている。						
改革の内容	概要	公共施設適正化の観点から、市が保有するスポーツ施設の統廃合の方向性を検討するとともに、指定管理者の選定手法を見直し、民間のノウハウが十分に活用できる維持管理を目指す。						
	詳細	松江市公共施設適正化第2期計画（令和3年度～令和7年度）策定に合わせ、スポーツ施設の地域ブロックを決定した上で、既存施設の利用状況、避難所機能等を総合的に判断しながら必要なスポーツ施設の絞り込みを行い、各施設の方向性を明確化することで、将来の統廃合、最適配置に向けた取り組みを進める。 各指定管理施設の更新時に、非公募を公募としたり、仕様を見直すことで、民間ノウハウが十分に活用でき、経費の削減にも資する指定管理者を選定する。加えて、一定のエリア等で複数の施設をまとめて選定することで、維持管理の効率化を図る。						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		スポーツ施設の地域ブロック、公共施設適正化第2期計画決定		●				
		令和12年国民スポーツ大会の競技会場等の選定（島根県）		●	●			
		国スポ競技会場等の選定を踏まえた公共施設適正化第2期計画の再検討			●	●		
		スポーツ施設長寿命化計画（適正化個別計画）の見直し				●	●	
		指定管理者の選定方法の見直し				●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明					
		0	指定管理者選定にあたり、非公募施設を公募とする場合、指定管理料の5.5%減額を目指す。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月	公募による指定管理者の選定		
7月～3月	国スポ中央競技団体視察受け入れ・指摘事項等整理		
9月～3月	長寿命化計画（公園エリア分）の策定		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	公共施設適正化計画（第2期計画）対象施設として玉湯体育館を選定した。	0
R3	A	令和12年国民スポーツ大会の競技会場等概ね選定した。	0
R4	A	施設改修に向けた施設台帳の整備を行った。	0
R5	A	指定管理施設である穴道B&G海洋センターを非公募から公募に変更した。	0
R6	A	指定管理施設である松江市総合体育館を非公募から公募に変更した。	0
※ 総合	A	予定していた取り組みについては、概ね計画どおり遂行した。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等 課題 対応方針 メモ・参考	これまで非公募としていた「松江市総合体育館」について、公募により指定管理者を選定したが、同体育館の改修工事が始まることから、改修後の令和8年度指定管理料から約260万円の費用削減効果が表れる見込みとなる。 国民スポーツ大会については、市で受け入れる競技が12競技に決定したことに伴い、中央競技団体の視察の受け入れを行い、その結果における指摘・要望事項を整理した。
	体育施設の多くは老朽化が進んでおり、国スポ開催に向け、施設改修が必要となる。
	施設改修を実施するにあたっては、国・県等の補助金等有利な財源を活用し、長寿命化も含めた施設改修を検討する。
	美保関森山地区体育館 廃止 平成28年度 美保関片江地区体育館 廃止 平成29年度 鹿島相撲場 廃止 平成29年度

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20406

要素項目名		未利用財産（土地、建物）の処分並びに利活用					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
担当課		財政部資産経営課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		未利用財産については、売却処分を基本とし売却可能と考えられる財産を抽出し、不動産鑑定や復元測量、境界確認など売却に必要な手続きに順次取り組んでいる。 また、そうした取り組みの一方で、立地条件が厳しく売却の見込みの立たないものなどもあるため、これまで以上に有効活用が図られるよう土地建物の貸付の基本方針を定めたところである。					
課題		普通財産の売却処分は、これまで着実に成果を上げてきたことから、今後は立地条件などが厳しく、売却が難しいものが残っていくため、改めて普通財産の条件、状況の整理や処分方法などを検討していく必要がある。					
改革の内容	概要	未利用財産の効果的な周知方法の検討実施と処分困難な財産の貸付の拡大。					
	詳細	売却情報については、ホームページへの掲載による情報発信はもとより、市が保有する普通財産の情報をオープンデータ化し、それにより購入意欲のある人や借りたい意思のある人とのマッチング機会を増加させ、売却処分と貸付を同時に加速させていく。					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	未利用財産のオープンデータ化		●	●	●	●	●
	未利用財産の売却及び貸付の推進		●	●	●	●	●
改革の目標	累積効果額（千円）	説明					
	1,650,000	○計画策定時の目標設定（普通財産売却 160,000千円/年 普通財産貸付 37,000千円/年） ○目標額の見直し R4までの実績効果額：1,431,992千円 R5年、R6年：普通財産売却 78,000千円/年 普通財産貸付 31,004千円/年					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月（随時）	売却処分、貸付の事務手続き（契約等）		
4月～3月	公売新物件の準備作業（鑑定、測量など）		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	S	公売・プロポーザルが堅調に成立し、計画以上の実績となった。	605,313
R3	S	処分が堅調に進み、計画以上の実績となった。	326,989
R4	S	処分が堅調に進み、計画以上の実績となった。	499,690
R5	A	処分が計画と同等の実績となった。	105,448
R6	S	処分が堅調に進み、計画以上の実績となった。	133,317
※ 総合	S	処分が堅調に進み、計画以上の実績となった。	1,670,757

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容 実績等	①普通財産処分 計画的に土地の測量、不動産鑑定等の手続きを進め、処分を行った。 処分した土地 5件 ・穴道町昭和市有地 4,349千円 ・穴道町白石市有地 529千円 ・大橋川拡幅用地 79,558千円 ・旧八雲支所・公民館 10,400千円 ・出雲空港採土跡地 3,557千円 - 合 計 98,393千円 ②普通財産貸付 34,924千円 ①+②=133,317千円
	市周辺部の物件処分。
課題	
対応方針	引き続き、支所又は関係部署と連携を図り、処分に取り組む。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20407

要素項目名		旧南北工場（旧可燃ごみ処理施設）解体撤去と跡地の処分・利活用					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
担当課		環境エネルギー部施設管理課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		新ごみ処理施設「エコクリーン松江」（鹿島町上講武）が平成23年4月から本格稼働したことに伴い閉鎖した、南工場と北工場の解体撤去を行い、跡地の有効活用を図る。 旧南工場 松江市矢田町250番地69（内陸工場団地内） 敷地面積 19,457㎡ 延床面積 4,461.21㎡ 旧北工場 松江市鹿島町上講武3005番地4（エコクリーン松江近接） 敷地面積 43,019㎡ 延床面積 6,620㎡					
課題		ごみ焼却施設の解体撤去は、財政健全化という面よりも危険性の除去という観点から、他の一般的な未利用施設よりも優先して処分する必要があるが、以下の課題を抱えている。 ①現状有姿での跡地取得希望者の不在 ごみ焼却施設の解体撤去には、施設内に残るダイオキシンが付着した設備機器への対応を含め多額の費用がかかることから、現状有姿での取得を希望する企業等はいない状況である。 ②施設解体費用が多額 解体し更地にすれば取得を希望する企業等も期待できるが、解体には各施設とも数億円の費用が必要であり、その費用の捻出が課題になっている。					
改革の内容	概要	旧北工場の早期解体を行う。 旧南北工場跡地の有効活用を図る。					
	詳細	旧北工場の解体に向け、設計及び解体工事を行う。 旧南工場跡地の処分に向けて、測量調査等を行う。また、北工場解体後の跡地についても処分・利活用について検討を行う。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		施設解体撤去に向けた基本計画の策定・設計・発注業務	●				
		施設解体撤去工事及び跡地利用（売却を含む）	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		188,200	解体跡地の処分・利活用。（売却を含む）				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	予定どおり南工場跡地の売却が完了したため。	188,200
R3	A	北工場の解体工事が予定通り進んでいるため。	0
R4	A	北工場の解体工事が予定通り進んでいるため。	0
R5	A	北工場の解体工事完了。	104
R6	A	脱炭素先行地域の取組として、北工場跡地で太陽光発電設備の設置に向けた調整を行っているため。	495
※ 総合	A	北工場の解体が無事終了し、跡地で太陽光発電設備の設置に向けた調整を行っているため。	188,799

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容・ 実績等	令和2年度に、南工場跡地の測量・分筆、市道認定等を行い、売却を実施した。 また、令和3年度から予定している北工場の解体工事に向け、令和2年度に解体工事の発注支援業務委託を実施した。 令和3年度は、令和3年度から令和5年度の3か年の継続費により実施する北工場の解体工事の入札参加資格確認業務及び設計施工管理業務を行い、解体工事を実施する。 《経過と今後の予定》 【南工場】 平成28年度 旧松江市ごみ焼却施設解体事業調査設計等業務 平成29年度 旧南工場解体工事発注支援業務 平成30年・31年度（継続費） 南工場解体工事入札参加資格確認業務及び設計施工監理業務 松江市南工場解体工事 令和2年度 南工場跡地測量・分筆業務、南工場跡地不動産鑑定、不動産評価委員会、跡地売却 【北工場】 平成28年度 旧松江市ごみ処理焼却施設解体事業調査設計等業務 令和2年度 北工場解体工事発注支援業務 令和3年度（継続費） 北工場解体工事入札参加資格確認業務及び設計施工監理業務 北工場解体工事 令和4年度（継続費） 北工場解体工事設計施工監理業務 北工場解体工事 令和5年度（継続費）北工場解体工事完了 R6.1からR7.3まで中国電力㈱に駐車場として一部(3,592㎡)貸出 令和6年度 脱炭素先行地域の取組として、北工場跡地で太陽光発電設備の設置に向けた調整を実施
	課題
	対応方針
	メモ・参考

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20501

要素項目名		経営計画に基づく上水道・下水道の運営					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		公営企業の健全経営・民営化					
担当課		上下水道局経営課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		平成30年度に従来の別個に定めていた水道と下水道の経営戦略プランを統合し、上下水道事業一体の経営計画（計画期間：平成30年度～令和9年度）を策定した。 この計画では、施策ごとに年次目標値を示し、その実績、達成状況を毎年度把握し、年次目標値の見直しを行うことで計画と実績の乖離を補正し、また事業環境の変化を捉えた施策内容の改廃、新規施策の立案を行うことで健全経営に努めていく。					
課題		膨大な上下水道資産を健全に維持し、また大規模地震や近年激甚化している風水害に備えて経営計画に基づく管路耐震化をすすめ、安定的な上下水道機能を確保していくためには、経営基盤を整備・強化していかなければならない。そのためには事業の根幹である水道料金、下水道使用料収益の確保はもとより、費用の縮減により利益(建設投資財源)を確保しなければならない。					
改革の内容	概要	今後の水需要予測と施設の能力等によるトータルコストを勘案し、水道事業では配水系統見直し、水源転換、下水道事業では農業集落排水施設の公共下水道への接続などにより、可能な施設の統廃合を進め維持管理費用の縮減を図る。					
	詳細	上水道事業 R2 野波地区送配水設備整備によるポンプ場、配水池の廃止。 R4 水源転換による玉造浄水場（浄水機能のみ）の廃止。 R5 配管整備による下宇部尾配水池（美保関）の廃止。（R3～R5） R5 八雲町別所水系配管整備等による水道施設(浄水場、配水池等)の廃止。（R4～R5） R8 湖北地区配管整備等による水道施設(浄水場、配水池等)の廃止。（R2～R8） 下水道事業 R4 南城農業集落排水処理施設の公共下水道への接続 R5 穴道中央農業集落排水処理施設の公共下水道への接続 R6 中來待農業集落排水処理施設の公共下水道への接続 (※廃止は年度末、接続は年度当初)					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	上水道施設の統廃合事業		●	●	●	●	●
	下水道施設の統廃合事業		●	●	●	●	●
改革の目標	累積効果額（千円）	説明					
	43,088	施設統廃合による維持管理費用の縮減額					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
R6.7～R7.12	湖北地区施設整備工事（牛切ポンプ場・配水池廃止）		
R6.7～R8.3	古志第2配水池・ポンプ施設整備工事		
R7.7～R8.3	湖北地区施設整備工事（西谷上ポンプ場廃止）		
R7.7～R8.3	東出雲町附谷地区整備工事（附谷ポンプ場・配水池廃止）		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S＝計画以上の進捗、A＝計画どおり、B＝遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	令和元年度及び令和2年度に計画どおり施設の統廃合を行った。	188
R3	A	令和3年度に計画通り施設の統廃合を行った。	110
R4	A	令和4年度に計画通り施設の統廃合を行った。	3,113
R5	B	建設資材の調達に時間を要し、進捗が遅れている。	11,397
R6	B	実施計画の見直しにより、進捗が遅れている。	3,919
※ 総合	B	実施計画の見直し等により、進捗が遅れている。	37,432

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	令和6年度に上下水道ともに施設の統廃合事業を実施した。 上水道事業 ・ 美保関地区の下宇部尾配水池の廃止 湖北地区の荘ポンプ場・配水池、畑谷ポンプ場・配水池の廃止 ・ 工期が繰越となっていた八雲地区の別所第1浄水場及び別所第2浄水場の廃止 下水道事業 ・ 宍道地区中來待の農業集落排水施設の公共下水道への接続 費用縮減として使用電力を193,375kwh削減（温室効果ガスとしてCO2排出量を106,550kg削減） 温室効果削減率については、1.0%の目標に対して、前年度比の1.4%となった。 引き続き、今後の水需要予測と施設的能力等からトータルコストを勘案し、水道事業では配水系統の見直し及び水源転換、下水道事業では農業集落排水施設の公共下水道への接続などにより、可能な施設の統廃合を進め維持管理費用の縮減とともに温室効果ガスの削減を図る。
課題	- 各建設工事において、資材調達の遅れが生じたことにより工事が遅延している。 - 国からの交付金の配分により、工事实施の見直しが生じる。
対応方針	- 予定工事の早期発注により資材調達に要する期間を確保する。 - 国への要望活動を実施する。
メモ・参考	令和7年度の事業 上水道事業 ・ 東出雲町附谷地区のポンプ場及び配水池の廃止 湖北地区の配管及び配水系統の整備（令和11年度まで）

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20502

要素項目名		ガス事業の民営化による地域経済の活性化					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		公営企業の健全経営・民営化					
担当課		ガス局総務課	実施期間	令和2年度 から まで			
現状		・本市の都市ガス事業は、国のエネルギー政策に基づいて、高カロリーのガス種である液化天然ガスに原料を転換する熱量変更事業を平成12・16年度に実施した。その熱量変更事業にあたり、ガス基地整備等の建設改良費や開発費に多額の投資を行い、その財源をガス事業債（企業債）発行により措置したため、多額の企業債元利償還額が経営を圧迫している。 ・近年、中心市街地の空洞化やエネルギー事業者間の需要家獲得競争激化（対電化、対LP）のため、供給件数の減少が続いている。 ・10年間一定程度の黒字は確保できる見込み（経営戦略プラン）ではあるが、製造設備、導管などの大規模修繕に十分に対応しきれない黒字を獲得しているとは言えない経営実態であり、また、資金需要の面でも熱量変更事業など過年度の設備投資による多額の償還金が継続するため、引き続き厳しい状況が続いている。 ・現在のストック（B/S）は改善しているものの、毎年の経常黒字をもってしても債務超過・累積欠損の解消には至っていない現状である。従って資産維持（新たなものを含めた設備投資）を行っていくためにはそれに見合う十分な経常黒字を確保することが前提であり、そのうえで資産維持に（設備管理、借金返済）まわす資金を確保することが装置産業としての使命である。 ・2020年の「脱炭素化宣言」以降、全国の都市ガス事業を取り巻く環境は急速な変化を見せており、地方の都市ガス事業者は、近い将来、本格的な脱炭素化社会と人口減少社会を同時に迎えることとなる。					
課題		・脱炭素化社会と人口減少社会により販売量と供給戸数が減少していくことは、地方都市ガス事業者にとって、全国的な課題となっている。 ・そのような状況の中では、これまでのように都市ガス単体のみを売るのではなく、将来的には市民生活全般を支援する総合サービス産業への転換が必要となる。 ・顧客満足度を高め、地域の活性化に貢献するために、都市ガス事業を、公営企業として多くの課題を克服した上で将来にわたって継続することと、民営化して総合サービス産業として経営していくことと、どちらが適切なのか、総合的に判断しなければならない。 ・総合的判断までは、引き続き収支の改善・経営の安定を図る。					
改革の内容	概要	松江市ガス事業経営戦略プランを十分に評価・分析し、持続可能な都市ガス事業の運営形態を判断する。					
	詳細	○事業運営形態の検討 ○黒字経営の継続 1 安全で安定した供給 ・安定した原料の確保 ・保安レベルの維持向上 2 ガス利用の促進 ・お客様獲得に向けた営業 ・お客様のガス利用継続及びパーメーターアップの推進 ・料金・メニューの見直し ほか 3 経営基盤の強化 ・安定的な経営の継続 ・事務事業の見直し ほか ○ガス事業の民営化による地域経済の活性化					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		事業運営形態の検討(検討後、再度工程表を変更する)		○	○	○	
		ガス利用の促進・安全で安定した供給・経営基盤の強化	●	●	●	●	●
		ガス事業の民営化による地域経済の活性化				○	○
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	黒字経営を継続し、さらなる健全化に努め、事業譲渡の時期を見極める。 ※民営化を行うことを本事業の目的とするため、事業譲渡による効果額とする。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月	優先交渉権者との基本協定の締結（総務部）	4月～3月	経営基盤の強化
5月	譲受会社との譲渡仮契約書の締結（総務部）	4月～3月	ガス利用の促進（需要家数・販売量増加対策の実施）
6月	財産（ガス事業）の処分について市議会に提案（総務部）	4月～3月	安全で安定した供給
7月～3月	（前項議案の可決後）譲受会社への引継ぎ		（経年管対策等による保安水準向上）
7月	中国経済産業局へ事業譲渡譲受認可申請		
10月～	（前項の認可後）お客様・関係先への周知		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	例年引き続いている中心市街地の空洞化による需要家の減、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う販売量への影響等により昨年同様、全体の販売量が伸びなかったが、家庭需要の増加、一部営業経費等の減により昨年度を上回り純利益を確保することができた。	0
R3	A	需要家の減少傾向は続いているが、新型コロナウイルス感染症の販売量の影響から、一時的な空調需要が発生し、医療用・公用を中心に大口需要家で昨年度を上回る販売量を確保し、昨年度と同等の純利益を確保することができた。事業運営形態の検証については、これまで、多数の先進自治体が民営化・民間譲渡を選択したことと、その結果を踏まえて引き続き検証を行う。	0
R4	A	中心市街地の空洞化や他エネルギーとの競合による需要家減に加え、冬季の平均気温上昇に伴う需要減等により販売量が落ち込んだものの、都市ガス・LPガス原料価格が高騰する中、原料調達時のコスト削減の努力や、ガス料金原料費調整制度における原料費調整額上限撤廃等により、前年度を上回る純利益を確保することができた。 本市ガス事業の在り方について早期に結論を得るため、他自治体の調査や、ガス局の事業価値の算定等を行ったところであり、引き続き速やかに必要な検討を進める。	0
R5	A	8月にガス事業設置者である市長が松江市ガス事業を民間譲渡する判断を行ったことを表明し、令和8年中の譲渡を目的として「松江市ガス事業民営化基本方針」を策定・公表。11月に供給区域内15公民館におけるお客様説明会を経て、11月議会で「松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例」が可決（9月議会提案、継続審査後）され、民間譲渡を進める環境が整った。	0
R6	A	4月に「松江市ガス事業譲渡先選定委員会」を設置、10月15日に譲渡先の公募を開始、3月24日に選定委員会会長から市長へ最優秀提案者（伊丹産業（株））を報告、3月25日に当該事業者を優先交渉権者に決定した。	0
※ 総合	A	年次的に経営状況を改善し、R5年度には民間譲渡することを方針決定、R6年度には事業譲渡先（優先交渉権者）を決定し、ガス事業民営化の見通しがついた。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	【総括事項】 ・（需要家件数）減少傾向は引き続いている。（R6：11,824件←R5：12,073件 ▲249件 H13より減少が続いている） 都市ガス普及率 R6：31.0% R5：31.4% （R5全国公営事業者17事業者中17番目（大津市・豊富町を除く）） ・（販売量）R6：7,921千㎡←R5：7,746千㎡ +175千㎡（+2.3%） 公用、商業用、医療用…冬季の平均気温低下（対前年同期）に伴う空調需要の増加。 （家庭用…需要家減少に伴い販売量が減少したが、1世帯1ヵ月当たりの販売量は増 R6：17.9㎡←R5：17.5㎡） 【取り組み；ガス利用の促進・安全で安定した供給・経営基盤の強化】 ・新規物件の獲得（分譲マンションの獲得・都市ガスへの燃料転換） ・ガス機器増設によるガス使用量の増加（ファンヒーターレンタル事業）、エネファーム普及促進（補助金制度活用、液化石油ガス家庭用燃料電池契約新設） ・販売促進イベントの実施（2025（第60回）ガス展の開催） 【取り組み：事業運営形態の検討】 ・公営企業の経営のあり方に関する研究会（総務省 H29.3）【抜粋】 （1）公営企業として行う意義 ガスの供給自体は住民生活に不可欠なサービスであるが、一般的にガス供給事業は民間事業者が担っており、公営企業で行う必然性はない。 ただし、現在ガス事業を公営で行っている自治体の多くでは、代替する民間事業者が存在しない。 ・（公営ガス事業者数）昭和50年から52年のピーク時は75事業者→令和7年4月1日現在では16事業者（大津市、豊富町を除く） ・（都市ガス事業者数）公営17 全体190 （※R7.1.1現在一般ガス導管事業者数 公営は大津市を除く） ・（都市ガス供給以外のサービス）【民間】LP、ガス機器販売、電気（セット割）、見守り、リフォーム、ボイラー、介護、水回りなど。 【公営】LP、ガス機器販売（附帯事業として認められる範囲は、国の法令等により制限） ・（料金）松江市を含む山陰5社と中国地方県庁所在地の都市ガス事業者と比較（R7.6月一般料金による：松江市以外は民間事業者） 使用量20㎡の場合 8社中 5番目に安い 松江市6,433円 使用量30㎡の場合 8社中 6番目に安い 松江市9,181円
	課題 ・人口減少に伴う需要家の減少（地域の衰退） ・脱炭素社会の進展に伴う都市ガス（天然ガス）販売量の減少（高効率化により全体で40%減：日本ガス協会） ・今後予想されるオール電化攻勢 ・法令等によるサービスの制限
対応方針	
メモ・参考	・2017年4月のガス小売り自由化から7年が経過し、公営ガスを民営化するケースが相次ぎ、10社が事業を引き継いでいる。 ・R4.4.1より北陸電力他が金沢市の事業を継承し、料金を従来より安価で設定し、新料金プランも提示した。初日から問合せ多数。 ・そのほか、堀川産業、北陸ガス、大阪ガス、東海ガス、関西電力、JFEE他が事業を継承。料金の据え置き、料金プランの多様化、電気セット、インターネット、駆けつけ等、サービスを向上させた。人口減少社会の中、顧客件数増につなげた事業者も存在。 ・いずれも譲渡の目的は持続可能なガス事業運営を目指すこと。人口減少で事業環境は益々厳しくなる。今後は民営化を志向しても受け手がいないといったリスクが高まる可能性がある。（ガスエネルギー新聞より）

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20503

要素項目名		交通事業の経営健全化						
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立						
取組項目(主) (副) (副)		公営企業の健全経営・民営化						
担当課		交通局総務課		実施期間		令和2年度 から まで		
現状		平成21年に第1次経営健全化計画（平成21年度～25年度）を策定し、運転士給料表への企業職（三）表適用による費用の縮減と接遇等利用者サービスの向上など、「公営」としての「存続」に力点を置いて取り組んできた。 そして平成26年には、第2次経営健全化計画（平成26～30年度）を策定して、正規運転士比率向上による運行・組織体制確立や、積極的な営業活動の展開等、存続された「企業」を「維持」し、「改善型公営交通」を実体あるものになるよう取り組んできた。 令和元年には、これまでの流れを引き継ぐ形で第3次経営健全化計画（令和元～5年度）を策定したが、新型コロナウイルス感染症が長期化した影響で、新たな生活様式の定着や人々の意識変化等がみられ、交通需要がコロナ前の水準に戻るのには大変厳しい状況となっている。 また、従来の課題であった「運転士不足」が、大型二種免許取得者の減少や、運転士の高齢化等を背景に一層深刻化している。 このように3次計画の策定時点では、想定し得なかった状況になっていることから、今後、公共交通を持続可能なものとするためには、これらに対応した新たな「経営戦略」の策定が必要となる。						
課題		《第2次経営健全化計画の検証により明らかとなった課題》 ①費用増加に対応した実効ある増収対策の展開 ②組織の活性化によるサービスの向上 ③路線・ダイヤの利便性向上とPR・営業活動の推進 《環境変化への対応が求められる課題》 ①各世代・観光客の多様なニーズへの対応 ②「共創」によるバス利用促進 ③深刻化する「運転士不足」への対応 ④交通需要に適した路線・ダイヤの再編						
改革の内容	概要	課題を「①事業経営」「②組織運営」「③まちづくり」のテーマに整理し、それぞれ以下の目標を設定し経営健全化に取り組む。 ①「車外営業」と「共創」による増収対策、利用促進 ②組織の活性化による安全運行を基本としたサービス向上 ③まちづくりと多様な利用者ニーズへの対応						
	詳細	①の施策 （1）「車外営業」の推進 （2）路線・ダイヤの見直し （3）販売拠点の拡大 （4）「共創」による利用促進 （5）広告料収入の確保 （6）効果的な情報発信 ②の施策 （1）運転士の定数と正規職員比率 （2）運転士確保に向けた採用チャネルの拡大 （3）職員研修の充実 ③の施策 （1）都市交通政策との連携 （2）費用増加へ対応した運賃改定 （3）多様なニーズへの対応						
工程表	取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
	「車外営業」と「共創」による増収対策、利用促進			●	●	●	●	
	組織の活性化による安全運行を基本としたサービス向上			●	●	●	●	
	まちづくりと多様な利用者ニーズへの対応			●	●	●	●	
改革の目標	累積効果額（千円）		説明					
	60,939		収益増の取り組み（定期運送）					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
随時	「車外営業」の推進		
随時	路線・タイヤの見直し		
随時	ICカードの普及拡大		
随時	広告料収入の確保		
随時	効果的な情報発信		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者が大幅に減少した影響で計画目標値を達成しておらず、計画に対して遅れている。	△ 144,673
R3	評価対象外	新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、前年度から状況はほぼ変わっていない。計画策定前（コロナ前）と比較すると利用者の大幅な減少が続いている。	△ 127,974
R4	評価対象外	前年度と比較すると回復の兆しがみられるものの、未だ新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、計画策定前（コロナ前）と比較すると利用者の大幅な減少が続いている。	△ 102,281
R5	B	新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、行動規制等がなくなったことにより、利用者は一定数回復したが、慢性的な運転士不足により、一部減便を行うなど、経営面では厳しい状況が続いている。	△ 33,560
R6	計画の見直し	計画対象外	0
※ 総合	評価対象外	対象期間について、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、利用者及び収益が大幅に減少し、厳しい経営状況の中、コロナ禍前の営業収益に対する減収分を市から補助金（交通事業会計支援金）として支援を受け、何とか収支のバランスを保っている。	△ 408,488

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	新型コロナウイルスの感染が拡大する前の平成30年度と比較すると、令和6年度の定期輸送人員は423,137人（14.8%）減の2,416,781人、自動車運送事業収益は33,629千円（5.2%）減の603,520千円となっており、回復基調にあるもののコロナ前の水準には戻っていない。令和6年4月1日には、「2024年問題」に対応するため、減便を伴う路線・タイヤの見直しを実施しており、前年度と比較し利用者数は落ち込んだものの、定期券の割引率の見直しや金額式共通IC定期券の導入等により収益確保に努めた。令和6年10月1日には減便後の課題に対応するため、タイヤ修正・改善を実施しており、下期については利用者数が前年度を上回った。 令和3年度にサービスを開始した、交通系ICカード「ICOCA」は、順調に普及しており、令和5年度末に64.0%だった利用率は、令和6年度末81.6%と17.6ポイント上昇した。令和6年3月に、障がい者優待ICOCAの取り扱いを開始したことが利用率の向上に大きく影響している。 令和6年度は市が設置した「公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム」に参画し、持続可能な公共交通の在り方について、関係者と協議を重ねてきた。12月には、一畑バスと「共同経営（運行）計画」策定に係る連携協定を締結しており、令和7年度には、「共同運行計画」を策定し、事業者間でのタイヤ・運賃等の調整を進めることとしている。 運転士確保のため、年間を通じて、各種求人関係イベントへの参加、ハローワークへの求人掲出、職員の口コミによる募集等を行い、新たに運転士11名（対前年度+4名）を採用した。 加えて、令和6年度から新規学卒者の採用を開始した。残念ながら応募はなかったが、次年度以降、引き続き取り組んでいく。 ●令和6年度の具体的な取り組み内容 4月～3月 …… 運転士確保に向けた取り組みの実施 4月～3月 …… 市「公共交通で暮らしやすい未来を実現するプロジェクトチーム」への参画 10月 …… 路線バスタイヤ修正・改善 12月 …… 「共同経営（運行）計画」策定に係る連携協定の締結（市交通局・一畑バス） ●令和6年度の輸送実績 路線バス …… 輸送人員 2,308,892人 レイクライン …… 輸送人員 107,889人 定期輸送計 …… 輸送人員 2,416,781人（対H30年度 -12.5%） ●令和6年度採用実績 正規運転士 3名（登用） 会計年度運転士 11名（新規採用）
	課題
	対応方針
	メモ・参考

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20504

要素項目名		市立病院の経営健全化						
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立						
取組項目(主) (副) (副)		公営企業の健全経営・民営化						
担当課		市立病院経営企画課	実施期間	令和2年度	から	まで		
現状		平成20年から7対1看護体制、平成21年からDPC（診療群分類包括評価）対象病院への移行など、急性期病院としての体制整備を継続的に進めており、平成27年には地域医療支援病院の認定を取得するなど、診療単価の増加を図ることで、収益増に繋げてきた。 平成29年には、がんセンターを建設・稼働させ、がん医療の高度化と患者の集積を一層進めた結果、平成31年3月にはがん診療連携拠点病院の高度型に指定されるなど、がん医療を中心に医療水準を高めてきている。 この結果、当院の松江医療圏における中核的かつ高度急性期病院としての役割を一層明確化することに繋がり、平均在院日数も12.2日（H30実績：一般病床）と短縮化が進んでいる。						
課題		島根県は、高齢化が一段と進む2025年を待たずに既に高齢化問題を抱えており、松江市も同様の傾向がみられる。当然ながら医療・介護のニーズが高まることから、国の推進する地域医療構想に基づく機能分化・病床再編や、病院、診療所、介護施設との連携を図りながら、適切な医療提供体制を構築・維持することが求められる。 そのような中で、当院は、松江医療圏の中核的かつ高度急性期及びがん診療連携拠点病院として、がん医療を中心に質の高い医療を提供する役割を果たそうとしている。これには、質の高い医療スタッフの確保、医療機器の適切な配備など、高度医療体制を維持することが必要となることから、安定した経営基盤が求められる。						
改革の内容	概要	松江圏域における中核的かつ高度急性期及びがん診療連携拠点病院としての役割を果たしていくため、当院の特色となるがん医療を中心とした医療水準を高めることで高い収益を確保するとともに、より効率的な運営を目指して経費の見直しを進めることで経営のさらなる健全化を図り、安定した財政基盤を確立する。						
	詳細	1. がん診療連携拠点病院（高度型）の維持 診療体制、研修体制、情報提供体制の3項目について指定要件があり、厚生労働省が認可する病院。質の高いがん医療の全国的な均てん化を図り、高い診療報酬の確保を図る。 2. 地域医療支援病院の体制維持 地域医療支援病院は、かかりつけ医等を支援する能力を備え、相応の構造設備等を有する病院のうち、都道府県知事が認定する病院。 地域医療支援病院の認定を維持することで、医療機能の分化と連携を進め、高い診療報酬の確保を図る。 3. 7対1看護体制の維持 入院患者7人に対する常時看護師1人以上配置を基準とした7対1看護体制を維持し、手厚い看護の提供と高い診療報酬を確保する。 4. 地域医療拠点病院（へき地医療支援）の認定取得（令和2年度中） 地域医療拠点病院は、へき地診療所等への医療スタッフの派遣など、へき地診療の支援を行う病院のうち、都道府県知事が指定する病院。へき地における診療機能を充実させ、地域住民の医療を確保する。 5. その他市立病院の経営健全化 上記の他に、収益増加や経費縮減につながる取組みを検討・実施していく。						
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6	
	がん診療連携拠点病院（高度型）の維持		●	●	●	●	●	
	地域医療支援病院の体制維持		●	●	●	●	●	
	7対1看護体制の維持		●	●	●	●	●	
	地域医療拠点病院（へき地医療支援）の認定取得（令和2年度中）		●					
		その他市立病院の経営健全化		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明					
		245,000	がん診療連携拠点病院（高度型）、地域医療支援病院及び7対1看護体制などの既取得の体制を維持することで加算による収益を確保する。加えて、新たに医療の質を向上させる項目の認定取得と不効率な経費の見直しを進める。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	がん診療連携拠点病院（高度型）の維持		
4月～3月	地域医療支援病院の体制維持		
4月～3月	7対1看護体制の維持		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	7対1看護体制の維持など、下記取組を着実に実施した。また、外部委託の見直しによって約4割の経費削減を図ることができたため。	56,400
R3	A	7対1看護体制を維持した。令和3年11月から腹腔鏡下膣式子宮全摘（ロボット支援手術）と、令和4年3月から連携充実加算の届出を行い、収入増加に繋がった。	5,326
R4	A	7対1看護体制の堅持に加え、令和4年度改定より看護職員処遇改善評価料、看護補助者の体制評価、腹腔鏡下仙骨膣固定術、緑内障手術における「流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術」等を新たに算定した。	37,277
R5	A	7対1看護体制を維持した。令和5年10月より腹腔鏡下仙骨膣固定術（ロボット支援手術）、令和6年3月より急性期看護補助体制加算の看護職員夜間配置加算の届出を行い、収入に繋がった。	6,209
R6	A	7対1看護体制を維持した。令和6年度診療報酬改定により、入院ベースアップ評価料、外来・在宅ベースアップ評価料、急性期リハビリテーション加算等を新たに算定した。	79,275
※ 総合	A	7対1看護体制などの既取得の体制を維持しながら、新たな加算による収益を確保した。	506,828

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	・7対1看護体制を維持した。 ・入退院支援機能を強化し、地域医療機関等と連携しながら患者のスムーズな入退院につなげ、入院日数の適正化につなげた。 ・クリニカルパスの活用を推進することで治療や退院調整などの業務効率化を図った。 ・令和6年度診療報酬改定により、入院ベースアップ評価料、外来・在宅ベースアップ評価料、急性期リハビリテーション加算等を新たに算定し、収入に繋がった。
課題	安定した経営基盤を確立するため、質の高い医療スタッフの確保、医療機器の適切な配備など、高度医療体制を維持が必要となる。
対応方針	がん医療を中心とした医療水準を高めることで高い収益を確保するとともに、より効率的な運営を目指して経費の見直しを進めることで経営のさらなる健全化を図り、安定した財政基盤を確立する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

20601

要素項目名		外郭団体の見直し					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		外郭団体の見直し					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		本市においては、市町村合併後、平成18年から外郭団体等の見直しに着手し、松江市行財政改革実施計画に掲載して取り組んできた。平成22年に策定した「松江市外郭団体等のあり方に関する基本方針」に基づき、各団体の見直し方針を定め、役割を終えた団体等の解散や、公営法人制度改革に伴い新制度下における法人への移行等を進めてきた。 平成26年に総務省から、これまでの抜本的な見直しは終了し、地方公共団体が第三セクター等に対して経営健全化を含む適切な関与を行う必要がある旨の通知がされた。 これを受け、本市では、平成28年3月に新たに「松江市外郭団体等に対する関わり方の基本方針」を策定し、適切な関与を行う方針を定めた。					
課題		- これまでの取組で、外郭団体等の整理・見直し・縮小を行ってきたが、現在の状況において、外郭団体等が担うべき役割、業務等を再度整理し、明確化した上で、必要な団体は存続していく必要がある。 - 市が適切に関与し、経営の健全化を図るとともに、外郭団体等の廃止、統合、経営形態の変更、業務の見直し等が必要な状況が生じていないか、毎年度点検を行う必要がある。 - 外郭団体等は、管理している公共施設のあり方が、団体自体のあり方と密接不可分な場合がある。市において現在取り組んでいる公共施設適正化の方針と連携した検討が必要である。					
改革の内容	概要	外郭団体等に対する市の関与の基本方針に基づき、適切な関与を行い、経営の健全化を図るとともに、見直し等が必要な状況が生じていないか確認を行う。 公共施設のあり方の検討と併せ、あり方の検討を行う。					
	詳細	「松江市外郭団体に対する関与の基本方針」に基づき、適切な関与を行い、経営の健全化を図るとともに、外郭団体等の廃止、統合、経営形態の変更、業務の見直し等が必要な状況が生じていないか、毎年度点検を行う。 - これまでの取組で縮小傾向にある外郭団体等について、今後のあり方、事業・業務等について、現在の社会情勢、今後の見通し等を踏まえて再検討し、各外郭団体等の役割を明確化する。 - 外郭団体が管理している公共施設のあり方の検討と併せた団体のあり方の検討					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		外郭団体等の役割の再検討	●				
		適切な関与、経営状況の等の確認	●	●	●	●	●
		公共施設適正化の検討と併せた団体のあり方の検討	●				
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	外郭団体等に対する市の適正な関与の継続 ※廃止、縮小を計画するものではなく、目標設定はできない。 関与、見直しの必要性の確認をする中で、具体的な見直しの必要性が生じる可能性がある。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
6月	外郭団体の経営状況把握		
7月～8月	外郭団体の給与の状況調査		
7月～8月	第三セクター調査		
随時	公の施設の指定管理者制度検討に併せた検討		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施した。	0
R3	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施した。	0
R4	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施した。	0
R5	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施した。	0
R6	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施した。 大森の湯を令和7年4月に民間譲渡することとなったため、令和7年3月31日付で(株)さまち湯治村を解散した。	0
※ 総合	A	団体の経営状況、今後のあり方等について、継続して検討を実施し、指定管理者に選定している団体については、指定の更新等に当たり検討を行っている。 大森の湯の民間譲渡に伴い、(株)さまち湯治村を解散した。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容・ 実績 等	6月市議会における経営状況報告、総務省の第三セクター調査の回答作成等に当たり各団体の財務状況等の確認を行った。 公の施設の指定管理者に選定している団体については、公共施設の適正化の観点も踏まえ、指定管理者の指定の更新等に当たり、団体のあり方、経営状況等について、指定管理者制度検討委員会（副市長、関係部長等）で検討を行った。 引き続き、公の施設の適正化、指定管理者制度の検討等に併せ、各団体のあり方等について検討していく。 ■平成20年3月 （財）松江市開発公社 解散 （財）松江市福祉事業団 解散 ■平成22年7月 「松江市外郭団体等のあり方に関する基本方針」 対象15団体 □その後、公益法人改革による移行結果は以下のとおり。 （財）松江市観光開発公社 ⇒ （公財）松江市観光振興公社 （財）松江市教育文化振興事業団 ⇒ （公財）松江市スポーツ振興財団 （財）島根県東部勤労者共済会 ⇒ （一財）島根県東部勤労者共済会 （財）宍道湖西岸森と自然財団 ⇒ （一財）宍道湖西岸森と自然財団 （財）松江勤労福祉振興協会 ⇒ （一財）松江勤労福祉振興協会 H30年度解散 ■平成24年3月31日 （財）松江市国際交流協会 解散 （財）八雲開発公社 解散 （財）島根町振興財団 解散 ■平成28年3月31日 「松江市外郭団体等に対する関わり方の基本方針」策定 ■平成30年7月 （株）松江情報センター 市分の全株式売却（自社株買取）→市の出資0円 ■平成31年3月31日 （一財）松江勤労福祉振興協会 解散 ■令和7年3月31日 （株）さまち湯治村 解散
	新型コロナウイルス感染症の収束後の経営形態、業務の点検を行い、外郭団体等の廃止、統合、経営形態の見直し等の必要に応じて対応する
	外郭団体が管理している公共施設のあり方の検討と併せた団体のあり方の検討
課題	
対応方針	
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

20602

要素項目名		松江市社会福祉協議会のあり方検討・実施					
3つの基本方針		持続可能な財政基盤の確立					
取組項目(主) (副) (副)		外郭団体の見直し					
担当課		健康福祉部健康福祉総務課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		本市の福祉行政推進のため、社会福祉協議会に8事業を委託し、6事業を補助し、5施設の指定管理者として指定している。 平成17年及び23年の市町村合併に伴い社会福祉協議会も合併し、規模が肥大化した。そのため、平成23～25年度に集中改革に取り組み、支所業務の整理統合、委託事業、指定管理事業の整理縮小等を行った。 平成26年度には社会福祉協議会と協議し、当時実施していた事業について今後10年間の方針を定め、平成30年度までのところで2事業（委託事業）を統合・廃止した。 引き続き、この方針を基に事業の見直しに取り組んでいく。					
課題		社会福祉協議会において事業の見直しが進む一方、合併時に最大94名であった職員数が退職者不補充の取り組み等により平成26年4月現在で60名となり、急激な人員縮小により年齢構成が歪になるなど組織体制に課題が生じている。 また、市ではこれまで継続的に「なごやか寄り合い事業」、「生活困窮者自立支援事業」等の委託や「松江市総合福祉センター」等指定管理者の指定、「社会福祉協議会運営事業費」等の補助を行ってきた。 近年では、個人と地域のつながりが希薄化し、家庭内、地域内の支援力が低下しており、地域が抱える課題は複合化・複雑化してきている。こうした課題に的確に対応していくため、今後も事業を実施する中で事業のあり方について検証していく必要がある。					
改革の内容	概要	平成26年度に松江市社会福祉協議会への委託・補助事業のあり方について、10年後（令和7年度）を見据えた各事業の方針を松江市社会福祉協議会と定めた。（改革種別を廃止、見直し、継続、縮小、拡充の区分により整理。） 今後は、地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズが多様化・複雑化している状況を鑑み、現在の需要に合致したサービスとなるよう、各事業の見直し等を図る。					
	詳細	《委託事業》 委託事業8事業のうち、廃止を1事業（移送サービス事業）、見直しを1事業（相談支援事業（ホム・ト・ステーション事業））、継続を2事業（なごやか寄り合い事業、介護者のつどい事業）、拡充を4事業（市民後見人等養成事業、介護認定訪問調査事業、地域包括支援センター事業、生活困窮者自立支援事業）と分類し改革を進める。 《補助事業》 補助事業6事業のうち、縮小を2事業（社会福祉協議会運営事業補助、宍道屋内ゲートボール場運営事業）、見直しを1事業（福祉団体助成）、継続を2事業（すこやかライフ推進事業、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）、拡充を1事業（ボランティアセンター活動事業）と分類し改革を進める。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		委託事業の見直し	●	●	●	●	●
		補助事業の見直し	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	社会福祉協議会への指定管理、事業委託、補助事業を再検証し、市と社会福祉協議会で連携あるいは分担すべき役割を見極め、本市の福祉事業の更なる充実を目指す。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	委託事業の見直し		
通年	補助事業の見直し		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業の見直しを行った。	0
R3	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業の見直しや課題についての協議を行った。	0
R4	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業を行った。	0
R5	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業を行った。	0
R6	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業を行った。	0
※ 総合	A	福祉サービスの維持・向上を図るとともに、現在の需要に合致したサービスとなるように各事業を行った。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容・ 実績 等	○令和6年度の取組 拡充や継続事業については、福祉サービスの維持・向上を図ることを前提とし、現在の需要に合致した事業となるよう社会福祉協議会と連携し、実施した。 【委託事業】【拡充】 ①市民後見人等養成事業 令和3年7月に中核機関の運営業務を社会福祉協議会に委託し、松江市権利擁護推進センターを設置。従来実施していた市民後見人等養成事業についても、当センターにて実施。市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点も踏まえ、市民後見人等を養成していく必要があり今後も取組を継続していく。また、専門職団体と連携して、更なる担い手確保について検討を行う。 ②生活困窮者自立支援事業 深刻な課題や、複合的な課題を抱える相談者は増加傾向にあり、関係機関との緊密な連携や、その他必要な支援体制の整備を目的として令和5年度に松江市自立相談支援会議を設置した。また、令和6年度的生活困窮者自立支援法の改正に伴い、令和7年度から居住支援の強化が求められているため、実施方法について今後検討を行う。 【補助事業】【縮小】【見直し】 ①社会福祉協議会運営事業費補助金、穴道屋内ゲートボール場運営事業補助金 ②社会福祉協議会運営事業費補助金（福祉団体助成） 人件費が上がっていることなどから運営事業費補助金の削減は進んでいないが、穴道屋内ゲートボール場運営事業補助金については、施設の老朽化による修繕等の対応も工夫して対応し、経費削減に努めている。引き続き社会福祉協議会と協議しながら事業を実施する。 【指定管理料】 ○美保関高齢者生活福祉センター 令和6年度末に指定管理者の指定期間が満了となり、施設を休止した。また、令和7年度は、民間事業者も含めた施設の利活用について調査・検討を行う予定。 ○令和6年度時点 【委託事業】【廃止】移送サービス事業 令和2年度に廃止 【見直し】相談支援事業（サポートステーション事業） 令和3年度に松江市社会福祉協議会への業務委託を終了 社会福祉協議会に対する委託や補助事業については、時代により変化する福祉ニーズに的確に対応し進めていく必要があるため、状況に応じて社会福祉協議会と事業の内容や実施形態を再検討しながら取り組んでいく。
	地域住民が抱える複雑化・複合化した課題、福祉のニーズに的確に対応していく必要がある。
対応 方針 針	今後も社会福祉協議会と連携し、本市の福祉事業の充実を目指す。
メモ ・ 参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30101

要素項目名		コミュニティバスの効率的な運行						
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現						
取組項目(主) (副) (副)		事業のあり方・やり方の抜本的な見直し 担い手育成と共創・協働の推進						
担当課		まちづくり部交通政策課	実施期間	令和2年度		から まで		
現状		【運行地域と形態】 ・13地区で運行中。（大野、秋鹿、古江、忌部、本庄・持田、鹿島、島根、美保関、八雲、穴道、玉湯、八束、東出雲） ・八雲、玉湯、東出雲の3地区はスクールバスと混乗。 ・秋鹿は平成24年度から、大野は平成26年度から、デマンド型運行を導入。 ・平成30年度延べ利用者数339,764人（スクール利用含む）、運送経費192,638千円、運賃収入27,357千円。 【行財政改革の経緯】 ・平成21年度に第一次継続運行基準（1便当たり平均利用者数2.0人）を設定し、地域の需要に見合った運行方法への見直しを実施した。 ・平成27年度に第二次継続運行基準（1便当たり平均利用者数2.0人・基準値の設定）を設定し。 ・平成29年度上期実績で基準未達地区は、鹿島及び八雲。 ・上記2地区のうち、鹿島地区は平成30年度に大幅な改正を行い、八雲地区は令和2年度大規模改正予定。 ・平成29年度にコミュニティバスに関する住民アンケートを実施。また、平成30年度、31年度に乗降調査を実施に実態把握。 ・平成30年度は、7地区（古江・本庄持田・忌部・鹿島・島根・穴道・八束）でダイヤ改正を実施。 ・平成31年度は、7地区（忌部・島根・美保関・八雲・玉湯・八束・東出雲）でダイヤ改正を実施。 ・令和2年度は、5地区（古江・忌部・鹿島・八雲・東出雲）でダイヤ改正を実施。 ・令和3年度は、3地区（忌部・玉湯・穴道）でダイヤ改正を実施。 ・令和4年度は、9地区（大野・秋鹿・古江・鹿島・島根・美保関・八雲・八束・東出雲）でダイヤ改正を実施。 ・令和5年度は、4地区（古江・鹿島・玉湯・東出雲）でダイヤ改正を実施し、八束地区ではAIデマンドバスを導入。						
課題		【課題①】 コミュニティバスの沿線地域は、人口減少や高齢化が著しい。また、少子化の進展により、バスを利用して通学する児童・生徒は減少傾向にある。 このような状況を踏まえ、日常的に利用する“ヘビーユーザー”の減少が見込まれる中で、利便性と効率性を有し、地域の利用実態に見合った柔軟なダイヤを設定する必要がある。 【課題②】 大型2種免許保有者が高齢化、減少する中、コミュニティバスの担い手である運転手の確保が困難になってきている。こういった現状を踏まえ、自治会や社会福祉協議会等と連携して、“共助による輸送”の導入を含め、関係者が連携、役割分担を行い、地域特性に対応した持続可能な運行形態を構築する必要がある。 【課題③】 美保関、八雲、玉湯、穴道、東出雲の5地区では、道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送を行っている。この自家用有償運送は、車両の維持管理や運行管理等を本市が行う必要があり、事務作業の効率化が課題である。（委託方法のあり方も含めて検討が必要） 道路運送法第79条から道路運送法第4条による運行への変更を進めており、79条による運送は令和4年度より美保関町のみとなっている。（令和3年度：玉湯・穴道を4条変更 令和4年度：八雲・東出雲を4条変更）						
改革の内容	概要	コミュニティバス運行事業について、 ①地域の利用実態に見合った持続可能な運行形態の構築 ②自治会や社会福祉協議会などと連携した“共助による輸送”の導入 ③安定した運営、運行体制の構築と所管事務の効率化を目的とした運行委託先の集約についての検討						
	詳細	①地域の利用実態に見合った持続可能な運行形態の構築 →利用実態調査や住民アンケートをもとに、利用の少ない路線の廃止、減便を含め、地域の利用実態に見合った効率的なダイヤ、路線として財政負担を軽減する。 ②自治会や社会福祉協議会と連携した“共助による輸送”の導入 →地域で持続可能な運行形態を構築するため、自治会輸送や社会福祉協議会による輸送など“共助による輸送”を導入し、コミュニティバスに接続させるなどの役割分担を行う。 ③安定した運営、運行体制の構築と所管事務の効率化を目的とした運行委託先の集約についての検討 →現行の1年及び2年の委託契約では、委託先が新たな乗務員の確保や車両の更新等が困難で、地区ごとに事業者が異なることがあるため、車両の融通、乗務員の運用において効率的な運行が困難な場合がある。加えて、道路運送法第79条運行地区では、本市が車両管理、回送、運行管理を行っているが、事業者を集約することで、車両の回送、整備管理等を含めた委託方式に変更できないか検討を行う。						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		地域の利用実態に合った効率的な運行ダイヤ・ルートの検討		●	●	●	●	●
		”共助による輸送”の導入に向けた関係者協議、課題の共有、導入		●	●	●	●	●
		安定的な運営と事務効率化を目的とした委託先の集約についての検討		●	●	●		
		路線バス・コミュニティバスの路線再編検討		●	●	●		
		自動運転など効率化につながる最先端技術の調査研究		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明					
		0	持続可能な運行形態とするため、地域の利用実態を乗降調査等を通じて把握し、継続的な見直しを行うことで、限られた資源（予算、人員等）の中でその効果を高めていく。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
R7.4～6	R8年度に向けた各地区在り方検討		
R7.7～10	R8年度委託契約に向けた発注準備作業		
R7.11	R8年度運行事業者選定		
R7.12～R8.3	R8年度運行準備		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	令和2年4月1日に4地区（忌部、古江、鹿島、八雲）ダイヤ及び経路見直しを行った。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1便当たりの利用者は、R1：2.01人/便⇒R2：1.61人/便対前年度比▲0.40人となった。路線ダイヤの見直しなども行ったが、結果的に利用者増に繋げることができなかった。	0
R3	B	令和3年4月1日に3地区（忌部・玉湯・穴道）でダイヤ改正及び路線見直しを行った。また、利用者の安心安全確保の観点から、玉湯・穴道を道路運送法79条（市による運行）から同法4条運行（事業者による運行）に見直しを行った。その結果、利用者は157,946人と対前年度比1,204人増加し、1便あたりの利用者も1.67人と対前年度比+0.06人と改善が見られたものの、運行の目安となる1便あたり利用者2.0人を下回る水準となった。	0
R4	B	令和4年4月1日に9地区（大野・秋鹿・古江・鹿島・島根・美保関・八雲・八東・東出雲）でダイヤ改正及び路線見直しを行った。また、利用者の安心安全確保の観点から、八雲・東出雲を道路運送法79条（市による運行）から同法4条運行（事業者による運行）に見直しを行った。また、八東地区では予約に応じ最適なルートを実行するAIデマンドバスの運行が開始され、八東地区の1日当たり利用者数が前年比1.8倍まで増加した。新型コロナウイルスの収束もあり、1便あたり利用者数は2.03人となり、運行の目安となる1便あたり利用者数2.0人を上回る水準となった。	0
R5	A	令和5年度は、4地区（古江・鹿島・玉湯・東出雲）でダイヤ改正を実施した。また、八東地区では予約に応じ最適なルートを実行するAIデマンドバスの運行が開始され、八東地区の1日当たり利用者数が前年比1.8倍まで増加した。新型コロナウイルスの収束もあり、1便あたり利用者数は2.03人となり、運行の目安となる1便あたり利用者数2.0人を上回る水準となった。	0
R6	B	令和6年度は、3地区（大野・秋鹿、八雲・忌部、穴道）でAIデマンドバスの運行を開始。大野・秋鹿地区では、1日あたり利用者数が前年比1.3倍まで増加したものの、八雲・忌部、穴道地区では、僅かに減少。10月の一畑バスの路線廃止に伴う代替交通として、御津線は本市コミュニティバス、大東線は雲南市と共同でコミュニティバスを運行。	0
※ 総合	A	利用者ニーズを捉え、ダイヤ改正・路線見直しを随時実施。令和5年度からはAIデマンドバス「まつえのるーと」を導入し、利用者の利便性向上を図った。美保関地区では、令和7年4月から効率的な運行を目的に、スクールバスとコミュニティバスの混乗運行を再開した。R6.3に「地域公共交通計画」を策定、R6年度は「公共交通で暮らしやすい未来をつくるプロジェクトチーム」を立ち上げ、コミュニティバスを含む各公共交通の役割分担とこれに基づく目指すべき公共交通の姿をまとめた。利便性向上と効率的な運行の両立を図った。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	【令和5年8月14日ダイヤ改正概要】 ●鹿島・・・一畑バス減便により運行時間の変更 【令和5年9月1日】 ●古江・・・利用実態に合わせた運行時間の変更 【令和5年4月1日】 ●八東・・・AIデマンドバス「まつえのるーと」の運行開始 【令和5年10月1日ダイヤ改正概要】 ●東出雲・・・利用実態に合わせた運行時間、運行経路変更、乗降場所の新設 【令和6年4月1日】 ●大野秋鹿（一部古江商業施設を含む）・・・AIデマンドバス「まつえのるーと大野秋鹿」の運行開始 【令和6年6月1日】 ●美保関・・・一畑バス減便に合わせた接続便のダイヤ改正 【令和6年10月1日】 ●八雲忌部（一部特定路線）・・・AIデマンドバス「まつえのるーと八雲忌部」の運行開始 ●穴道・・・AIデマンドバス「まつえのるーと穴道」の運行開始。 松江市コミュニティバスの利用状況 ※（ ）内は1便当たり利用人員 単位：人 ●大野 H30：6,460 (3.23) →R1：5,262 (2.64) →R2：4,524 (2.78) →R3：4,290 (2.70) →R4：3,492 (2.58) →R5：3,559 (2.61) ●秋鹿 H30：3,603 (1.53) →R1：3,601 (1.51) →R2：3,087 (1.51) →R3：2,859 (1.33) →R4：1,697 (1.23) →R5：1,475 (1.27) ●大野・秋鹿 →R6：6,543 (AIデマンド運行) ●古江 H30：4,851 (2.20) →R1：3,986 (1.81) →R2：3,118 (1.50) →R3：2,947 (1.42) →R4：2,898 (1.70) →R5：3,038 (1.79) →R6：2,536 (1.51) ●本庄持田 H30：4,337 (2.50) →R1：4,657 (2.67) →R2：4,329 (2.49) →R3：4,019 (2.31) →R4：3,675 (2.10) →R5：3,892 (2.22) →R6：3,306 (1.90) ●忌部 H30：3,841 (2.22) →R1：3,973 (2.28) →R2：3,230 (1.86) →R3：2,946 (1.79) →R4：2,431 (1.67) →R5：2,212 (1.52) →R6上期：1,022 (1.40) ●鹿島 H30：10,424 (1.72) →R1：9,463 (1.56) →R2：8,763 (1.44) →R3：8,620 (1.27) →R4：8,183 (1.73) →R5：8,939 (1.89) →R6：9,257 (2.08) ●御津 →R6上期：4,753 (1.83) ●島根 H30：32,064 (4.26) →R1：28,241 (3.76) →R2：24,462 (3.26) →R3：25,215 (3.36) ※島根（スクールバス利用を除く） →R3：13,439 (1.79) →R4：12,141 (1.81) →R5：11,240 (1.67) →R6：10,216 (1.62) ●美保関 H30：192,816 (4.23) →R1：182,757 (4.64) →R2：159,051 (4.03) →R3：155,192 (4.01) ※美保関（スクールバス利用を除く） →R3：61,739 (1.59) →R4：70,077 (2.02) →R5：72,470 (2.09) →R6：68,813 (1.99) ●八雲 H30：34,169 (3.19) →R1：30,850 (2.90) →R2：25,276 (2.35) →R3：24,228 (2.27) →R4：22,946 (3.2) →R5：22,565 (3.17) →R6上期：9,099 (2.54) ●八雲・忌部 →R6下期：9,964 (AIデマンド) ●玉湯 H30：11,542 (1.88) →R1：12,835 (2.10) →R2：11,303 (1.85) →R3：17,688 (2.90) →R4：16,987 (2.65) →R5：15,403 (2.41) →R6：16,852 (2.65) ●穴道 H30：16,503 (2.48) →R1：17,763 (2.65) →R2：13,832 (2.07) →R3：13,808 (2.08) →R4：12,660 (1.89) →R5：13,777 (2.05) →R6上期：6,588 (1.96) →R6下期：5,326 (AIデマンド) ●八東 H30：4,296 (2.48) →R1：4,364 (2.50) →R2：3,511 (2.02) →R3：3,642 (2.05) →R4：4,025 (2.3) →R5：6,507 (AIデマンド運行) →R6：6,870 (AIデマンド) ●東出雲 H30：14,858 (2.19) →R1：14,710 (2.23) →R2：12,581 (1.90) →R3：12,127 (1.83) →R4：12,883 (2.25) →R5：13,218 (2.31) →R6：13,289 (2.35) ※八雲・玉湯・東出雲はスクールバス利用を含む	
課題	・複数の運行地区でダイヤ改正を実施し、一便あたりの利用者数は改善傾向にある。今後はダイヤ改正の実施だけではなく、各地区の実態に沿った運行方法を検討していく必要がある。	
対応方針	・令和6年3月に策定した松江市地域公共交通計画（第4次計画）に基づき、AIデマンドバスの導入など、地区の特性に応じた公共交通のあり方を検討する。	
メモ・参考	【AIデマンドバスとは】 従来の定時定路線型のバスではなく、利用者の予約に対し、AI（人工知能）により最適なルート、配車をリアルタイムで行うバスシステム	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30102

要素項目名		補助金制度改革							
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現							
取組項目(主) (副) (副)		事業のあり方・やり方の抜本的な見直し							
担当課		財政部財政課		実施期間		令和2年度 から まで			
現状		中期財政見通しにおいて、財政健全化策として補助費等の縮減を掲げている。 ≪市単独補助金の決算額≫ R元決算見込 1,714,080千円（令和元年度中期財政見通し策定時）							
課題		「不断の行財政改革」により、事務事業等の廃止・縮減等をすすめる必要がある。							
改革の内容	概要	・既存の補助金についての検証・見直しを行う ・市単独補助金総額を削減する							
	詳細	・検証・見直しの実施。 ・市単独補助金の削減。 R2 17,141千円（前年比▲1.0%） R3 16,969千円（前年比▲1.0%） R4 16,800千円（前年比▲1.0%） ※毎年、中期財政見通しにおいてローリングを行う。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		検証・見直しの実施			●	●	●	●	●
		市単独補助金の削減			●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		50,910		市単独補助金の削減。 R2 17,141千円（前年比▲1.0%） R3 16,969千円（前年比▲1.0%） R4 16,800千円（前年比▲1.0%）					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	補助金の検証・見直し		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	評価対象外	新型コロナウイルス感染症への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があること、また、事業実施できなかったことによる未執行額も含まれているため「評価対象外」としている。 令和2年度決算額：1,251,345千円 令和元年度決算額：1,561,880千円	310,535
R3	評価対象外	新型コロナウイルス感染症への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があること、また、事業実施できなかったことによる未執行額も含まれているため「評価対象外」としている。 令和3年度決算額：1,308,298千円 令和2年度決算額：1,251,345千円	△ 56,935
R4	評価対象外	新型コロナウイルス感染症への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があること、また、R3年度は事業実施できず、R4年度は再開したのものも含まれているため「評価対象外」としている。 令和4年度決算額：1,413,546千円 令和3年度決算額：1,308,298千円	△ 105,248
R5	評価対象外	新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があることから「評価対象外」としている。 令和5年度決算額：1,676,909千円 令和4年度決算額：1,413,546千円	△ 263,363
R6	評価対象外	新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があることから「評価対象外」としている。 令和6年度決算額：1,855,410千円 令和5年度決算額：1,676,909千円	△ 178,501
※ 総合	評価対象外	新型コロナウイルス感染症、物価高騰等への対応のため実施した臨時的な市単独補助金があることから「評価対象外」としている。	△ 293,512

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	令和6年度は対前年10.6%の増（178,501千円の増）となった。 主な要因としては、令和6年度は松江市企業立地奨励条例に基づく奨励措置などの増加が影響している。（企業立地奨励補助金：90,593千円増〔R5決算額44,427千円、R6決算額 135,020千円〕） なお、新型コロナウイルス対策、物価高騰対策事業に係る補助金95,379千円（製造業省エネ対策支援事業費（物価高騰対策事業）49,348千円、商業・サービス業等省エネ対策支援事業費（物価高騰対策事業）39,865千円等）は、国の財源を活用した臨時的な補助金のため決算額から除外している。 令和6年度市単独補助金決算額1,950,789千円－コロナ・物価高騰対策補助金95,379千円 ＝令和6年度補助金決算額（コロナ・物価高騰除く）1,855,410千円
課題	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことで経済活動が活性化し、イベントの再開等に係る執行額の増加が含まれている。 また、物価高騰の影響により、運営に必要となる光熱費や労務費等の経費が増加している。
対応方針	中期財政見通しにおいてローリングを行い、検証・見直しを実施する。
メモ・参考	市単独補助金の全てを対象にしているが、路線バスの赤字補填補助金や企業立地奨励補助金など、目標に掲げる毎年1%削減が困難な補助金が含まれる。また、補助金によるアウトソーシングを行うことで、職員人件費との比較によりトータルコストが削減できるようであれば、補助金制度を活用していくことも必要である。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30103

要素項目名		福祉バスの補助制度化によるサービスの拡充							
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現							
取組項目(主) (副) (副)		事業のあり方・やり方の抜本的な見直し							
担当課		健康福祉部健康福祉総務課 まちづくり部交通政策課		実施期間		令和2年度		から まで	
現状		高齢者・障がい者の社会参加の促進と生きがいづくり及び社会奉仕団体等の活動促進を目的に、福祉バスの運行を行っている。 利用料金は、大型バスは有料（4万円）、マイクロバスは無料とし、松江市交通局に運行業務委託している。							
課題		2台のバスで運行しているため、利用が限られており、特に気候の良い春・秋は予約希望が多く、利用者ニーズに対応できていない。 また、利用形態が似通っている支所バスを利用出来る地域と、利用機会に不均衡が生じている。 マイクロバスについては利用料金を無料としているが、受益者負担の適正化の観点から、見直しを図る必要がある。							
改革の内容	概要	全市域でバス利用制度の統一化を図るとともに、市の直営事業から貸切バス利用に対する補助制度に移行することで、利用機会の拡大と平準化及び、受益者負担の適正化を図る。							
	詳細	- 福祉バス制度を市の直営事業から民間事業者の貸切バス利用に対する補助制度に移行し、利用機会の拡大を図る。 - 支所バスを福祉バス制度に統合する。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		関係団体・利用団体への説明			●				
		事務処理方法の検討			●				
		補助金制度への移行				●			
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		〇		- 補助制度の内容が未定であるため、効果額の算出ができない。 - 福祉バスの利用機会の拡大と平準化が図られる。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	関係課と協議・調整を行い、新たな補助制度の原案を作成した。	0
R3	A	松江市外出支援事業補助金を創設し、市民へ周知を行った。 これにより、全市域でバス利用制度が統一化され、利用機会の拡大と受益者負担の適正化が図られた（運用は令和4年度より開始）	0
R4	A	松江市外出支援事業補助金の運用を開始し、全市域でバス利用制度が統一化され、利用機会の拡大と受益者負担の適正化が図られた。 また、同補助制度拡充のための検討・調整を行った（令和5年度より拡充予定）	0
R5	A	松江市外出支援事業補助金の運用を継続し、全市域でバス利用制度が統一化され、利用機会の拡大と受益者負担の適正化が図られた。また、同補助制度の利用範囲を拡充した結果、更なる利用機会の拡大へと繋がった。	0
R6	A	松江市外出支援事業補助金の運用を継続し、制度開始から最も多い利用者数となり、多くの市民の福祉増進に貢献する結果となった。	0
※ 総合	A	全市域でバス利用制度が統一化され、貸切バスの利用機会の拡大と受益者負担の適正化が図られた。また、高齢者等の外出機会を創出することで、福祉の増進に大きく貢献した。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	【取組内容】 ・公民館や広報、HP等での周知の他、利用者等からのお問い合わせについては、理解が得られるよう丁寧な説明に努めた。 R4申請実績 38件（市内のみ） R5申請実績 388件 R6申請実績 496件
課題	利用者の増加、物価高騰の影響によるバス運賃の増額等で当初予算を大きく上回る補助額となり、市の財政を圧迫。
対応方針	補助上限額の変更等、一部制度改正を加えたうえで、令和7年度も引き続き同補助制度を適正に運用する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30104

要素項目名		事務事業の見直しと事務改善（効率化・簡素化）の推進					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		事業のあり方・やり方の抜本的な見直し 内部事務の集約と執行の効率化					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		生産年齢人口の減少、少子高齢化による社会保障経費の増大、地方交付税の縮小と、引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、市民ニーズは多様化し、新たな行政サービスやよりきめ細やかで質の高いサービスの提供が求められている。 限られた財源・人員の中で、新たな政策課題に対応した新規・拡充施策を積極的に展開するため、既存事業のスクラップ＆ビルドの徹底による歳出の見直しと内部事務手続きの効率化・簡素化に取り組んでいく必要がある。 本市の事務事業の見直し・事務改善については、平成30年度に全課から職員レベルの提案をしてもらい、令和元年度から2カ年を集中取組期間に位置づけ、取組を進めている。					
課題		様々な市民ニーズがあるなか、本市が将来にわたって活力を維持し続けていくために「真に必要な施策は何かを選択」していくことが重要になる。 既存事業についても、時代の変化に対応し、現段階において「本当に必要かどうか」、「費用対効果があるかどうか」を事業実施に至る経緯やしがらみにとらわれず、抜本的に改革していかななくてはならない。					
改革の内容	概要	松江市行政マネジメントシステム（かなび）の活用を一層徹底し、PDCAサイクルの確立を図り、事務事業の継続的な見直し・改善を行う。					
	詳細	■事務事業の見直し（スクラップ＆ビルド）の一層の徹底 ※行政マネジメントシステム（かなび）の一層の活用（PDCAサイクルの確立） ・必要性・実施主体の検討 ・サービスの提供手法の検討 ・サービス水準と受益者負担の検討 ・事業の持続可能性の検討 ※全庁職員から提案を受けた（163事業）の事務事業見直しを中心に、可能なものから早期に、そして着実に実現できるように、行政マネジメントシステムの一層の活用を図りながら進捗管理を徹底していく。 ■事務改善（庁内全体で共通する内部事務手続きの効率化・簡素化）の拡充 ※全庁職員から提案を受けた（127項目）の事務改善を中心に内容を拡充し、各項目の主担当課において実現に向け検討を進める。 ※事務改善事例を横展開していくため、縁sys（庁内グループウェア）を活用し、各部署が自らの立案の下、自主的に取り組んでいく意識の醸成につなげていく。					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	事務事業の見直しと改善に係る職員提案と実施（進捗管理）		●	●	●	●	●
	事務改善提案事例を縁sys（庁内グループウェア）を活用し周知		●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		58,873	スクラップ＆ビルドの徹底による事業費の削減と事務の効率化・簡素化による事務量の削減				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
7月	事務事業見直しの取組状況集約		
随時	事務改善提案の受付及び庁内調整		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	30,114
R3	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	48,662
R4	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	19,390
R5	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	25,687
R6	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	6,354
※ 総合	A	事務事業の見直しにより、正規職員、非正規職員の削減、作業時間の短縮、支出額の削減を行い、計画どおりの効果額を生み出した。	461,113

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	- 平成30年度に全課からの提案をまとめた「事務事業の見直し・事務改善」の項目に、令和6年度に「業務の見直し検討プロジェクト」で提案のあった項目を統合し、併せて取り組んでいくこととした。 （令和6年度に取り組んだ主なもの） ・辞令書交付の省略化 ・コンビニ交付機「キオスク端末」の導入 ・保育所入所管理業務の改善 ※事務事業見直し・事務改善の取組のうちAIやRPAの導入による効果は、「ICT技術を活用した事務効率化の推進」で計上。
課題	・取組を継続するため、新たな見直し項目を追加していく必要がある。 ・令和6年3月に策定した定員管理計画で正規職員の総数の現状維持及び会計年度任用職員の削減を掲げており、より一層事務事業の見直しによる効率化を進める必要がある。
対応方針	・提案項目の進捗を管理するとともに、新規提案の受け付けを行う。
メモ・参考	■平成22年度に外部委員に諮って方針を検討した事務事業見直しの実施状況 ○「廃止」としたものの59事業のうち、未完了のもの ・公設集会所（地元譲渡） ・財産区 ○「民営化」としたものの16事業のうち、未完了のもの ・農産物加工施設 ・公立保育所運営費

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30105

要素項目名		行政マネジメントシステムの運用					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主)		事業のあり方・やり方の抜本的な見直し					
(副)		内部事務の集約と執行の効率化					
(副)							
担当課		政策部デジタル戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		平成28年度の運用開始から5年が経過し、多くの職員が操作に習熟してきたところである。また、操作性向上に資する改修を随時行っている。現在、2,273（令和4年度、進捗管理表の数）の事業を進捗管理している。 （参考：導入の経緯） 事業の進捗管理や予算・決算に関する帳票等複数の資料について、従来はWordやExcelなどでその都度担当部署が作成していたため、事務作業が煩雑であった。事業の成果を数値等具体的な指標で確認し予算編成につなげるPDCAサイクルを定着させ、職員のマネジメント能力を向上させることを目的に導入した。					
課題		・各部局においてシステムを用いた進捗管理、帳票の作り込みに差が認められる。 ・事業内容の字数制限やグラフ等の挿入のしづらさ等、機能の制限から入力のしにくさが指摘されている。 ・現行の財務システムからの財務データ（金額のみ）を取り込めるシステム設計としているが、その他の内容（例：事業説明等）を都度入力しなければならないなど、重複作業の削減につながっていない。					
改革の内容	概要	施策の基本情報をデータベース化したうえで、重複作業を削減（省力化）、情報を共有し指標の評価等を行うことで、業務に対するマネジメントのレベルと意識の向上を促す。					
	詳細	【効果として期待される項目】 ・PDCAサイクルを意識した進捗管理につとめることで、マネジメントのレベルと意識の向上 ・重複作業の削減（省力化） ・情報の共有化 ・成果の確認結果を予算編成につなげる ・Rubyで構築することにより、随時機能の改善が可能となるほか、「Ruby City MATSUE」のブランド力向上を図る					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		システム運用と必要に応じた改修	●	●	●	●	●
		システムのあるべき姿・検討（職員ヒア、財務システムとの連携、検討など）	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	システムを構築し、施策の基本情報をデータベース化したうえで情報を共有し、施策指標の評価等を行うことで、業務に対するマネジメントのレベルと意識の向上を促す。結果として、重複作業の削減（省力化）につながる。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	現システム運用・保守		
7月	新システム運用開始		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	システムの機能修正については問題なく行うことができたが、システムのあるべき姿・検討については、令和2年度に検討が十分にできなかったため	0
R3	計画の見直し	「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」実施計画に掲載している次期グループウェアへの更新の取組と併せてシステム更新や運用方針を検討することとし、令和3年度はシステムを現行のまま継続運用することとしたため。	0
R4	B	次期システムの選定に向け、他自治体への視察等を行行情報収集を行ったが、システム選定については次年度の実施とし、令和4年度はシステムを現行のまま継続運用することとしたため。	0
R5	B	職員自らシステム構築や修正ができ、コスト抑制が図られるノーコードツールが次期システムの構築に有用と判断できたため、導入を次年度として新システムの必要機能を精査検討し、令和5年度は現行システムの継続運用としたため。	0
R6	B	新システムのプラットフォームとしてノーコードツールを選定し、次期行政マネジメントシステムを構築したが、運用開始については次年度作業の令和6年度決算からとし、令和6年度は現行システムの継続運用としたため。	0
※ 総合	B	当初予定より遅れ令和7年度の運用開始となったが、入力項目の変更などが容易にできるようになり、柔軟な対応が可能となった。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	【取組内容】 システムの継続運用 【これまでの実績（帳票・機能の追加等）】 H28 運用開始 進捗管理表（帳票機能運用：H28.5から入力開始） サマーレビュー・オータムレビュー（H28サマーから活用開始） 収入支出執行計画書（H28第1回から活用開始） 予算要求資料（H28.11（H29当初予算要求）から活用開始） 総合戦略検証（H29推進会議から活用開始） 予算説明資料（H29.2 H29当初予算説明資料から活用開始） *公表資料 H29 決算成果表（資料編）（H29.9 H28決算資料から活用開始） *公表資料 総合計画実施計画（H29実施計画から活用開始） *公表資料 H30 行革実施計画（H29実績報告・H30スケジュール表から活用開始） *公表資料 R1 行革実施計画に過年度帳票の複写機能追加 過年度帳票確定機能追加 R2 PDFダウンロード機能修正 総合計画実施計画帳票修正 R4 次期システム調達に向けた他自治体事例の情報収集（視察等） R5 ノーコードツールの効果検証（他事業での活用など横展開も同時検討） 新システムの必要機能の検討 R6 現行システム用サーバを仮想サーバへ移行 次期システムのプラットフォームとしてKintone（ノーコードツール）を導入 ※職員自ら簡単なシステムの作成ができ、今後の開発や改修経費の軽減が図られる。 Kintoneで次期行政マネジメントシステムを作成 <今後の運用・改修スケジュール> R7 次期システムにより運用開始
	課題 ・資料添付しづらいなど、操作性に課題がある。 ・松江市独自でシステム構築したため、民間企業のパッケージシステムに比べて操作性などの向上スピードが遅い。 ・随時更新ではなく、予算要求時など年に数回の更新となっており、当初見込んでいた進捗管理ツールとなりえていない。 ・運用面での職員負担がある。（他の事業説明資料を作った上で、本システムでも帳票を作成しなければならない） ・主に予算編成での利用となっており、活用業務が少ない。
	対応方針 次期システムについては、他の自治体での導入実績があるものとし、同様の利用（事業の進捗管理、予算編成資料 など）だけでなく、他の業務など多岐に活用できかつ業務自体や帳票の追加・変更等が職員側で随時対応可能な業務システムとする。
	メモ・参考

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30201

要素項目名		指定管理者制度の活用					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		アウトソーシングの推進					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		平成15年の指定管理者制度創設後、本市では、平成18年度から制度を本格導入し、公の施設の効率的な運営を行ってきた。 令和3年4月1日現在、本市と指定管理者制度導入施設数は230施設（公募施設：30施設、非公募施設：200施設）となっている。					
課題		制度導入から一定の期間が経過したため、制度の活用によるコストの削減が見込みにくい状況となっている。公の施設の管理運営のため引き続き指定管理者制度を有効な手段として適用し、サービスの向上や利用者満足度を高め、利用促進を図っていかなくてはならない。 一方で、現在、直営又は非公募による指定管理を実施している施設については、公共施設の適正化の検討を経た上で、公募による指定管理の導入の検討を行う。また、施設経費の積算の妥当性を逐次チェックを行い、引き続き、管理運営コストの低減を図っていくことが必要である。 また、公の施設として存続させるべきものかを常時検証し、必要性が低下した施設については民間譲渡、休止・廃止を検討する。					
改革の内容	概要	①既に指定管理者制度を導入している施設について、公共施設適正化の方針・計画を踏まえて施設のあり方を検討しながら、当該施設の設置目的の達成、利用者満足度の向上、適正な管理運営を図る。 ②新規に指定管理者を公募する施設の場合は、当該施設に係る市の支出の10%以上の削減を目指す。 ③制度運用上の課題発見と改善に努め、随時、ガイドラインの見直しを行う。					
	詳細	①公共施設の適正化を図るための手法の一つとして、市が保有し、サービスを提供する施設について、その設置目的が効果的・効率的に達成されるように制度を運用する。 また、サービス向上や利用者の満足度向上が図られるよう、管理運営の実施状況をチェックする。 ②指定管理者制度を新規導入する施設は、施設の管理運営経費から使用料等の市の歳入となるものを差し引いた額と比較し、10%以上の効果を目指す。 ③制度運用に伴って生じる課題について検証・改善を図り、随時、ガイドラインを見直す。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		指定期間が終了する施設のあり方検討・更新	●	●	●	●	●
		管理運営状況のモニタリング	●	●	●	●	●
		ガイドラインの見直し	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		0	・公の施設の設置目的の効果的・効率的な達成 ・新規公募施設に係る市の支出の10%以上の削減 ・効率的な制度運用のための検証・改善の推進				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月	指定管理者制度検討委員会（2回程度 仕様の検討）		
6～8月	指定管理者の公募（3案件）		
9～10月	指定管理者制度選定審議会（3回）		
10月	指定管理実施状況評価の公表（前年度分）		
11～1月	指定管理者制度検討委員会（次年度適用方針の検討）		
2～3月	公募仕様の検討補助		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S＝計画以上の進捗、A＝計画どおり、B＝遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 必要に応じて施設のあり方検討を行い設置目的の達成、適正な管理運営を図った。 （R2年度実績：東出雲公民館（非公募）の統合に伴い、指定管理者を選定しR3年度から運用）	2,053
R3	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 必要に応じて施設のあり方検討を行い設置目的の達成、適正な管理運営を図った。 （R3年度実績：松江市総合体育館（非公募）について、指定管理者を選定しR4年度から運用）	2,249
R4	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 新たに3施設の公募方針を決定した。 （R4年度実績：持田第2児童クラブ（非公募）について、指定管理者を選定しR5年度から運用）	13,634
R5	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 令和7年度から、新たに5施設の公募方針を決定した。 （R5年度実績：改修により休止していた総合文化センター（非公募）について、指定管理者を選定しR6年度から再運用）	0
R6	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 令和8年度から、新たに2施設の公募方針を決定した。 （R6年度実績：美保関児童クラブ、中央児童クラブ・中央第2児童クラブ（非公募）について、公募により指定管理者を選定しR7年度から運用）	0
※ 総合	A	指定管理者制度検討委員会等において公共施設適正化方針、計画を踏まえた施設存続の必要性等を検討し、施設に適した指定管理（公募、非公募、指定期間など）の実施に結び付けた。 必要に応じて施設のあり方検討を行い設置目的の達成、適正な管理運営を図った。	60,163

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	○指定期間満了となる施設について、公共施設適正化方針・計画に基づき施設存続の必要性等を検討したうえで、指定管理者の更新手続きを行った。 ○指定管理者制度検討委員会において、公募予定施設の仕様方針、指定期間満了施設の公募・非公募方針、仕様の検討を行った。今後も制度の見直しを含め重要事項を随時検討議題としていく。 ○応募者確保のため、サウンディング型市場調査、公募予定施設事前告知の拡充、募集期間の延長を実施した。 ○基本協定、仕様書、募集要項等の標準例の改訂を行った。 ○燃料費高騰による光熱水費等の影響があった施設について、指定管理者への補填対応を行った。 ○令和5年4月から持田第2児童クラブに指定管理者（非公募）を指定した。 ○ゆうあい熊野館、鹿島東児童クラブの2施設の公募方針を決定した。（令和8年度から） 【参考】指定管理導入施設数（令和7年3月31日時点） 指定管理導入施設 236施設 うち 公募施設 33施設 非公募施設 203施設
課題	○現行指定管理者以外の応募が少なく、競争原理が働きにくい
対応方針	○応募者確保のため、指定期間満了予定施設に対してサウンディング型市場調査等を実施し、新規参入しやすい仕様への見直しを行い、事前告知の拡充を図る
メモ・参考	※指定管理者制度検討委員会・・・副市長、政策部長、財政部長、総務部長、施設所管部局長

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30202

要素項目名		保育所の民営化と幼稚園の統廃合に向けた取り組み					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主)		アウトソーシングの推進					
(副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
(副)							
担当課		こども子育て部こども政策課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		《令和元年5月現在 幼稚園・保育所の入所(園)状況》 公立幼稚園 施設数（27園）・定員（2,955人）・入所者数（1,211人）・入所率（41%） 公立保育所 施設数（16所）・定員（1,320人）・入所者数（1,199人）・入所率（91%） 《平成31年3月現在 定員割れの幼稚園・保育所》 公立幼稚園 全園 公立保育所 恵曇（※）、マリン（※）、野波（※）、美保関西（※）、美保関東（※）、御津、城東 ※指定管理者制度を導入している保育所					
課題		・園児数が少なく4・5歳児、或いは3～5歳の混合学級となる小規模幼稚園においては、同年齢クラスでの適切な人数の集団が確保できず、就学前教育としての経験が限定される状況にある。集団として十分な教育活動が可能な幼稚園規模にするため、年齢別のクラス編成が困難な園児数がおおよそ20人以下の小規模幼稚園においては、近隣の幼稚園・保育所との統廃合を進める必要がある。 ・多様化する保育ニーズに対応するための人と財源を生み出し、従来の子育て支援の拡充や新しい支援事業を展開するため、保育サービスの質を落とさないことを前提とした保育所の民営化を推進する必要がある。					
改革の内容	概要	民間ノウハウを活用した保育の充実化のための公立保育所の民営化と、適正規模による適切な就学前教育のための公立幼稚園の統廃合を進めるとともに、就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れることができ、安定した子育て・子育て環境を提供できる幼保一元化の普及を促進する。					
	詳細	・保育所、幼稚園において、集団教育が実施可能となる適正な規模を確保し、発達段階に応じた適切な教育、保育ができる環境を整える。 ・保育所と幼稚園の連携（一元化）や小学校、中学校との連携を強化し、保幼小中一貫の教育体制を構築し、地域とともに子どもたちのよりよい育ちを支援する。 ・幼稚園、保育所のそれぞれのメリットを活かし、地域、保護者、教諭、保育士が一体となって、松江市の未来を担う子どもたちに適正な教育、保育を提供する。 ・以上の基本的な考え方に基づき、「民間でできるものは民間に」を基本とし、民間ノウハウ等を活用した保育所の民営化と幼稚園の統廃合を推進することで、子育て環境を充実化するための新たな施策や事業に要する財源や人員を確保していく。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		地元関係者との協議	●	●	●	●	●
		保育所の民営化、幼稚園の統廃合等を可能な所園から実施	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	・限られた人的資源及び財源の中で、多様化する保育ニーズに対応するための人と財源を生み出し、従来の子育て支援の拡充や新しい支援事業を展開する ・集団として十分な教育活動が可能な幼稚園規模を維持する				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	関係者との協議		
4月	公立認定こども園の開園		
4月～	保護者・地域関係者への説明・意見聴取		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	（仮称）玉湯統合幼稚園建設工事が計画どおり完了し、玉湯幼稚園と大谷幼稚園を統合し、たまゆ幼稚園として開園した。	0
R3	A	湖北地区3幼稚園の統合に向け協議を進めた。湖北地区統合小学校建設委員会で協議し、令和11年度の統合幼稚園開園に向けて建設場所を決定した。	0
R4	A	・湖北地区統合小学校建設委員会で協議し、令和11年度の統合幼稚園開園に向けて施設整備の基本計画を策定した。 ・令和5年3月に「幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」を策定した。	0
R5	A	・幼保園4施設と東出雲の幼稚園・保育園3施設について、認定こども園への移行の準備を完了し、保護者の利便性向上と職員の業務負担軽減を図るための体制を整備した。 ・公立幼稚園の再編の考え方を公表した。	0
R6	A	・対象園及び地域へ、2回に亘って説明会を実施し、再編にあたってスケジュール案及び「充実を図る事項」と「配慮する事項」を説明した。	0
※ 総合	A	・「幼稚園・保育所・認定こども園のあり方計画」を策定し、幼保園4施設と東出雲の幼稚園・保育園3施設を認定こども園化へ移行。 ・公立幼稚園の再編の考え方を示し、該当園及び地域への説明会を実施。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	・令和3年12月に開催された湖北地区統合小学校建設委員会において、令和11年度の統合幼稚園開園に向けて建設場所を決定した。 ・令和5年2月に開催された湖北地区統合小学校建設委員会において、令和11年度の統合幼稚園開園に向けて施設整備の基本計画を策定した。 ・令和5年3月に策定した「幼稚園・保育所・認定こども園あり方計画」の具体的な取組として、「幼保園の認定こども園化」、「園児数が減少する公立幼稚園や公立保育所の再編の検討」を掲げた。 ・令和6年4月からの開園に向けて、既存の公立幼保園4施設、東出雲地区の公立幼稚園・保育園3施設の幼保連携型認定こども園への移行の準備を行った。 ・令和6年3月の市長定例記者会見において、公立の幼稚園の再編の考え方（園児数20名を基準、中学校区単位）について公表した。 ・公表した「公立幼稚園の再編の考え方」に基づき、令和6年4～8月にかけて、対象園及び地域に対して、説明会を実施。説明会での主な意見を踏まえ、再編にあたって「充実を図る事項」と「配慮する事項」を検討し、令和6年11月～令和7年3月にかけて、再度対象園及び地域に対して、説明会を実施。
課題	・湖北統合幼稚園の建設場所は決定したが、統合までに少子化や幼稚園児数減少が進行し、集団教育の確保がより難しい状況になる恐れがある。 ・公立幼稚園在籍児童数の大幅な減少（H26:859名 → R6:226名）による、公立幼稚園における適正規模の集団教育の確保が難しい状況になる恐れがある。
対応方針	・再編の対象区域内の保護者や地域関係者への丁寧な説明と意見聴取を行い、理解を得ながら調整する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30203

要素項目名		学校給食センターの再編・統合・民間資源の活用					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主)		アウトソーシングの推進					
(副)		公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
(副)							
担当課		教育委員会学校給食課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		松江市では、8学校給食センターで年間約300万食の給食を提供している。 市内で最も古かった南学校給食センターはDBO方式を活用し平成31年2月に着工、令和2年4月に新センターが稼働した。 その他の施設については、築後20年が経過した調理機器等を、中期財政見通しに盛り込み計画的に更新し、その他の修繕は緊急的に対応している。 事業の運営は1センターを除き、調理業務や配送業務を民間委託し、財政負担の軽減に努めている。					
課題		建物や調理設備の老朽化に伴う、緊急修繕対応や修繕費等の増大。 学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理体制の強化。 食物アレルギー対応については専用室がない施設が多く、万全の体制となっていない。					
改革の内容	概要	直営の2校・1センターの民間委託の検討を進めつつ、市内10か所の学校給食施設を将来的に再編・統合及び衛生管理基準、食育や食物アレルギーに対応できる施設として再整備する。 再整備に当たっては、事業の効率化の視点からDBO方式やPFI方式等を積極的に検討し、さらなる民間資源の活用によって財政負担の軽減を図る。					
	詳細	平成27年度に策定予定の「松江市立学校給食センター再整備基本構想」において、市内10か所の学校給食施設を将来的に再編・統合しつつ、学校給食衛生管理基準やHACCPの考えに基づき施設面及び体制面で衛生管理の強化を図るとともに食物アレルギー対応について万全の体制とするため、専用室を設置し再整備していく。 老朽化が深刻な南学校給食センターを南西部地域の拠点となる施設として再整備し、令和2年4月に稼働した。 直営の玉湯小・中学校給食室での調理業務及び配送業務は平成29年度の労使協議における合意内容から当面は直営となったが、令和2年度に稼働した南給食センターに令和3年度から統合した。 また、PFI方式で整備した八雲学校給食センターについては将来的には民間委託を計画しているが、条件が整うまで当面は直営とする。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		南西部地域学校給食センター（南給食センター）完成、運用開始	●	●	●	●	●
		玉湯小・中学校給食調理業務及び配送業務の南給食センターへの統合		●			
		八雲学校給食センターの民間委託					
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		120,336	①正規職員2名の減員 ②臨時、嘱託職員9名の減員 ③代替調理員（9名）、パート配送員（2名）8,635時間の削減 ④玉湯小・中給食室維持管理費の減（6,610千円の減） ⑤玉湯小・中給食調理・配送業務委託料（28,000千円の増） 【効果額】単年 30,084千円 【累積効果額】120,336千円：30,084千円×4年（R3～R6）				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
10月から3月	松江市立学校給食センター再整備基本構想の見直し		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	整備が完了し、新施設を計画どおり稼働させることができた。また、施設統合に向け計画どおり準備を進めることができた。	0
R3	A	施設統合については、計画どおり玉湯小・中学校給食室を廃止し南給食センターへの統合を完了した。令和3年度1学期から玉湯学園に給食を順調に提供している。	57,517
R4	A	南学校給食センターは順調に稼働している。また、施設統合により南給食センターから提供している玉湯学園についても順調に給食を提供している。	0
R5	A	稼働4年目の南学校給食センターは順調に稼働している。また、施設統合により南給食センターから提供している玉湯学園についても順調に給食を提供している。	0
R6	A	稼働5年目の南学校給食センターは順調に稼働している。また、施設統合により南給食センターから提供している玉湯学園についても順調に給食を提供している。	0
※ 総合	A	南学校給食センターを再整備し令和2年4月に稼働した。また、令和3年4月から玉湯小・中学校給食室を廃止し南学校給食センターへ統合したことにより、10施設から8施設へ再編が進み財政負担軽減が図れた。	230,068

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	南学校給食センターについては、整備計画どおり工事が完了し、令和2年4月より順調に稼働している。 玉湯小・中学校給食室の調理等業務及び配送業務の南学校給食センターへの統合については、関係各所への協議が整い、令和3年4月からの統合に向け準備を行うことができた。 当初の実施計画では、直営の玉湯小・中学校給食室での調理等業務及び配送業務は、平成30年度から民間委託を行うこととしていたが、関係機関との協議が整わず平成29年に計画を変更した。また、令和2年度には関係機関との協議が整い、令和3年4月から南学校給食センターへの統合に向け準備を行った。 令和3年3月末をもって玉湯小・中学校給食室を廃止、令和3年度より南給食センターへ統合を完了し1学期より給食提供を順調に行っている。 南学校給食センター整備にあたっては、当初の実施計画で事業の効率化の観点から「PFI方式」を導入するよう検討してきたが、民間ノウハウの活用・リスク管理・適切な事業実施などの面から、整備手法は「DBO方式」を採用することとした。 平成29年度は、整備発注業務において実施方針、要求水準等を決定、公表し、公募型プロポーザル方式にて事業者選定を実施、選定した事業者と協定、契約を締結し、平成30年度の設計業務・建設工事着工に向けて計画どおり事業を進めた。また、平成31年2月に着工し、令和2年2月完成、4月から供用を開始している。 南学校給食センター整備後3年が経過し、今後の北学校給食センターの整備に向けて松江市立学校給食センター再整備基本構想を見直すこととした。
	八雲学校給食センターは将来的な民間委託の計画はあるものの条件が整うまで当面は直営とする。 松江市立学校給食センター再整備基本構想の見直しを行う。
	関係各所から充分理解を得ながら進めていく必要があることから、複数年を掛けて検証・分析を行う必要がある。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30204

要素項目名		窓口業務の民間委託					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		アウトソーシングの推進					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		本市においては、事務事業の見直しや職員400人削減計画の実施に伴って、業務の内容や性質を精査しながら、案内業務の委託化や一部窓口業務の嘱託職員化などを実施してきた。しかし、窓口業務の民間委託については、窓口業務体制ワーキング会議を設置し、先進自治体の導入事例などを参考に、メリットや課題の検討をしてきたものの、具体的な方針決定や導入に至っていない。					
課題		・近年、さらに住民ニーズやそれらに対応する各種制度の多様化・複雑化が進み、高度な行政サービスの提供が求められてきている。市の業務も、魅力ある施策・サービスの提供に向けた計画策定・企画立案等が求められる一方、各種手続きにかかる窓口業務も重要な部分であり、サービスの確保・向上や一定の人役配置が必要である。これらに対応していくためには、さらなる業務の効率化の手法を検討する必要がある。 ・窓口業務の民間委託は、先進自治体で導入されてきたが、近年、導入自治体が増加傾向にあり、導入分野も、住民異動届出受付、各種証明発行のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当、保育等へと範囲が拡大されてきている。 ・先進自治体の実績を踏まえた研究・検討が可能な状況となっており、民間委託化のメリット・デメリット、本市の状況にあった体制等の研究・検討を行う必要がある。					
改革の内容	概要	職員が組織の根幹業務（企画立案等）に注力し、より高度な行政サービスを提供するため、そのひとつの手法として、窓口業務の民間委託について調査・研究し、導入を検討する。					
	詳細	・多様化・複雑化する住民ニーズや各種制度に対応し、高度な行政サービスを提供するひとつの手法として「窓口業務の民間委託」を位置づけ、先進自治体の実績等を参考にしながら、本市におけるあり方を研究・検討する。 〔先進自治体導入事例〕 住民異動届、住民票の写し等、戸籍の届出、戸籍謄本等・戸籍の附票の写し、印鑑登録申請・証明書、納税証明書、就学関係、埋葬・火葬許可、市税受領・督促等、国民健康保険、後期高齢者医療関係、介護保険関係、国民年金関係、妊娠・母子健康手帳、児童手当、障害者手帳、保育関係 など					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		窓口業務の民間委託の調査研究、導入検討	●	●	●	●	●
		窓口業務体制ワーキング会議での検討	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	窓口業務の民間委託の調査研究、導入検討。 〔導入した場合に期待される効果〕 ・窓口業務に直接携わる職員削減、他業務への職員再配置、繁閑に合わせた柔軟な人員配置 ・民間ノウハウによる窓口サービスの向上、雇用の安定化 など				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～10月	窓口委託導入の検討 (対象業務整理、コスト算出、効果見込の整理)		
随時	窓口検討ワーキング会議		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	窓口関係部署のメンバーを集め「窓口業務体制ワーキング会議」を開催し、民間委託に向けた課題検討を実施	0
R3	A	窓口関係部署を集め「窓口業務体制ワーキング会議」、「窓口サービス向上に係る課長会議」を開催し、窓口改革について検討を実施	0
R4	A	窓口関係部署を集め「窓口業務体制ワーキング会議」、「窓口サービス向上に係る課長会議」を開催し、新庁舎第1期供用開始に向けた調整・検討および窓口改革について検討を実施	0
R5	A	窓口関係部署を集め「窓口サービス向上に係る課長会議」を開催し、新庁舎第1期運用における窓口関係課題の状況についての情報共有および窓口改革について検討を実施	0
R6	A	窓口関係部署を集め「新庁舎2期移転に向けた窓口関係課長会議」を開催し、1期棟での運用を踏まえた窓口業務の見直し等の必要性や、その内容の整理方法について検討を実施	0
※ 総合	A	新庁舎整備計画を踏まえ、窓口関係部署が連携して運用ルールの検討などの窓口改革に取り組んだ。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	平成28年度に、窓口関係職場の若手職員で構成する「窓口のあり方検討ワーキング会議」を開催し、理想の窓口にあり方について一定の方向性を整理した。 平成29年度に、新庁舎整備基本方針（H28.2月策定）を踏まえた基本構想や基本計画を策定に向け「新庁舎整備検討ワーキング会議」を設置し、その中で窓口業務についても意見を付した。 平成30年度からは、窓口関係部署のメンバーを集め「窓口業務体制ワーキング会議」を設置し、多様な行政サービス手法の一つである民間委託をテーマとした窓口業務体制の検討することとした。 令和元年度は、新庁舎窓口レイアウトの検討、窓口業務支援システムについて議論を行った。 令和2年度は、新庁舎工事中の駐車場の状況に対応した来庁者の混雑緩和対策に合わせ手続きの電子化の推進について議論を行った。窓口民間委託について所管課と情報収集・検討を行った。 令和3年度は、新庁舎関連（工事中の駐車場混雑緩和、窓口レイアウト等）について議論を行った。窓口改革について、ワンストップ対応や手続きの電子化の検討を行った。 令和4年度の窓口業務体制ワーキング会議（新庁舎第1期供用開始に向けた庁内調整会議）の実施状況 第1回 7月20日 新庁舎供用開始に向けた調整・検討（各運用ルール検討、移転スケジュール） 第2回 11月25日 新庁舎供用開始に向けた調整・検討（各運用ルール確認） 令和4年度の窓口サービス向上に係る関係課長会議 第1回 9月12日 窓口改革の検討項目・検討状況 （新庁舎に向けた検討、窓口案内システム、書かなくて済む窓口、キャッシュレス） 令和5年度窓口サービス向上に係る関係課長会議 第1回 6月15日 窓口改革の検討項目・検討状況 （新庁舎運用に係る課題、窓口案内システム、書かなくて済む窓口、ワンストップの運用状況、第2期棟完成後にに向けた検討） 令和6年度新庁舎2期移転に向けた窓口関係課長会議 第1回 3月27日 新庁舎における窓口のあり方の基本的な考え方のおさらい 1期棟の運用状況等を踏まえた2期棟計画（各課配置や窓口番号割振り案、サイン計画案等）の共有 2期棟供用開始に向けて決めていくべき内容の確認
課題	高度な行政サービスの提供が求められる中で、窓口業務においてはサービスの確保・向上や一定の人役配置が必要であるため、先進自治体の実績を参考にさらなる業務の効率化の手法を検討する必要がある。
対応方針	新庁舎窓口運用を念頭に、ICT等を活用した新しい窓口を検討しながら、窓口民間委託の効果、課題、採用有無について検討する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30301

要素項目名		公文書の電子化による適正管理に向けた取組の推進					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		内部事務の集約と執行の効率化					
担当課		総務部総務課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		・国においては、「公文書管理の適正の確保のための取組について」が平成30年7月20日に行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議で決定され、今後作成する行政文書については作成から保存、廃棄・移管までを一貫して電子的に管理することで、文書管理業務の効率性を向上させることとしている。 ・地方公共団体の文書管理については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定されている。 ・現在、公文書は、紙媒体を正本・原本とするものが大半を占め、その管理にかかる業務は職員の手作業により行われている。 ・当市の現行の文書管理システムは、データベース機能（アクセス）のみのシステムであり、総務課職員が新規文書の追加登録及び保存期間の満了した文書の廃棄に伴う削除等の入力、保存文書の文書目録の加除及び修正を行っている。					
課題		・新庁舎での文書の保管スペースの制限や収納コストの面から、移転までに紙媒体の公文書を削減する必要がある。 ・紙媒体による公文書の管理は、職員の手作業により行われているため、文書の所在把握や管理状況のチェックへの支障、管理業務にかかる作業負担の発生等の課題がある。 ・情報公開への対応をはじめ、行政文書の利用を適正に行うため、どのような文書がどこにあるのか、よりスピーディーに確実に所在を把握し管理する必要がある。					
改革の内容	概要	新庁舎でのワークスタイルを見据え、紙媒体中心の文書管理を見直し、公文書を電子的に管理する仕組みの検討を進める。					
	詳細	■公文書の作成から保存、廃棄・移管まで一貫して電子的に行う仕組みの検討 ・公文書の体系的・効率的な管理を進めるため、作成から保存、廃棄・移管まで一貫して電子的に管理する仕組みについて検討する。（一貫した電子的な文書管理の在り方についての基本的な方針の策定） ・事務の効率化を図るため、公文書のライフサイクルを一元的に管理する文書管理システムの整備や電子決裁の活用に向けた検討、制度、規程の見直しなどによる環境整備を進めていく。 ■紙文書の削減 ・既存文書については、内容を精査のうえ適正な保存年限に見直し、新庁舎における新たなオフィス空間確保を見据え、紙文書量を削減することで、スペースの有効活用、コスト削減や人的負担の軽減を図っていく。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		適切な文書作成の推進	●	●			
		全庁各業務のシステムとの調整	●	●			
		文書管理システムの仕様書決定・テスト導入		●			
		文書管理システムの本稼働			●		
		電子決裁の推進				●	
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	・文書管理システムを基盤とした公文書の一元管理 ・情報公開への速やかな対応、行政文書の適正利用、電子決裁による迅速な意思決定を図る。 ・紙文書の削減 ・スペースの有効活用、保管コストの削減や人的負担の軽減				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～3月	文書管理・電子決裁システム運用、保守		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	文書管理システム及び電子決裁システムの整備に向けた検討が進んでいる。また、不要文書廃棄についても44トン廃棄することができた（前年比約20トン増）。	0
R3	A	文書管理・電子決裁システムの業務委託仕様書を作成し、プロポーザル方式によって業者を選定した。また、不要文書廃棄についても49トン廃棄することができた（前年比約5トン増）。	0
R4	A	文書管理・電子決裁システムを令和5年1月に稼働し、電子決裁率の目標値90%を達成した（令和5年1月～3月実績）。また、不要文書を約53トン廃棄した（前年比約4トン増）。	0
R5	A	文書管理・電子決裁システムの普及及び令和5年4月から電子決裁の機能を追加した財務会計システムの稼働開始により、電子決裁率の目標値90%を達成した（令和5年4月～令和6年3月実績）。また、不要文書を約55トン廃棄した（前年比約2トン増）。	0
R6	A	文書管理・電子決裁システムの普及により、電子決裁率の目標値90%を達成した。（令和6年4月～令和7年3月実績）また、不要文書を約44トン廃棄した。（前年比約11トン減）	0
※ 総合	A	文書管理・決済システムを令和5年1月に稼働し、電子決裁率の目標値90%を達成した。（令和5年1月～令和7年3月実績）また、不要文書を245トン廃棄することができた。（令和2年度～令和6年度）	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	- 退職者に対してのシステム設定の注意喚起を行い、該当職員退職後も業務に支障がでないように通知を行った。また令和5年度よりも多くQ&Aを配信し、職員の手間を軽減させた。 - 電子決裁の促進により、全庁のコピーカウント数（モノクロ）は前年度より約9%減少した。（文書管理・電子決裁システム導入前の令和3年度と比較すると約22%減少） - 全庁的に適正な文書管理を行うため、庁内各部署に対し保存期間が満了した文書を積極的に廃棄するよう指導監督を強化するとともに、執務室及び文書庫の不要文書約44トン廃棄した。
課題	- 導入年次の古いパソコンは文書管理システム及び財務会計システムの利用中にレスポンスが悪化することがある。 - 電子決裁システムの運用により、画面上での確認作業が増え、効率的に業務を行うために、セカンドディスプレイの配備が必要であるが、予算の制約もあり十分に配備できていない。
対応方針	- システムログ、ネットワーク環境の影響などシステムのレスポンスが悪化する原因を、システムベンダーと連携して調査し、順次対応している。 - セカンドディスプレイについては、デジタル戦略課と調整し、財源を確保しながら順次優先度の高い部署から配備する。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30302

要素項目名		次期行政情報システムの導入に向けた検討					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主)		内部事務の集約と執行の効率化					
(副)		ICTを活用した市民の利便性の向上					
(副)							
担当課		政策部デジタル戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		総務省の「スマート自治体研究会」報告書、政府の成長戦略フォローアップにおいて、「遅くとも2020年代に複数のベンダが全国的なサービスとしてシステムのアプリケーションを提供し、各自自治体が原則としてカスタマイズせずに利用する姿を実現する」と掲げられている。 平成24年度に稼働した本市の行政情報システム（住民記録、市税、健康福祉など）は、当初、カスタマイズを抑え、パッケージに合わせて業務を見直すという方針で導入したが、その後の運用において多くのカスタマイズが実施されている。ただし、法改正等に対応し、安定的には稼働している状況である。					
課題		・システムの整備状況、それにかかる経費などについて、現状把握をする必要があること。 ・今後向かうべき方向性を定めた「スマート自治体推進計画」を策定し、新庁舎の建設も踏まえ、市全体のシステムに関する整備の方針を確定すること。⇒令和4年3月に「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」を策定済。 ・行財政改革実施計画を策定した令和2年度から新庁舎の運用までには約8年あるが、その間の技術革新については、現状では全く予測できないこと。 ・「スマート自治体研究会」報告書などにみられるように、国の制度改正など大きな方向転換があり、その状況を注視する必要があること。					
改革の内容	概要	新たな行政情報システムを導入し、新たな市民サービスの提供や、法制度改正に的確に対応する。そのためにも、国の動向を注視し、新たな技術革新などの情報収集に努める。					
	詳細	平成27年度に開始された社会保障・税番号制度は、今後も様々な法制度改正が想定される。また、令和元年度には、デジタル手続法も制定され、市民サービスの提供の手法についても大きな改革が行われるものと想定される。 本市においては、これらに的確に対応するため、国が進める新たな統一システムなど国の動向を注視し、新たな技術革新などの情報収集に努め、適切な調達方法を見極め、新たな行政情報システムを導入する。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		現在のシステム運用状況の調査・分析	●	●			
		（仮称）スマート自治体推進計画策定		●	●		
		次期行政情報システム導入方針・計画策定・調達仕様書作成			●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		〇	新たな行政情報システムを導入し、新たな市民サービスの提供や、法制度改正に的確に対応する。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4～5月	【12業務】システム検証準備作業		
6月～8月	【12業務】システム検証（システム移行ベンダー）		
9月～11月	【12業務】運用検証（本市）		
1月～	【12業務】システム本稼働		
必要に応じ随時	【8業務】RFIの実施		
1月以降（未定）	【8業務】RFPの実施		
実施する上での留意事項		標準化対応期限および補助金交付期限が令和7年度末から5年間延長されたことから、現行システムの利用期間延長を含め、残り8業務について品質・コスト・納期の観点も踏まえ適切な時期に契約・システム移行ができるよう見極める必要がある。	

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	S	ITコンサルタントとともに現行の情報システムの現状把握や課題抽出を行い、全庁的なシステムの課題を認識し、今後の整備方針を決める計画の策定方針（案）まで作成することができた。また、次期行政情報システムについても現状の課題抽出まで実施し、当初は次年度実施予定だった延長契約締結に向けた契約相手先との事前交渉に着手することができた。	0
R3	S	現行システムの5年間の契約延長について契約相手方と協議し合意した。また、住民情報システムの関係課長会議を開催し、システム標準化対応について説明を行い、R4年度の全庁的な推進体制の構築を進めた。「松江市みんなにやさしいデジタル市役所計画」を策定し、市全体のシステム導入や管理のあり方を定めた。	0
R4	A	推進体制構築後、20業務のFit&Gapを実施し、標準仕様と現行システムとの差の洗い出しを行った。また、「松江市システム移行計画書」を作成し、DX推進委員会にて承認を得た。R5年度の調達に向けて予定通り推進することができた。	0
R5	A	調達仕様書の作成等、スケジュール通りに推進した。ベンダーからの情報でシステム移行作業期間について当初想定していた程かからないことが分かり、調達スケジュールを変更し、Fit&Gap作業を継続して運用方式の検討を行った。	0
R6	B	標準化対象全20業務のうち12業務については令和6年10月に契約することができ、計画どおりシステム移行作業を進めている一方で、全国的な技術者不足から、「戸籍」「戸籍附票」「後期高齢者医療」「障がい者福祉」「生活保護」「児童手当」「児童扶養手当」「こども子育て」の8業務については、本市にシステムを提供可能なベンダーが見つからないため移行時期の目途が立っていない。	0
※ 総合	A	8業務の移行時期は目途が立っていないが、12業務は令和6年度中に契約し、令和8年1月の本稼働に向け順次進めることができています。また、国の示す令和7年度末までの移行や国庫補助金交付の期限については、中核市市長会等を通じ要望した結果、5年間の延長が決定した。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	【システム調達および情報収集】 12業務「住民記録」「印鑑」「国民年金」「選挙人名簿管理」「就学」「個人住民税」「法人市民税」「固定資産税」「軽自動車税」「国民健康保険」「介護保険」「健康管理」について、令和6年10月28日に契約を締結し、令和8年1月本稼働を目指して業務担当課とともに標準準拠システムの移行作業を実施 8業務「戸籍」「戸籍附票」「後期高齢者医療」「障がい者福祉」「生活保護」「児童手当」「児童扶養手当」「こども子育て」については、システム提供可能なベンダー情報の収集を実施 - 併せて令和7年度末までの移行が困難な「特定移行支援システム」として総務省・デジタル庁の承認を得た 【要望活動】 - 中核市市長会、全国市長会を通じて「移行期限の延長」「国庫補助対象期間の延長」「運用経費の国庫負担」の3点について要望活動を実施し、移行期限および国庫補助対象期間が令和7年度末から5年間延長となった（令和6年12月24日閣議決定）
課題	全20業務の標準準拠システム移行後の運用経費が、現行システムと比較し、物価や人件費が高騰していること、また国が用意するガバメントクラウドの利用などにより約1.4倍増となる見通し。
対応方針	現行システムと比較し、標準準拠システムで増加する運用経費について、国に対し国庫補助の対象となるよう中核市市長会等を通じ継続的に要望する。
メモ・参考	標準準拠システムへのシステム移行と併せてEUCやRPAといったツールを導入し、職員が積極的にツールを使いこなしてDX化を行い、働き方の変革を実現することも目指す。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30303

要素項目名		ICT技術を活用した事務効率化の推進					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		内部事務の集約と執行の効率化					
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		総人口・生産年齢人口の減少といった社会構造の変化の進展により、今後は、労働力そのものの確保が難しくなることが想定される。その中で、住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、本来職員が担うべき業務とそうでない業務を明らかにし、その特性にあった業務の効率化の手段を検討することで、本来職員が担うべき業務に注力できる体制を構築していく必要がある。 近年、AIやRPAといったICT技術が発展し、新たな業務の効率化を図る手段として、民間企業を中心に導入が進み、自治体業務においても実証実験が進められ、導入事例も出てきている。					
課題		・業務効率化のため、情報システム化を進めてきたが、入力や確認作業、データ編集といった定型的・定量的なパソコン作業が業務プロセスの中で大きなウェイトを占めており、課題解決や企画立案、相談業務など本来職員がになうべき業務に十分に注力できていない。 ・この定型的・定量的な作業をマンパワーに頼らず、AIやRPAといったICT技術を導入し自動化することで、職員は本来的に職員が担うべき業務に注力し、限られた職員で効率的な行政運営を可能としていくことが求められている。 《RPAとは》 「Robotic Process Automation」の略で、人間が手作業で行っている定型的なパソコン操作をソフトウェア型ロボットに代わりに行わせて作業を自動化する技術のこと。					
改革の内容	概要	業務プロセスの見直しを継続的に進めるとともに、業務の効率化につながるAIやRPAといったICT技術を積極的に活用していくことで、人的・財政的な負担を軽減する。					
	詳細	作業精度の向上や所要時間の短縮、業務品質の向上を図るため、ICT技術の活用を前提とした定型的・定量的な業務の洗い出しと業務プロセスの見直しを継続的に行い、定型業務の自動化・省力化を進める。 ■AI技術を利用したシステムによるサービスの向上、事務を省力化 ・他自治体の成功事例の導入検討（音声認識による議事録作成、チャットボットによる問合せ対応など） ・業務上の課題を解決するシステムの検討、提案募集など ■RPAによる事務の省力化 ・定型的・定例的な事務作業を洗い出し、作業手順を整理し、RPA導入のモデル事例を作り上げる。（例：市民税賦課業務、ふるさと納税受付業務、保育所入所申請書入力業務など） ・他自治体で成功してる事例の導入検討					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	対象業務の洗い出しと業務プロセスの見直し		●	●			
	実証実験による検証		●	●	●	●	●
	AIやRPAの導入と他業務への横展開		●	●	●	●	●
改革の目標	累積効果額（千円）	説明					
	46,989	自動化される時間に係る人件費の削減 ※当初の計画効果額としては、音声認識による議事録作成の自動化のみの効果を計上している。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
5月	【AI・RPA】各システム利用促進について庁内通知		
6月～10月	【RPA】適用可能な定型の事務作業の洗い出し		
随時	【RPA】他業務への横展開		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。また定型的・定量的な業務の洗い出しと業務プロセスの見直しを行い、定型業務の自動化・省力化を図った。	4,340
R3	A	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。各システムの積極的な利用を職員に促し、前年度から削減時間が増加した。	8,448
R4	A	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。各システムの積極的な利用を職員に促し、前年度から削減時間が増加した。	9,214
R5	B	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。各システムの積極的な利用を職員に促し、前年度から削減時間が増加したが、目標効果額には及ばなかった。	9,508
R6	A	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。各システムの積極的な利用を職員に促し、前年度から削減時間が増加した。	17,903
※ 総合	A	ICT技術の活用により作業精度の向上や所要時間の短縮を図った。各システムの積極的な利用を職員に促し、毎年度削減時間が増加した。	49,413

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	【AIについて】 ・AⅠ音声認識議事録作成支援システム（令和2年6月～） 全庁利用により、令和3年度 2,907時間削減 令和4年度 3,133時間削減 令和5年度 2,998時間削減 令和6年度 6,092時間削減 ・まっえの子育てAIコンシェルジュ（LINEを活用したAⅠチャットボットによる問合せ対応） 令和3年4月から運用開始 問合せ約130件/月のうち、4割が閉庁時間帯利用であり市民の利便性向上に寄与 ・AⅠによる保育所入所調整（令和3年度本稼働） 令和2年実証実験を経て、本格稼働 従来の保育所入所判定業務は職員5人で7日間 → AI入所判定は約10秒で完了 入所に係る事務を11日短縮（保育所への内定人数連絡7日、市民への通知4日短縮） 【RPAについて】 ・15部署において利用（システムへの転記入力、会計システムにおける支払処理の自動化等） （R3実績 約10,100件） システム転記入力件数 約6,400件、会計システム転記入力件数 約3,700件 → 766時間削減 （R4実績 約12,900件） システム転記入力件数 約1,400件、会計システム転記入力件数 約11,500件 → 873時間削減 （R5実績 約16,200件） システム転記入力件数 約1,700件、会計システム転記入力件数 約14,500件 → 1,136時間削減 （R6実績 約25,100件） システム転記入力件数 約9,400件、会計システム転記入力件数 約15,700件 → 1,692時間削減
	利用促進の周知（AI議事録作成支援システム） 導入業務拡大（RPA）
	対応方針 AI、RPAのさらなる利用促進に向けた庁内周知方法の検討
	メモ・参考

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30401

要素項目名		労働生産性を高めるオフィス環境整備の推進						
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現						
取組項目(主)		働きやすい環境づくり						
(副)		内部事務の集約と執行の効率化						
(副)								
担当課		総務部組織戦略課	実施期間	令和2年度	から	まで		
現状		少子・高齢化の進展による生産年齢人口の減少と育児・介護との両立など働く人のニーズの多様化が見込まれ、民間企業だけでなく、行政においても労働力そのものの確保が難しくなることが想定される。 一方で、市民の行政ニーズも多様化してきており、新たな行政課題に対応するために新しい施策を推進していかななくてはならない。						
課題		新たな行政課題に対応していくため、自治体が担わなければならない事業は増え続け、業務量は増大し、長時間労働の発生となっている。 一方で、職員定数の大幅な増加ができない中、今後も持続的に行政サービスを提供していくためには、これまでの「働き方」や「仕事の進め方」を見直し、時間とマンパワーを生み出し、より付加価値の高いサービスの提供へつなげていかななくてはならない。 新庁舎整備を絶好の機会ととらえ、労働生産性を高めるための、働きやすい環境整備に向けた検討を進める必要がある。						
改革の内容	概要	新庁舎整備を見据え、制度や、ICTを活用した働きやすいオフィス環境整備に向けた検討を進め、これまでの「働き方」と「仕事の進め方」を変えていき、生み出した時間やマンパワーを、より付加価値の高いサービスの提供へつなげていくワークスタイルの実現に向けた取組を推進する。						
	詳細	■ICT技術を活用し、「紙」を極力使わない働き方・職場環境の実現に向けた取組の検討、試行（例：ペーパーレス会議の推進、モバイルPC・タブレットの導入、Wi-Fi環境の整備） ■意思決定の迅速化（例：電子決裁の導入） ■場所や時間に制限されない働き方の検討（例：モバイルワーク、テレワーク） ■コミュニケーションの活性化 ・部局を超えた職員間の情報共有やコミュニケーションを活性化し、新しいアイデア、コラボレーションにより付加価値の高いサービスを生み出す環境整備（例：フリーアドレス）						
工程表		取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
		ICTを活用した働きやすいオフィス環境整備に向けた検討		●	●			
		（仮称）スマート自治体推進計画に検討内容を反映			●	●		
		（仮称）スマート自治体推進計画に基づき取組を推進					●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明					
		0	働きやすく、生産性を高める環境整備を整え、これまでの「働き方」と「仕事の進め方」を変えていき、生み出した時間やマンパワーを、より付加価値の高いサービスの提供へつなげていく。					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
通年	デジタル市役所計画・実施計画進捗管理		
通年	文書管理・電子決裁システム運用、保守		
4月～2月	新庁舎什器類発注		
5月	無線対応内部情報系端末の配備（新庁舎）		
10月	セカンドディスプレイ増設		
2月	Web会議専用スペースの整備（専用機器の設置）		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S＝計画以上の進捗、A＝計画どおり、B＝遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	以下のような具体的な成果や、試験、計画策定ができ、次年度の実施へつなげることができた。 ・新型コロナウイルス感染症対策として整備したWeb会議が、会議の新たな手法として定着した。 ・「自治体テレワーク推進実証実験」に参加し、テレワークを試験的にを行い、実用性や課題点の確認できた。 ・新庁舎におけるユニバーサルレイアウトの採用や備品の標準化など、効率的かつ多様な働き方に対応できる「オフィス環境等整備計画書」を策定した。	0
R3	A	・みんなにやさしいデジタル市役所推進計画を予定どおり策定できた。 ・Web会議、テレワークの利用が拡大した。ペーパーレス協議の取組を開始した。 ・電子決裁の導入に向けた準備を予定どおり進めた。 ・新庁舎の什器の仕様の検討・作成を予定どおり進めた。	0
R4	A	・文書管理・電子決裁システムを令和5年1月に稼働し、電子決裁率の目標値90%を達成した。 ・テレワーク用端末を増設し、利用が拡大した。 ・新庁舎でのペーパーレス会議に向け、内部情報系端末を無線にするなど準備を進めた。 ・新庁舎の什器の発注を予定どおり進めた。	0
R5	A	・文書管理・電子決裁システムの普及及び令和5年4月から電子決裁の機能を追加した財務会計システムの稼働開始により、電子決裁率の目標値90%を達成した。（令和5年4月～令和6年3月実績） ・テレワーク用端末を増設し、利用が拡大した。・新庁舎でのペーパーレス会議に向け、無線対応内部情報系端末を配備した。 ・新庁舎1期棟供用開始・新庁舎の什器の仕様の検討・作成を予定どおり進めた。	0
R6	A	・文書管理・電子決裁システムの普及により、電子決裁率96パーセントを達成し、目標の電子決裁率90パーセントを超えた（令和6年4月～令和7年3月実績） ・オンラインで行われる会議や研修に簡単に参加できるよう、専用機器が常設してある専用スペースを配備した。 ・新庁舎の什器発注を予定どおり進めた。	0
※ 総合	A	・目標値を超える電子決裁率（R6：96%）を達成し、意思決定の迅速化と職員の負担軽減を達成した。 ・新庁舎の整備にあたり、アクティビティ・ベースド・ワーキングの導入、リフレッシュスペースや協議スペースの確保など様々な意見を取り入れ、効率的かつ多様な働き方ができるオフィスを構築した。 ・Web会議、テレワーク、ペーパーレス会議などのICTを活用した働きやすいオフィス環境の整備を進めた。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	《文書管理・電子決裁》 ・文書管理・電子決裁システム導入から初めての作業である年度切り替え処理（移管・職員配置変更）について、各課で対応できるよう通知・マニュアルを作成し、職員の業務の負担軽減を図った。 ・電子決裁をスムーズに利用できるよう、業務職員などにセカンドディスプレイを配備した。（セカンドディスプレイ 250台導入） ・退職者に対するシステム設定の注意喚起を行い、該当職員退職後も業務に支障がでないように通知を行った。また、令和5年度よりも多くQ&Aを配信し、職員の負担を軽減させた。
	《テレワーク》 ・地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の自治体実証実験として提供しているテレワークシステムを利用して、テレワークを実施した。（テレワーク専用端末 R7.3.31現在 60台）
	《ペーパーレス》 ・新庁舎職員の内部情報系端末は無線対応（R5.5） ・別館、第4別館、環境センターの係長以上の職員の内部情報系端末のテレワーク設定（R5.5） ・市長、副市長、教育長、部長の内部情報系端末を2in1PCに交換（R5.11） ・市議会のペーパーレス化に向け、市議会議員のタブレット端末運用開始（紙・データ併用）、常任委員会への執行部のPC持込み使用を開始（R6.6）。なお、執行部の本会議における2in1PC使用は令和5年11月議会から開始済み。
	《Web会議専用スペース》 ・新庁舎の相談室4か所にWeb会議専用機器を設置（R7.2）
課題	《新庁舎》 ・新庁舎1期棟に配置した什器の検証をした上で、新庁舎2期棟に配置する什器の仕様を検討した。 ・ソロワークスペース、ミーティングスペースを整備し働きやすいオフィス環境を整備した。 ・千鳥葦（市長直轄の若手職員向けワークショップ）や職員の意見も踏まえた上で、什器やスペースの活用を検討した。 ・新庁舎の什器を発注した。（R6.9～R7.1）
	・新庁舎第1期完成後は、庁内ネットワークがWi-Fi環境と従来の有線LAN（旧庁舎部分）が混在する。この状況でも全庁でペーパーレス会議を実施するための対策を講じる必要がある。 ・新庁舎に配置した什器や共有スペースをうまく活用できていない部分がある。 ・内部情報系端末の持ち運び利便性向上に向け、端末を小型化する必要がある。 ・端末小型化に伴い、セカンドモニターの導入を進める必要がある。（R4年50台、R5年250台、R6年171台） ・すべてのWeb会議専用スペースが少人数専用となっているため、ある程度的人数で参加できるスペースの整備が必要。
	・電子決裁をスムーズに利用できるよう、決裁者や審査事務を行う職員などにセカンドディスプレイを配備を増やす。 ・新庁舎の庁内ネットワークのWi-Fi化を活用し、新庁舎内での会議のペーパーレス化を促進する。 ・新庁舎での複数規模の会議室の使用開始に併せて、新たに中～大規模会議室へのWeb会議専用機器を常設する。 ・千鳥葦の意見も踏まえた上で、什器やスペースの活用を検討し、より最適なオフィス空間を整備していく。
対応方針	
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30402

要素項目名		ワークライフバランスの推進					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		働きやすい環境づくり					
担当課		総務部人事課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		男女ともに仕事と育児・介護等との両立に向かう職員が増える中で、働きやすく、多様で柔軟な働き方が出来る環境への転換を図るため、平成27年度に「職員みんなのワークライフバランス推進プラン」を策定し、超過勤務時間数の縮減やワークライフバランスをテーマとした職員研修の実施、人事評価の項目にワークライフバランスの観点を追加するなどの取り組みを進めてきている。					
課題		職員の意識を高め業務能率を向上させるとともに、ICTを活用した業務の効率化や働く時間を柔軟に選択できる仕組みを検討する必要がある。					
改革の内容	概要	超過勤務時間数を縮減し、休暇をさらに取得しやすくすること等によって個々の状況に応じた多様なワークライフバランスを推進する。					
	詳細	「職員みんなのワークライフバランス推進プラン」に掲げる取り組みを実施する。具体的にはノー残業デー・ウィークなど定時退庁を促す取り組みを徹底するほか、管理職に対し、マネジメント能力の向上を目的とした研修を実施する。また、本プランは令和2年度末が終期であることから、令和2年度に見直しを行う。 【令和6年度の動向】 令和2年度以降、本プランは未改定であるが、令和7年3月に実施した職員アンケートの結果を踏まえ、令和7年度に見直す予定としている。					
工程表	取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
	推進プランの実行		●				
	推進プランの見直し		●	○			
	新たな推進プランの実行			●	●	●	●
改革の目標	累積効果額（千円）	説明					
	0	【R2～4】年間超過勤務時間数（職員一人当たりの平均） 103.5時間（平成27年度（115時間）から10％減） 男性の育児休業取得率 13％ ※職員みんなのワークライフバランス推進プランの目標値 【R5】職員みんなのワークライフバランス推進プラン改訂					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
随時	ノー残業デー（毎週水曜日、毎月1日・20日）・ウィーク		
4月	新任管理職研修		
7月、12月	総労働時間短縮推進委員会の開催		
7月～3月	ワークライフバランス推進プランの改定		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	C	当初は令和2年度に推進プランを改定する予定としていたが、令和3年度末に策定される次期松江市男女共同参画計画と計画期間を合わせることにしたため。	0
R3	B	ワークライフバランス推進プランが未改定であり、計画的な取り組みの進捗は図れていないが、電子決裁システムや庶務事務システムの導入を決定し準備にとりかかった。	0
R4	B	ワークライフバランス推進プランが未改定であり、計画的な取り組みの進捗は図れていないが、電子決裁システムや庶務事務システムを導入し、事務処理の効率化を推進した。	0
R5	B	ワークライフバランス推進プランが未改定であり、計画的な取り組みの進捗は図れていないが、電子決裁システムや庶務事務システムの導入に伴い、事務処理の効率化を推進した。	0
R6	B	ワークライフバランス推進プランが未改定であり、計画的な取り組みの進捗は図れていないが、時差勤務制度の導入や出産予定のパートナーを持つ男性職員・その所属長を対象とした子育てセミナーなどの取り組みを進めた。	0
※ 総合	B	ワークライフバランス推進プランの改定を行うことができなかったが、第3期松江市男女共同参画計画に掲載している項目については積極的に取組を進め目標を前倒しで達成している。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容・ 実績 等	・職員の出退勤や休暇取得の状況、時間外勤務の実態をタイムリーに把握する「庶務事務システム」の運用を令和5年1月から開始した。システムの導入による事務処理の効率化、超過勤務時間の縮減と休暇の取得促進を図り、働き方改革を推進していく。 ＜年間超過勤務時間数（職員一人当たり平均）＞ - 平成27年度 115.0時間（総労働時間：1,846.3時間） - 平成28年度 111.6時間（総労働時間：1,843.0時間） - 平成29年度 120.9時間（総労働時間：1,848.0時間） - 平成30年度 130.2時間（総労働時間：1,860.0時間） - 令和元年度 131.4時間（総労働時間：1,861.2時間） - 令和2年度 143.0時間（総労働時間：1,870.9時間） - 令和3年度 180.1時間（総労働時間：1,919.5時間） - 令和4年度 206.8時間（総労働時間：1,938.9時間） - 令和5年度 164.8時間（総労働時間：1,878.3時間） - 令和6年度 151.0時間（総労働時間：1,862.0時間） ※管理職等を除く ・職員が個々の事情に応じて、働きやすい環境づくりを進めるため、令和6年度に時差勤務制度を試行的に実施し、令和7年度からは本格実施を開始した。 ・職員の働き方などに対する意識を把握するために、令和5年度に引き続き職員アンケートを行った。
	令和6年度は、コロナ禍以前までは至らないが超過勤務時間も減少し、令和5年度と比較すると13.8時間減少した。しかしながら、依然として特定の職場や職員に超過勤務が偏っている状況も見られるため、引き続きワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進する必要がある。
対応 方針	・テレワークやフレックスタイム制の本格導入に向けた検討 ・業務の可視化の手法として、ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）の導入に向けた検討
メモ・ 参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30501

要素項目名		松江市人財育成基本方針の推進							
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現							
取組項目(主) (副) (副)		職員の人財育成による資質と意識の向上							
担当課		総務部人事課		実施期間		令和2年度		から まで	
現状		中核市への移行や「松江市人財育成基本方針」は平成19年1月の策定から10年以上経過していたことから、平成30年度に「基本方針」及び「推進計画」を改定した。改定にあたっては、これまでの基本方針を受け継ぎつつ、さらに将来を見据えた人財育成とするための方向性とそれに至る道筋を示すことを主眼に、新たな方針として改定した。また、人財育成の仕組みと主な取り組みを、より一層計画的に進めるための実施計画も併せて作成した。							
課題		中核市への移行に伴う権限移譲や地方創生・人口減少問題などの諸課題に対応できる職員の育成が求められている。							
改革の内容	概要	「松江市人財育成基本方針実施計画」に基づいた取り組みを着実に実施する。							
	詳細	基本方針では「目指す職員像」を以下のとおり掲げている。 ①市民の幸せな未来を創造する職員 ②住民主体を大切に、共創・協働の意識を持って行動する職員 ③知識や経験を積み重ねながら成長する自律性にあふれる職員 ④高いコスト意識や危機管理能力を持つ職員 この目指すべき職員像を踏まえ、職位ごとに求められる役割や身につけるべき意識・姿勢、能力を設定している。また、人財育成の基本的な方向性として「採用から3年間は基礎的な力を身につけることができるよう重点的な支援を行うこと」、「部や課、係といった各部署のチーム力を高める取り組み」を定めている。 重点施策として「職員の意識とマネジメント力向上」や「OJTの活性化」、「人物重視の採用」など13項目を掲げており、その具体的な取り組みとして「管理職、係長研修の実施」や「OJTマニュアルの活用」、「採用試験の手法の見直し」など52項目を実施することになっている。							
工程表		取組内容			R2	R3	R4	R5	R6
		実施計画の実行			●	●			
		実施計画の見直し				●			
		新たな実施計画の実行					●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）		説明					
		0		・実施計画の着実な実行（計画に掲げた52の取組項目の実施）					

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
3月	松江市職員「ひとづくり」基本方針の策定		
9月	実施計画の策定		
随時	実施計画の実行		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	A	平成30年度に策定した「松江市人財育成基本方針実施計画」（計画期間：平成31年度～令和3年度）に基づく各取り組み項目について、概ね順調に検討、実施できたため。 ※コロナウイルス感染症感染防止の観点から、一部取り組み項目については、見送りまたは規模縮小等を図ったもの。	0
R3	A	平成30年度に策定した「松江市人財育成基本方針実施計画」（計画期間：平成31年度～令和3年度）に基づく各取り組み項目について、概ね順調に検討、実施できたため。 ※コロナウイルス感染症感染防止の観点から、一部取り組み項目については、見送りまたは規模縮小等を図ったもの。	0
R4	B	「松江市人財育成基本方針実施計画」の改定を予定していたが実施できなかった。ただし、現計画の取り組み項目については、計画的に実施した。 ※コロナウイルス感染症感染防止の観点から、一部取り組み項目については、見送りまたは規模縮小等を図ったもの。	0
R5	A	各研修については、令和5年度研修計画に基づいて計画的に実施した。 令和5年12月に総務省より示された「人材育成・確保基本方針策定指針」や、令和6年2月に実施した職員アンケートの結果を踏まえて、令和6年3月に『松江市職員「ひとづくり」基本方針』を策定した。	0
R6	A	各研修については、令和6年度研修計画に基づいて計画的に実施した。 『松江市職員「ひとづくり」基本方針』の取り組みを進めるために、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした実施計画を策定した。	0
※ 総合	A	人財育成基本方針を改定し、課題感に即した人材育成を実施している。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的 取組 内容、 実績等	- 職員研修の分野においては、毎年度策定している研修計画により、人材育成に取り組んだ。 < R6年度研修受講後のアンケート結果 > 「有意義度」92.5%（R2年度95.4%、R3年度92.0%、R4年度91.8%、R5年度91.1%） 「職場での活用度」82.4%（R2年度90.9%、R3年度83.0%、R4年度88.6%、R5年度84.5%） 「やる気の向上度」83.1%（R2年度92.6%、R3年度80.0%、R4年度86.1%、R5年度86.1%） 【『松江市職員「ひとづくり」基本方針実施計画』の策定】 - 令和6年3月に策定した『松江市職員「ひとづくり」基本方針』の取り組みを進めるために、実施計画を策定した。
	職員アンケートの結果から、8割の職員が「人間関係は良好な職場」と感じている一方、「向上心や成長意欲を評価し、人を育てる風土があるか」との問いに対しては、6割弱は否定的な回答をしており、職員が能力を発揮し、やりがいや充実感、成長を実感できる組織風土づくりを進める必要がある。
	定期的に職員アンケートを実施して職員のエンゲージメント（働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着など）を把握する。併せて、人事評価制度、人事異動、事務事業の見直し、給与制度、職場でのコミュニケーションのあり方など、総合的に検討していく。

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調査

30601

要素項目名		定員管理計画に基づく組織・人員体制の適正化					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		定員管理と組織の適正化					
担当課		総務部人事課	実施期間	令和2年度	から	まで	
現状		人口減少、少子化、高齢化が進行する中、多様化・複雑化する地域課題へのきめ細やかな対応がますます求められている。また、地方分権の進展による権限移譲や新たな行政需要などにより、市の担うべき事務量が増加していく傾向にある。 このような中、この地域が将来にわたって発展していくため、必要な施策に取り組み、市民サービスの維持、向上を図っていく必要がある。 そのためには、限られた財源の中で、効率的な行政運営に取り組んでいくことが求められる。事務量の増加に対して適切に職員配置を行う一方で、不断に事務事業の見直しを行い、適正な定員を維持していくため、令和6年度に新たな定員管理計画を策定し、現在、それに基づいて採用試験の募集人数等を決定している。					
課題		平成17年の市町村合併によって職員数が過大な状況となったため、松江市は職員の400人削減計画を立て、正規職員の削減に取り組んだ。 毎年度、退職見込数の一定割合しか補充しないという手法により削減した結果、平成26年度にその計画は達成されたが、その一方で、窓口業務や校務技師などの嘱託職員化や保育士や幼稚園教諭などで臨時職員を配置したため、非正規職員が増加する結果となった。 令和13年度に向けて、定年が65歳まで段階的に引き上げられることから、職員定数の一定割合を60歳を超えた職員が占め、若年層の割合が低下することが予想される。また、非正規職員については、近年の処遇改善により、人件費が増加している。 今後の人口減少に伴い、税金等の収入が減少することが見込まれるため、定員管理計画に基づき非正規職員数を計画的に削減していく必要がある。					
改革の内容	概要	定員管理計画のローリングを毎年行いつつ、非正規職員も含めた職員数の適正管理を図る。					
	詳細	定員管理計画のローリングを行いながら、効率的な組織・人員体制を構築していく。正規職員については、定年延長職員数及び再任用職員数の状況や、職員全体の年齢構成の是正に向けた社会人経験者枠の試験等の取り組みを実施する。また、非正規職員については、各職場へのヒアリング等を行うことで業務内容や業務量を精査し、会計年度任用職員として必要最低限の人数を確保（適正化）しながら、効果的・効率的な配置を行う。					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		職員定員の適正管理	●	●	●	●	●
		非正規職員（会計年度任用職員）の任用数の適性化	●	●	●	●	●
		社会人経験者採用枠の試験の実施	●	●	●	●	●
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		540,056	策定した定員管理計画（計画期間：H31～R5）に基づき、最終年度の令和5年度に、正規職員（再任用職員含み、企業局除く）が1687人から1706人、非正規職員が13426人月（÷12＝1,119人）から12,282人月（÷12＝1,023人）程度となるよう、正規・非正規の職員数を適正に管理していく。				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
4月～11月	職員採用試験（先行日程・前期日程・後期日程・社会人経験者日程）		
8月	定年延長対象職員への意向調査		
10月～1月	次年度の組織・人身体制の見直し		
12月	定員管理計画の見直し		
3月	次年度の職員採用計画の策定		
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	定員管理計画策定以降の社会状況の変化に伴い、将来を見据えたICT施策の推進、新庁舎整備の体制強化、マイナンバーカードの普及促進などを図っていく必要があり、それらに対応するための組織改編や職員の増員を行った。また、技師などの専門職員の持つ技術を若手職員へ継承していくため、再任用職員の継続雇用を行った。なお、定員管理計画どおりに職員数を削減していくことは難しい状況となっており、今後の公務員の定年延長に関する法案の施行時期を見定めたうえで、定員管理計画の見直しを行っていきたいと考えている。	△ 398,958
R3	B	新型コロナウイルスワクチン接種体制の確立、新型コロナウイルス感染症対策強化、国宝松江城の価値を高めまちづくりに生かす取組の推進、マイナンバーカード普及促進などを図っていく必要があり、それらに対応するための組織改編や職員の増員を行った。新たな行政需要や新型コロナウイルス感染症への対応により、定員管理計画どおりに職員数を削減していくことは難しい状況となっており、定年延長制度導入を踏まえ、定員管理計画の見直しを行っていきたいと考えている。	△ 721,335
R4	B	長期化する新型コロナウイルス感染拡大防止対策、ワクチン接種の推進体制の継続、影響を受けた個人や地元企業が活力を取り戻すための支援、新総合計画「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の推進に取り組む必要があり、それらに対応するため、重点的な組織・人身体制の強化を行った。新たな行政需要や法改正等への対応、新型コロナウイルス感染症への対応により、定員管理計画どおりに職員数を削減していくことは困難な状況となっており、定年延長制度導入を踏まえ、定員管理計画の見直しを行っていきたいと考えている。	△ 1,067,420
R5	B	コロナ禍の難局を乗り越え、新庁舎第1期棟オープンを経て、総合計画「MATSUE DREAMS2030」の推進に取り組む必要があり、こども家庭センター設置や再編、宿泊税の検討、国スポ・高校総体に向けた体制など重点的に組織・人身体制の強化を行った。R6年3月に策定した定員管理計画（計画期間：R6～10年）では、職員数の現状維持を基本としているが、多様化・複雑化する地域課題や行政需要などへ対応していくため、事務事業の効率化、見直し・廃止、人材育成、適正配置などに取り組み、組織・人身体制を維持していきたいと考えている。	△ 1,725,941
R6	B	総合計画の4年目にあたり、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」の成果を拡充するとともに、新庁舎2期棟の供用開始を経て、職員のワークスタイルの変革を実現していくことになる。このような状況の中で、職員のワークライフバランスの実現につながる組織・体制を構築していく必要がある。R6年3月に策定した定員管理計画では、正規職員の総数の現状維持及び会計年度任用職員の計画的な削減を掲げていることから、限られた職員数の中で、組織・人身体制について見直すべきところは積極的な見直しを行い、全体としてより効果的・効率的に業務を遂行するための体制を構築していきたいと考えている。	△ 29,118
※ 総合	B	主に新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う人身体制の強化により、計画最終年度の職員数が定員管理計画を上回る結果となった。今後は、R6年3月に策定した定員管理計画に基づき、正規職員総数の現状維持と会計年度任用職員数の計画的な削減を行い、業務量に応じた職員数の最適化を図っていく必要がある。	△ 3,942,772

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容・実績等	- 職員の年齢構成の是正と組織の活性化を目的として、令和6年度採用においても社会人経験者枠（27歳～40歳）の試験を実施。【採用者数：令和3年度 17名（受験者数82名）／令和4年度 19名（受験者数83名）／令和5年度 34名（受験者数174名）／令和6年度 27名（受験者数161名）】 - 令和3年度から首都圏、関西圏で採用試験を実施。【試験会場：東京都・大阪府】 - 令和4年度は、新たな行政需要や新型コロナウイルス感染症対応により、業務量が増加し、職員の時間外勤務も大幅に増えていることから、任期付職員や会計年度任用職員等を増員し対応した。 - 令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、コロナ禍以前までには至らないが、時間外勤務が減少した。また、人材確保に向けて、社会人経験者日程を年3回実施した。 - 令和6年度は、コロナ禍以前までは至らないが、前年度に比べ超過勤務時間が減少した。また、人材確保に向けて、社会人経験者枠の試験を年2回実施した。 【時間外勤務実績（一人当たり年間平均）】 R2:139.7時間 R3:180.1時間 R4:206.8時間 R5:164.8時間 R6:151.0時間 【任期付職員】 R2.4月時点:55人 R3.4月時点:54人 R4.4月時点:67人 R5.4月時点:106人 R6.4月時点:106人 ※R4年度は、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、年度中途(6月～7月)に36名の一般任期付職員を採用し松江保健所へ配置 【会計年度任用職員】 R2.4月時点:1218人 R3.4月時点:1263人 R4.4月時点:1292人 R5.4月時点:1341人 R6.4月時点:1,294人 - 平成30年度に策定した「松江市定員管理計画」は、令和5年度に終期を迎えたことから、令和6年3月に新たな計画を策定した。
課題	- 行政課題に対応できる人員の確保と年齢構成の平準化、獣医師・薬剤師をはじめとする専門職の確保。 - 事務事業の効率化などを継続し、定員管理計画のローリングを毎年行い、職員数を適正管理していく必要がある。
対応方針	- 退職者の補充を基本に、事務事業の増減や年齢構成を踏まえながら、必要な人員の確保を行っていく。 - 医師、獣医師、薬剤師を中心とした専門職確保のため、大学訪問等のPR活動を強化していく。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。

行財政改革実施計画（令和6年度実施状況報告）

1. 要素項目調書

30602

要素項目名		署所再編実施後期計画					
3つの基本方針		最大の効果を生み出す行政運営の実現					
取組項目(主) (副) (副)		定員管理と組織の適正化 公共施設・インフラの適正化と未利用財産の処分・利活用					
担当課		消防総務課	実施期間	令和2年度 令和3年度	から まで		
現状		現在の消防署所組織体制：2署3分署3出張所（平成31年4月現在） 現在、秋鹿出張所・鹿島出張所は1隊3名が勤務し、消防車と救急車の乗換出動をしているため、管轄区域で同時又は連続して災害が発生した場合に、他の署所から出動することになる。 署所再編計画（大規模・多様化する災害に迅速に対応できるよう消防体制の充実と強化を図るため、出張所を廃止し、分署に消防力を集約するもの）に基づき、分署の整備を行っており、北部分署の開署を令和2年4月1日（秋鹿・鹿島の2出張所は閉所）として署所再編を進めてきた。 北部分署の開署条件とした『市道古浦西長江線（令和2年3月完成予定）』が、約8カ月遅れる見込みとなったことから、庁舎建設年度を令和2年度に延期した。					
課題		計画通り事業を進めるために、周辺地域及び関係機関との協議・調整が必要である。 全ての救急車に救急救命士が乗車するため、計画的に救急救命士の養成を図らなければならない。					
改革の内容	概要	署所を再編し、消防体制の充実強化を図る。 【H31.4現在】2署3分署3出張所 ⇒ 【R3.10再編後】2署4分署1出張所					
	詳細	○八雲・東出雲出張所 ⇒ 南部分署（平成28年4月運用開始） ○秋鹿・鹿島出張所 ⇒ 北部分署（令和3年3月運用開始予定） ・大規模災害に対して、的確な対応が取れる消防防災体制の強化 ・救急業務の高度化・多様化への対応（全ての分署への救急救命士の配置） ・高速道路災害への対応ができる消防力強化 ・災害を未然に防ぐ、被害を最小限に抑えるための取組強化と防火安全対策の徹底 ・大規模災害時の情報収集、伝達体制の確立 ・職員研修の充実					
工程表		取組内容	R2	R3	R4	R5	R6
		北部分署 庁舎建設	●	●			
		北部分署 運用開始（秋鹿・鹿島出張所閉所）		●			
改革の目標		累積効果額（千円）	説明				
		○	・火災鎮圧時間短縮・被害軽減 ・救急車への患者収容時間の短縮 ・交通事故等同時複数患者の搬送 ・救急救命士による高度な救急対応⇒救命率の向上 ・予防査察件数の増加、救急講習件数の増加 ・訓練、研修等の参加拡大⇒職員的能力向上				

2. 本年度実施スケジュール

時期	実施内容	時期	実施内容
実施する上での留意事項			

3. 進捗度評価・実績効果額（※【進捗度】S=計画以上の進捗、A=計画どおり、B=遅れている）

年度	進捗度	評価の理由	実績効果額(千円)
R2	B	令和元年度完成に向け取り組んできた庁舎建設について、北部分署の開署条件とした「市道古浦西長江線」工事延長によって令和2年度に延期となったことから、令和3年3月を開署予定としてきた。 しかし、令和2年度は東京オリンピック及び大阪万博の建設工事の影響も受け、全国的に建設資材「高力ボルト」の不足が発生し、発注から納期までの期間が延長したことから、庁舎建設が令和2年10月からの着工となり、開署時期が令和3年度へ延長となった。	0
R3	B	庁舎建設が完了し、令和3年9月30日に秋鹿・鹿島出張所を閉所、同年10月1日に北部分署を開署した。当初計画では、北部分署開署を令和2年4月1日としていたが、様々な要因から1年6ヶ月遅れでの開署となった。	0
R4		令和3年10月1日に北部分署を開署し、事業完了。	0
R5			0
R6			0
※ 総合	A	「市道古浦西長江線」の工期延長や建設資材不足により計画より遅れはしたが、令和3年10月1日に北部分署が開署したことにより署所再編（後期計画）が完了し、消防体制の充実と強化を図った。	0

4. 前年度の具体的な取組内容・取組過程で生じた課題・課題への対応方針

具体的取組内容、実績等	【令和2年度】 令和2年10月から建築、機械、電気、屋外付帯工事着工。 庁舎建設年度を令和3年度に延長し、令和3年10月を開署する。 【令和3年度】 建築、機械、電気、屋外付帯工事が完了し、同年9月30日に秋鹿・鹿島出張所を閉所、同年10月1日に北部分署を開署した。
課題	【令和3年度】 開署に向けて地元と協議を進める中で、開署目前になっても、住民には地元にあった出張所がなくなることへの不安があった。
対応方針	【令和3年度】 不安を少しでも取り除くため、地元の方への説明をお知らせ文書を全戸配布するなどし対応を取った。
メモ・参考	

※実績効果額の合計は、各年の経常効果額に年数を乗じて合算しているため、各年度の効果額を合算した額とは一致しないことがあります。